



210.3
N558k



古事記論正誤

六三	六〇	五七	五七	五〇	四九	四八	四六	四三	四二	三一	二九	二八	二四	二一	一七	一六	一四	一四	頁	
七	二	六	五	一	一	三	五	一	四	一	一	一	七	二	七	一〇	一〇	一〇	行	
條のは	綴不記	歌仙給	マシマシテ	神代紀以後	古事記	臥居	胡床問云	群品之祖	然乾坤	山川草木	列すだけ	葦牙	材料	なくる	古事記に	多羅期	而惠	いつた	誤	
條には	綴不記	歌仙愛給	マシマシケルユヘニ	神武紀以後	古事記	臥在	胡床此問云	爲群品之祖	然乾坤	山川草木	列すだけ	葦牙	材料	なくる	古事記に	多羅期	而惠	いつた	正	
一七一	一六一	一五四	一五三	一五三	一五三	一五二	一五一	一五一	一五〇	一四六	一四六	一四三	一四三	一四二	一四一	一三八	一三七	一二九	頁	
六	四	〇	一	九	九	八	三	二	二	一	一	〇	六	三	一	三	七	七	六	行
稗田阿禮	合戦軍忠者	古事記舊事	竈神殿	御陵	陸在社後山	近海	負祝部姓宇志麻呂	比叡山	山王緣起	一座其地	佛祖統記	百廿七縣民	山咋大神	天平中	此地	其美	若武彦命	若武彦命	事記は	誤
天鈿女	合戦軍忠者	古事記舊事	竈神殿	御陵	陸在社後山	近海	負祝部姓於宇志麻呂	比叡山口	山王院緣起	一座其地	佛祖統記	百廿縣民	大山咋神	天平中	其地	其美	若武彦命	若武彦命	事記は	正

文學博士 辻善之助序
中澤見明著

古事記論

東京 雄山閣版
神田

210.3
N538 k



221844

序

去る大正十三年五月、中澤見明君の「古事記は偽書か」の一篇、史學雜誌に發表せらるゝや、甲論乙駁頗る學界に衝動を起せり。爾來五年、君はひたすら沈黙を守り、靜かなること林の如く、この間専心研覈、糧を蓄へ兵を練り、今や精銳を加へ、筆鋒を新にして、「古事記論」一篇を公にせらる。論陣を三段に分ち第一編考察編に於ては、古事記は上代の口傳をそのまま筆録したるものなりや否や古事記には毫も漢意を含まざるや否やを考へて、これを否定し、第二編疑問編に於ては、古事記成立に關する其序文の記述を排し、其成立年代を想定して、平安朝初期弘仁以後天長承和の頃にあるべしとし、字音假字及び地名記載の例によつて之を立證し、また萬葉集、新撰姓氏錄等との比較研究によつて之を闡明せんことをつとめ、終に松尾及び日枝等の祭神研究によつて、その作者は日枝松尾等の社家に關係あるものなるべしと推測せり。第三編成立編に於ては、古事記を平安朝初期の述作とせる想定の下

に、その構成に用ひたる材料の如何なるものなりしかを考へて、その主要材料は、もとより日本紀にあり。これに風土記、歌物語り、法王帝説等を利用したるものなるべしと論ぜり。之を通観するに、著者が研究慾の旺盛にして鋭氣の迸るあり、之を前の史學雜誌に於ける論文と比して、陣容大に張り歩武整々たるを見るべし。思ふに本書の提げたる疑問は、その解決は容易の業にあらざるべし。然れども眞理探究の發足は先づ疑にあり。五年前君がこの問題を提出するや、予はその稿を一見し、先づ學界に發表して論議の資に供するの價値あるべきを思ひ、之を史學雜誌に紹介したり。今またこの一篇を紹介して以て廣く世に問ひ、その批判を求めんは、實に學界に對する責務なるべきを思ふ。乃ち敢てこゝに序する所以なり。

昭和四年十月

辻 善之助

自序

著者は伊勢の片山里に住む田舎ものである、學歴もなければ財力もない、偶然の機會で國史研究に興味を覺え、衣食を節約してその資料を蒐め、眠時を縮めてこれを耽讀した。さうして最近數年は殊に古事記の研究に没頭した。云ふまでもなく古事記は郷土の先哲本居宣長翁が一生の精力をつくしてその闡明に従はれた書物で、著者も亦先づ第一に翁の古事記傳から讀みはじめた、讀了の後深く翁の博識と精緻とに敬服したが、たゞ一つ腑に落ちなかつたことは翁が古事記を以て神代からの口傳をそのまま筆録したものだと思定された理由の薄弱な點であつた。その後著者は微力の及ぶかぎり材料を涉獵して、一意この方面の探索につとめ、遂に古事記を以て平安朝期に於ける假託の書と擬定するに至つた。而してこの考の一部は先年史學雜誌第參拾五編第五號に載録して大方の示教を請ふた。當時二三先輩は親切な駁論を寄せられたが著者の蒙は未だ啓けぬ。そこでその後の研究をまとめて前論の不備を補ひ單行本として世に問ふことゝした、もし識者先輩の叱正を仰いで吾が固陋を改めることが出來たならば著者の幸福は此上もなく。

本書の初稿成るに及んで文學博士辻善之助先生の閱を請ふた。先生は公私繁忙の間から亂雑な拙稿を御精讀くださつて、種々有益な注意を賜つたことは著者の銘感措く能はざるところである。著者は再び稿本の整理に従事し、燕を去り誤を正し拮据半歳にして漸く再稿を脱した。乃ち先生の序を得て雄山閣から出版することとなつた、著者は深く先生の恩を謝するとともに、又雄山閣主人が名もなき著者の稿本出版を快諾された義氣に感謝する。

昭和四年十月

中 澤 見 明

古事記論 目次

序 論

一頁

第一編 考察編

二

第一章 古事記序文の考察

二

- 古事記傳の説(一)……古事記傳に對する私の所感(三)……古事記編纂事實を示す根本史料としての古事記序(一三)……
- 古事記序文の意義(一三)……漢文の記録文献と訓讀方の口傳(一四)……古事記の記事を語り傳へる物語とする舊説(一五)……
- 口碑口傳の筆録に削偽定實の必要なし(一五)……古事記編者の苦心(一六)……古事記は文献資料によりて編纂せられたり(一六)……古事記の文と神代紀の文跡(一七)……古事記序文の大意(一七)……古事記編纂の要點(一八)……古事記は口傳の筆録にあらず(一九)……我記録法發達の順序(二〇)……我漢學傳來(一九)……我古文献の形跡(二〇)……借訓假名の案出(二〇)……
- 字音假名の案出(二〇)……神代紀借訓の語とその注の字音假名(二二)……書記字音假名の注と字音假名書の古事記(二三)……
- 漢學傳來以後の國語(二三)……蒼生の漢語と青人草の國語(二三)……漢學傳來と新國語の成立(二三)……漂蕩混成等の漢語(二三)……「天地初發之時」の漢語と國語(二三)……古事記と日本書紀との史料としての價值(二三)……神代紀記載の形式

(二四)……古事記編纂の形式(二四)……書紀は舊記の原文を保存し古事記は讀音の改作文なり(二四)……津田博士の高見(二五)

第二章 日本書紀の漢意に就いて……………二五

一、神世七代の神話と支那思想……………二五

書紀所載の漢籍の語句(二六)……書紀神話の内容と支那思想(二六)……獨化の三神と老子經の思想(二六)……老子の「道獨立不改」と國常立(二七)……老子の天大と豐斟淳(二七)……地大と國狹植(二七)……紀一書の「天地混成」の語と老子の「有物混成」(二八)……一書の「天地未生」の語と老子の「先天地生」(二八)……一書の「狀貌難言」の語と老子の「吾不知其名」(二八)……乾坤相參の八神(二八)……渥土賚及沙土賚(二九)……大戸之道及大苦邊(二九)……面足及惶根(二九)

二、諾冊神話と陰陽思想……………三〇

道と陰陽二氣(三一)……周易と諾冊二神(三一)……陰陽思想と二神(三一)……二神出生の諸子の性質(三一)……日神と月神(三一)……雨神(三一)……暴風神(三一)……暴風と日光(三一)……陰陽兩儀の人格化(三一)

三、諾冊神話の異說成立に就いて……………三四

紀の本文と一書の異說發展の徑路(三四)……紀天浮橋の條第一種の一書の記事の矛盾(三五)……日向天降神話と混同して生じたる異說(三五)……交道教授の異說(三六)……日月神等出生の條下に於ける十一種の異說(三六)……同一書六の所說(三六)……日月神及素神のみ諾冊によつて生るとするもの(三七)……日月等の三神の肉體出生より一步進めた異說(三七)……

最後に構成された異說(三八)

四、神代紀異本に見れたる異說……………三八

陰陽兩儀の日月風雨火等を生ずるの思想(三九)……火出現を説くもの(三九)……諸神黃泉行の物語と支那古典の思想(四〇)……黃泉の漢語とヨモツクニの國語及桃避鬼の思想(四〇)……去杖及哭女の思想(四〇)……漢語の水神罔象と國語のミツハ(四一)

第三章 古事記は漢意を含まぬか……………四一

國土生成の物語と古事記編者の意思(四二)……古事記にも漢意を存す(四二)……蒙求和歌の漢意(四二)……諾冊二神の對話に就ての紀記兩書の文の比較(四三)……本居翁の神代紀漢意に對する批難(四三)……乾坤及天地の漢語とアメツチの國語(四四)……天下及天子等の漢語(四四)……古事記神話に見えたる胡床の漢語(四四)……胡床及吳床と阿久良の語(四五)……我國に使用せられたる胡床の形狀及其の傳來(四五)……アグラの語の意義(四六)……和名鈔の俗間用語の例(四六)……神代紀に胡床の語なし(四七)……本居翁の漢語排斥の矛盾(四七)……古事記に見えたる黃泉の字は原本に隨つて改めざるの類か(四八)……美保登の語と陰の字(四八)……古事記青人草の文字(四八)

第四章 紀記の優劣……………四九

紀記兩書様式の相違(五〇)……神代紀編纂の形式(五一)……人皇紀は歴史にして神代紀は宗教的神話(五〇)……紀の編者は神代紀異本に就て一字一句苟且にせず(五一)……神代紀は原本の字を保存す(五一)……古事記は史料の原典を改作せし新

史(五)……江戸時代の國學者の謬見(五)……外來の橋とタチバナの語(五)……非時香葉の譯名(五)……今上の漢文成語と今のうへの國語(五)……我國年號の譯讀(五)

第五章 神話發達の實例

一 神話の時代的變化(五)……自然界崇拜の信仰(五)……神話の組織と支那文化の影響(五)……人格的神話の構成(五) 玉津島姫の成立(五)……萬葉集の歌(五)……風景の人格的呼稱(五)……鳥神の歴史的人格化(五)……龍田風神の起源(五)……風神祭祝詞(五)……天御柱と國御柱の意義(五)……龍田彦の稱呼(五)……龍田姫の稱呼(五)……詩的空想の擬人化(五)……祝詞に神名作成の由來を説くものあり(五)……推古十五年の詔と我列聖禮祀の神祇(五)……日本支那朝鮮共通の天地開創と陰陽思想(五)……我國神と蕃神との差別思想(六)……神話構成上に於ける我獨有の神々(六)……宗教的情緒と詩的味の傳誦(六)……神代紀と人皇紀に於ける編者の態度(六)

第二編 疑問編

第一章 古事記序文の批判

古事記進上と續紀和銅五年正月の記事(六)……古事記編纂の勅令と續紀和銅四年九月の條の記載(六)……以前に於ける國史編纂に關する續紀の記事(六)……本居翁の續紀に對する辨明(六)……續紀は小事をも載せたり(六)……古事記序は上表文の形式(六)……稗田阿禮に關する古事記序の文(六)……阿禮奉勅の年時と阿禮の年齢及天武紀癸酉の記事に内容に就て考證を要す(七)

(六)……古事記序の文と天武紀十年の記事との矛盾(六)……上表文としての古事記序が阿禮に對する讚辭の委曲をつくすの奇怪事(六)……稗田阿禮に關するものは弘私記序が初見(六)……多人長と阿部直勝及姓氏錄(六)……古事記序文に對する五ヶ條の疑問(六)……古書眞偽判定の一般的方法(六)……日本書紀編纂及その傳來に關する外部の證明(七)……偽書としての舊事本紀とその序文(七)……聖德太子等國史編纂の史實(七)……古事記はその序をはなれて直に内容に就て考證を要す(七)

第二章 古事記序に現はれたる字音假字

古事記字音假字書の部分と書紀訓讀の注記(七)……書紀訓讀法の時代的追加の必要(七)……字音假字の種類の時代的統一(七)……古事記の字音假字使用の總数は書紀のそれよりも多し(七)……字音假字用例比較表(七—九)

第三章 古事記に見えた地名の記載例

紀記兩書地名用字の相異に關する一應の辨明(九)……淡道と淡路及粟路、阿波遲(九)……針間と播磨及播萬(九)……且波と丹波及但波(九)……三野と美濃及御野、三乃(九)……山代と山背及山城(九)……阿岐と安藝及安木(九)……伊余と伊豫及伊與、伊預(九)……粟國、豐國、木國、紀國、紀伊國(九)……无邪志と武藏及牟射志(九)……上菟毛と上野及上毛野(九)……多遲麻と但馬(九)……國各地名の換字は書紀以後にも多く使用せらる(九)……尾張伊勢の國名と尾治及伊世の字(十)……科長と磯長及志奈我(十)……墨江と住吉及澄江(十)……書紀の泊瀬と古事記の長谷(十)萬葉集ハッセの用字(十)……續紀ハッセの文字の使ひ方(十)……皇女ハッセ部の御名用字(十)……言語より見たる

泊瀬又は始瀬と長谷の字(103)……豊山に二名ありとする傳説(103)……古事記は泊瀬長谷二名混同時代の作か(103)……長谷の地名用字の初見(103)……ハツセの語に長谷の字を使用したるは泊瀬の文字より後なるべし(104)……ハツセの語の語首假名書用字より見たる古事記(104)……王仁の原名と和邇の假字書(104)

第四章 書紀と萬葉の編者は古事記を見ず……………105

神代紀編纂の形式と古事記の所載の異説(105)……書紀編纂完了の時代に於ける朝廷の人々(105)……古事記所載の歌と萬葉集の磐姫皇后御作歌(106)……古事記の輕太子物語(106)……書紀の輕太子傳(107)……書紀及萬葉の編者と古事記の歌物語(107)……萬葉集第十三卷相聞の長歌と古事記輕太子歌(107)……萬葉の編者は古事記を見ず(108)……現存の萬葉集に見えたる古注の文(108)……萬葉編纂の時代(109)……萬葉集の傳來と法成寺藏本(110)……現存の萬葉集は法成寺本の轉寫か(110)……萬葉及憶良の説と古事記の記事との相違(110)

第五章 古事記と新撰姓氏錄……………111

姓氏錄編纂の事實(111)……姓氏錄編纂の態度(111)……姓氏錄の古記尊重(111)……古事記に見えたる久米直等の祖(111)……姓氏錄所載の久米直氏は大伴氏の末流(111)……古事記所載の久米直氏は大伴氏對等の家系(112)……クメの語に用ゐられたる古體の字(112)……天津久米命及大久米命の名書紀に見えず(112)……天津久米命の神話は書紀以後の成立ならん(112)……久米直の姓成立の最初(112)……久米直氏の蔓延と姓氏錄の時代(112)……姓氏錄公表以後に於ける家系改作の流行(112)……「クメ」は武人の呼稱にして大伴氏の配下に屬す(112)……久米直氏の家系改作

(113)……日向天降の條に於ける記紀兩文の比較(113)……組の天穗津大來目と記の天津久米命(113)……書記及古語拾遺姓氏錄の記事と古事記の二神對立の文(113)……古事記神武段の道臣命及大久米命の對立(113)……伊豫浮穴直と大久米命の名の初見(113)……姓氏錄の時代に於ける浮穴直の家系(113)……大久米命の後とする家系は天長承和時代の改作(113)……天穗日命の後とする土師氏と古事記の記事(113)……土師氏と出雲臣(113)……古事記の土師氏除却(113)……土師氏の改姓(113)……平安朝期に於ける土師氏の發展と中臣系(113)……古事記の土師系默殺(113)……古事記は姓氏錄以後天長承和頃の作か(113)

第六章 古事記と日本紀弘仁私記序……………114

弘仁私記序に見えたる古事記編纂の記事(114)……弘仁私記の内容とその序文との不調和(114)……弘仁私記序の記事と現流本舊事本紀(114)……弘仁私記序の出來た時代(114)……弘仁私記序は弘仁中の作にあらず(114)……弘仁私記序は多人長の作にあらず(114)……弘仁私記序偽作の目的(114)……私記序は書紀編纂法の無見識を排斥す(114)……異端の用語に就て(114)……私記序の列擧したる姓氏關係の諸書及其の比評(114)……私記序は一言も姓氏錄に言及せず(114)……新撰姓氏目錄の書名とその書の排斥(114)……姓氏目錄排斥と弘仁姓氏錄(114)……私記序は古事記の價値を紹介するために作る(114)……書記編纂と太安麻呂(114)……姓氏の事を力説する私記序と姓氏の出自を多く載せたる古事記(114)……間接的弘仁姓氏錄の排斥(114)

第七章 中臣系と古事記……………115

勝寶以來中臣氏の奉幣使獨專の制(二三)……大同中に於ける中臣忌部の争論と朝廷の武斷(二三)……兩氏争論の要旨と古事記天磐戸の段(二三)古語拾遺献上と兩氏暗闘の存續(三五)……削偽定實の古事記の據證(三五)……古事記景行段に見えたる久米直祖七拳歴(三六)……景行記に見えたる吉備武彦及大伴武日連と姓氏不明の七掬歴(三六)……吉備臣と中臣系の關係(三七)……景行記磐鹿六雁の傳説と姓氏録高橋朝臣(三六)……安曇高橋兩氏の争論(三六)……高橋氏文の安房大神御食都神と古事記の氣比大神御食津神(三九)……大膳職の御食津神と高橋氏及忌部との關係(四〇)……氣比神と中臣系(四一)……中臣^氏の專權と神社の興廢(四一)……松尾社の興隆とその祭神胸形神(四二)……古事記の大山咋神(四二)……歸化神祠の存在と葛野の秦氏(四三)……歸化神祠發展策としての胸形神勸請(四四)……秦氏本系帳に載せたる神階(四四)

第八章 淡海の日枝神

………一四四

傳教大師山寺造立と比叡神(四五)……三輪神と地主神(四五)……地主神の意義(四六)……支那に於ける造寺と山神に對する思想(四六)……大殿祭祝祠の山神崇祀(四七)……比叡地主神崇祀の時代如何(四七)……元享釋書の誤記と傳仁忠作の叡山大師傳の文(四八)……祖師行業記の文(四九)……大比叡神勸請の時代に關する兩説(五〇)……日吉禰宜口傳抄の説(五一)……三寶輔行記の説(五一)……日吉禰宜口傳抄と古事記及舊事本紀(五一)……比叡諸祭神と勸請の三輪神との連絡(五二)……大年神系の諸神は神代紀に見えず(五三)……古事記の作者と日吉社司(五三)……日吉社司と賀茂社司との關係(五三)……賀茂社司と松尾社司との關係(五三)……最澄以前比叡山には公に認めらるゝほどの神社なし(五三)……

比叡神の發展は山寺造立以後なるべし(二五)……瀬見小河及神祇志料の批評(二五)……小比叡の地位は三輪勸請神の昇進に追隨するものなり(二五)

第九章 淡海の多賀神

………一五八

古事記伊邪那岐神鎮座所と多賀の地名(二五)……神代紀所載の伊邪諾神鎮座所(二五)……古から有名なる淡路の伊邪諾神社(二五)……延喜式小社の近江の多賀社(二六)……鎌倉時代以後に於ける犬上郡多賀社の發展(二六)……多賀社庄寄進の令旨(二六)……足利氏と多賀社(二六)……江戸時代の多賀社(二六)……三上嶽と犬上多賀を連絡する後世の傳説(二六)……三上神を多賀と稱する神祇正宗三十番神(二六)……日本靈異記元享釋書及新抄格勸符抄の田鹿神と三上神(二六)……奈良朝以來朝廷尊信の三上神社(二六)……三上神社の衰退と犬上多賀社の興隆(二六)……犬上多賀社は三上社の古き分祠か(二六)……應永伊勢本の誤寫(二六)

第十章 疑問編提要

………一六七

〇三編 成立編

………一七四

第一章 大年神系の構成と其材料

………一七四

大年神系統表(一七五)……大年神十六子中書紀に見えたる唯一の大國魂神(一七五)……國韓神(一七六)……宮内省國韓神は遷都以前より鎮座の神(一七六)……秦氏の所領にありし國韓神(一七六)……竈神と我朝廷に於けるその祭祀(一七八)……我竈神

を外來のものとする塵袋の説(一七九)……漢籍に見えたる竈神崇祀(一八〇)……我古曆に見えたる井竈門戸及宅の修築日の吉凶(一八一)……歸化神祠と竈神(一八二)……大山咋神は外來神か又は無名の山神(一八三)……御年神と大年神(一八四)……古語拾遺御歳神の説話(一八五)……令集解及祈祭祝詞に述べたる御年神の呼稱(一八六)……祈年祭は天武四年に始るとする説(一八七)……大年神弟宇賀之御魂神と紀の冊神の子倉稻魂(一八八)……宇賀之御魂神を大年神の弟としたる理由(一八九)……八島士奴美神系と大年神系の記事の文脈疎隔(一九〇)……古事記の眼目とする大年神系の作成(一九一)

第二章 別天神五柱と神世七代の構成……………一八七

古事記の別天神五柱の文(一八二)……古事記の神世七代(一八三)……神世七代の紀記兩書相異點(一八九)……古事記の雙神一代増加と獨神一代の削除(一九〇)……古事記神世七代は紀の本文と一書との合糅(一九一)……神代紀獨化神の各相異の神名(一九二)……別天神五柱の構成(一九三)……獨化三神の諸別名(一九四)……三神異名の分化(一九五)……古事記作者の同神異名を別立したる理由(一九六)……別天神五柱の中間と末尾とに加へたる注記の重複(一九七)……別天神記載の文章と神代紀の文(一九八)……古史通の別天神考(一九九)……伊勢貞丈の舊事本記割偽(二〇〇)……記紀神名對照表(二〇一)

第三章 古事記の國土生成説……………一九九

古事記の國土成生の文(一九九)……記の國土成生と紀の諸種の異説(二〇〇)……記紀國土成生對照表(二〇一)……記の綜合的構成(二〇二)……伊豫筑紫四面四名の説と他の諸書(二〇三)……記の肥國の別名と肥前風土記(二〇四)……記十三島の別名と舊事大成經の加上(二〇五)

第四章 度相神と御門神……………二〇五

記の外宮の度相に關する記事(二〇五)……止由氣宮儀式帳の所傳(二〇六)……丹後國風土記の傳説(二〇七)……豐受大神伊勢奉迎の傳説の初見(二〇八)……崇神朝丹波天降兩宮竝祀の説(二〇八)……崇神紀に丹波遷幸の説なく垂仁紀東廻遷幸を始めとす(二〇九)……吉見幸和の五部書説辨(二一〇)……寶基本紀は内宮系の作なるべし(二一〇)……御鎮座本紀御鎮座傳記倭姫命世記の偽作と吉見幸和の批評(二一〇)……豐受神奉迎の年月と紀の丹波餘謝浦嶋の年時(二一一)……丹波郡比治眞井の天女神仙傳(二一二)……豐宇加能賣命と止由氣大神(二一二)……丹波郡を與謝郡に誤る(二一二)……稻穀神の神話とその神名(二一二)……稻穀神崇祀の流布及太神宮也倉設置の傳説(二一四)……磯連或は磯部と太神宮所領(二一五)……磯部氏と渡相神主(二一五)……度會等由氣宮の史上の初見(二一六)……止由氣宮地位の時代的向上(二一六)……二所太神宮の呼稱(二一七)……貞觀中既に内宮の呼稱あり(二一七)……古事記外宮の文字とその時代(二一八)……古事記の御門神は一神に各別名ありとす(二一九)……神名帳の御門神は二神とす(二一九)……古語拾遺門神は二神として共に太玉命の子とす(二二〇)……御門神祭祀と支那五祀の門神(二二〇)

第五章 主要神系の構成と挿入物語……………二二一

紀の素神系大國主に至る世代の異説と記の鮮細なる世代歴名(二三三)……記の大國主五名と紀の七名(二三三)……大國主と八上比賣の戀物語(二三三)……塵袋所引因幡記鬼の物語(三四四)……因幡記の文と古事記の語句との比較(三三五)……紀の人畜療病の傳説(三三六)……八千矛神の歌物語の挿入(三三六)……八千矛神歌物語についての染谷氏の高見(三七七)……挿入物

語材料の各別なる證跡(二三七)

第六章 高木の神と丹塗の矢……………二二九

古事記の天若日子の物語(二三九)……矢の傳説と高木神の別名記載(二三〇)……高御産集日神を中間より高木神の別名に改む(二三〇)……高木神の^名地の諸書に所見なし(二三一)……神武段に見えた丹塗矢の傳説(二三一)……神武紀納妃の記事(二三一)日枝松尾に關する丹塗矢の傳説(二三三)……古事記の用鳴鏑の文字に關する本居翁及信友の説(二三四)……丹塗矢の物語と大久米命(二三五)……古事記作者の若日子血矢と丹塗矢との聯想(二三六)……松尾神社文書の高木明神(二三六)……松尾社領と頭陀寺領川勾(二三七)……頭陀寺は貞觀以前より川勾にありしならん(二三九)……松尾社領池田庄高木郷高木神社(二三〇)

第七章 古事記の技巧と法王帝説……………二四〇

尾津一つ松の歌(二四〇)……三重の地名の起源と播磨の三重里(二四一)……記日本武尊の作歌と景行紀天皇の御製(二四二)……難波と記の浪速(二四三)……歷世諸帝の寶算に於て紀記の大なる相異(二四四)……書紀の寶算より見たる履中紀以前と反正紀以後との區別(二四七)……書紀記載の態度より見たる履中以前と反正以後(二四八)……履中紀附近の記事の接續(二四八)……反正紀以後の聖壽の自然的な記載(二四九)……古事記の寶算は編者の虚造か(二四九)……古記事諸帝の崩年干支(二五〇)……紀の編者と干支の異説(二五〇)……古事記崩年干支と法王帝説(二五〇)……法王帝説と書紀の崩年干支(二五〇)……法王帝説誤記の利用とその技巧(二五三)……古事記の諸所に治世崩年を闕くもの(二五四)

第八章 成立編提要……………二五五

古事記論 目次終

背並に題箋の文字は實生
院本國寶古事記の中より
採れり。

古事記論

中澤見明著

序論

歴史を研究するものに取つて最も大切なものは史料である、故に歴史家は先づ第一に史料の蒐集に努力する。併し世には偽書偽文書が多く現に古社寺舊家に秘せられる古文書中にも往々にして偽物の存在することは遍く人の知るところである、そこで歴史家の第二の仕事は蒐められた史料を批判して眞偽を決定することである。さうしてこれを批判するにあつては虚心坦懐分毫も成心を混へてはならない、もしかりそめにも成心によつて史料の活殺を行ふことがあつたとすればその研究は正當なるものとはいはれない。

我が國の古代史を研究する資料としては日本書紀と古事記と舊事本紀とがあつて、その序文によると舊事本紀は推古朝の勅撰、古事記は元明朝の勅撰書と成つて居て、いづれも日本書紀

以前の古典であるが如く標榜して居る。併しその流傳の前後から考へると日本書紀が尤も古く舊事紀と古事記とは比較的晩れて有名に成つて居る。即ち日本書紀は、その編纂のことが續日本紀に記されて以來後の文献に度々説き及ぼされて居り、朝廷にても屢その講述を行はせられた程であるから、養老以後國史の模範として尊重されて來た事が明瞭であるが、古事記や舊事紀の事は本書の序文以外、平安朝以前の文献に現はれたことなく、その名が文献に上つたのは日本紀の弘仁私記序を以て最初とする。従つて日本紀は養老以後一般に知られて居たが古事記や舊事紀が知られ初めたのは平安朝以後であるといひ得る。

古事記や舊事紀の名は先づ弘仁私記序にあらはれてその後本朝月令、政事要略及長寛勘文所引の日本紀私記に引用せられ、時代の移るに従つて漸次廣く引證されて江戸初期に及んでゐる彼の博學の譽れ高き新井白石の如きもこの兩書を引證して古史通を作つて居る。然るにその後國典の研究が漸次深遠に入つて舊事紀の偽作なることが疑はれる様に成り、多田義俊の舊事紀偽撰考や伊勢貞丈の舊事紀剝偽が出るに至つて、最早これを信するものがなく成つた。之に反して古事記の方は江戸時代の國學者によつて甚しく尊重せられ、古來國史の模楷として重んぜられて來た日本紀を壓してその上に出づる様に成つた。そこで此派學者がそれほどまでも古事

記を尊重する理由はいづこにあるかといふと、それは日本書紀は漢文で書かれたが爲め多く漢意が交つて我が神ながらの實を傳へてゐないに反して、古事記は上代から語り傳へられた口傳をそのまま筆録したものであるから古意を存して居るといふ點にあるらしい。然し虚心に考へて見ると兩々相まつて現れ出した二書の一方舊事紀が偽撰であるのに他方の古事記が無條件に信用されるのは如何であらうか、私はこゝに多少の疑を挿まざるには居られぬ。この書の撰述はこの疑問に出發して居る。

私は此書を草するにあつて三編を分つた。第一編考察編には第一に彼の國學者のいふが如く、古事記は果して上代の口傳をそのまま筆録したものであるか否かを考察すること、第二に古事記の中には分毫も漢意を含まぬか否やを考察することを主眼とした。第一の問題については古事記の序文によると古事記は和銅四年に太安麻呂が勅を奉じて帝紀並に先代の舊辭を取捨折衷して統一的な歴史に編纂したもので、それを記録するにあつては舊來一般的に使用されて居た漢文體の文章によらず、稗田阿禮が誦み傳へた訓み方に従つて字音假名を主としてかき下したものである、また其資料も江戸時代國學者のいふ如く上代の口碑傳説を其まゝ筆録したものでなく文献を材料にして安麻呂が編纂したものである。次に日本書紀が漢文でかゝれて漢

意を交へて居ることは誰しも異議がなからう、然しその記載のどれ程までが漢意でどれ程が我國固有のものであるかは人によつて所見を異にする。私は神代紀の中には可なり多くの漢意があると思ふ、例へば諸冊二神の物語の如きも支那の陰陽思想を人格化した神話でないかとさへ疑はれるふしがないでもない、よし其中核は日本固有の神話であるにしても少からず支那思想の修飾が加はつて居るらしい、さうして古事記もまた此二神を中心とする神代神話がかゝれて居る以上全然漢意を含まぬ書物といふことは出来ない。更にその用語について考へると漢語に根基した語が少からず存して居る。此等の點から判断すると古事記が果して神代の眞面目を傳へて居るか否かと疑はしく成つて来る。さうして果して江戸時代の國學者がいつた程尊重さるべき資料であるか否かも疑問である。

第一編には古事記の序文を信用して、それを忠實に解釋することによつて古事記の性質を考へたのであるが、更に一步をすすめて、その内容を批判すると、序文の記事が實際であるか否かも疑はしく成つて来る、第一にこの序文は古事記進献の際に於ける上表文の形式に成つて居るが、その内容は寧ろ讀者に對して古事記の價値を誇示せむとするものゝ如くに讀まれる。第二に序によると天武帝の御代に稗田阿禮といふ人が勅を奉じて帝紀本辭を誦み習うたといふが

天武紀にはそのことが見えない。第三に序によると稗田阿禮は天武以來四朝にかけて聰明聞え高かつた人らしいが、その名は書紀にも見えず又續紀にも出て居ない。單にその人名のみでなく稗田といふ姓までが續紀以下弘仁姓録に至るまで出て居ない。第四に序によると古事記は和銅四年に勅を奉じて五年に奏献したことゝなつて居るが、このことも續紀には出て居ない。第五に古事記は天武朝以來の御計畫で削偽定實を目的とした編纂であるといふが、その後八年して完成された日本紀の編者は古事記を見て居ない。此等の點を綜合して考へると此序が那邊まで信用し得るかは頗る疑問である。そこで第二編に於ては先づ古事記序の信ずべからざる點を指摘して、古事記成立に關する序の記述を排し、古事記の内容を他の正確なる資料に比較することによつて其成立年代と其作者とを想定しようとした。

古事記の進献は和銅五年といつて居るが、その後八年して完成された日本紀の編者は未だ古事記を見て居ない。日本紀殊に神代紀は本文を區切つて十一段とし毎段の終りにあらゆる異説を列擧して時には十二種の多きに及んでゐるが、古事記に見えた異聞が書紀に見えないものがある。もし書紀の作者が古事記を見て居たならば、必ずこれ等をも列擧すべきであるが、それが見えないのは未だ古事記を見てゐない證據である。つぎに古事記にのせられた歌は往々に

して萬葉集と同じ場合があるが、萬葉の歌序は全然古事記を見てゐない。これ萬葉の編者も未だ古事記を見ない證據である。次に古事記の中には多くの姓氏を説明してゐるが平安初期の弘仁姓氏録には古事記と矛盾する姓氏説をあげて居て古事記を参考した形跡がない。これ等によつて考へると古事記は弘仁姓氏録以後に至つて作られたものらしい。初めて古事記を紹介したのは前にも一言した如く日本紀の弘仁私記序で、此の序は弘仁中多朝臣人長が日本紀を講述するにあつて講録にした時の私記の序といはれて居るが、實はそれより少し晩れて假託されたもので、多朝臣人長の作でないらしい。さうして此の私記序の内に日本紀以上に古事記を持ちあげて暗に舊事紀のことにも言及して居るのはそれが舊事紀と古事記とを表彰する意圖をもつて居ることを示すもので、古事記舊事紀の製作と深い關係があるものであらう。これによつて考へると古事記は弘仁以後、恐らくは天長承和の頃に作られたものであるらしい。さうして古事記中に用ゐられた字音假名や、諸國地名の記載例から推測しても略その頃のものだらうといふ見當がつく。

次に古事記は葛野の松尾や淡海日枝の祭神を詳しく紹介して居るが、これ等祭神は神代紀の記載には上つて居ない神で、恐らく歸化人の秦氏によつて祭祀され初めた神々であるらしい。

さうして秦氏は當時世に時めいて居た中臣氏に阿附して自家發展を計つたらしいが、古事記の中には中臣氏に有利なことが記載されて居るから、古事記の製作者は恐らく日枝松尾等の社家に類縁ある人であらう。そこで古事記は平安初期天長承和の頃に日枝松尾の社家に關係ある人が偽作して和銅の勅撰であるかの如く装ふたものでその序の記載は信用することが出来ないといふことに成る。これが第二編に於て述べんとする事の要點である。

第三編は、第二編に論じた通り古事記を平安朝初期の述作と想定し、この想定のもとに古事記が如何なる材料によつて如何に構成されたかを考へて見たのである。古事記の最初には別天神五柱の記事があつて次に神世七代の記述に入つて居るが、記の神世七代は書紀の異説としてかゝげた神世諸神の異名を別立したものでらしい。次に古事記は神世七代の終りに諸冊神の御子素戔鳴尊の子孫として大年神系の諸神を列記してゐるが、この神系に屬する諸神は大概神代紀に載せてゐない神ばかりで日枝や松尾に祭られた神々を系統付けたものに外ならぬ。さうして特にこの神系を詳述したところが古事記の特徴で、同時に亦その作者が那邊に居るかを暗示する部分である。古事記に於ける神代の記述は上巻一卷に終つて次に人皇の記事に入つて居る。人皇の記事中に於ける古事記の特徴は、歴代諸帝の寶算と崩御の干支を記するにあつて書紀

と全然違つた記事を殘して居る點であらう。これ等は倉卒に考へるとこれこそ古事記の價值ある所だと誤認され易い點であるが、これも實は法王帝説の錯誤を利用して、無理に書紀と違つた年代を案出したものらしく容易くは信ずることが出来ない。古事記構成の主要資料はいつも日本書紀であるが、書紀に見えない記載は多く各地の風土記や歌物語りの類から材を取つて記述の表面を飾つて居る。例へば大國主神の記事中に於ける因幡の素戔の物語の如きは疑もなく因幡記の文を取つたもので、同じ記事中八上比賣の物語りの如きは恐らく當時傳はつて居た歌物語の類から思付いたのであらう。又日本武尊の東征によつて三重の地名を説明した如きも風土記の類から得た材料であるかも知れない。又日枝松尾の祭神には丹塗の矢の神話があつて有名に成つて居るが、古事記も亦神代大山咋神の條に鳴鏑矢の神の事をのせ、これに類似した傳説が神武天皇求妃の條にも出て居る、これ等は大年神系の記載と相俟つて古事記の出處を考へる有力な材料である。古事記成立に關する以上の見解に大した錯誤がなかつたならば、古事記を平安朝初期の偽作と見ることが略是認せらるべきである。さうしてそれが是認せられるとすれば古事記はかの舊事紀と相表裏する偽作書で、江戸時代國學者がこれによつて書紀を批判し改作を加へようとした事の誤りたるは論ずるまでもあるまい。

要するに本書三編は古事記の成立が平安初期にあることを説明しようと思ひたにすぎない。然しこれを論證する爲めには多くの實證に基いて適當な判斷を導き出さなければならぬ。さうしてそれが爲め時に岐路にさまよひ、入らぬ道艸を食ひすぎて徒らに讀者諸賢を惑はしめる様な點がありはせぬかと氣遣はれる。そこで叙論一篇を草して、先づ私が述べようとする結論の大體を記した。

第一編 考察編

第一章 古事記序文の考察

本居宣長翁の古事記傳には古事記を「平城の大御代に太朝臣に仰せて稗田阿禮が誦習たる故事どもを撰録せしめたまへる」ものとして、さて其價值を論じて

此記の優れる事をいはむには先づ上代に書籍と云物なくしてたゞ人の口に言傳へたるむことは必ず書紀の文の如くにあらずして、此記の詞のごとくぞ有けむ、彼はもはら漢に似るを旨として其文章をかざれるを、此は漢にかゝはらず、たゞ古き語言を失はぬを主とせり、抑意と事と言とは皆相稱へるものにして上代は意も事も言も上代、後代は意も事も言も後代、漢國は意も事も言も漢國なるを、書紀は後代の意をもて上代の事を記し、漢國の言を以て皇國の意を記されたる故にあひかなはざること多かるを、此記はいさゝかもさかしらを加へず、古よりいひ傳へたるまゝに記されたればその意も事も言も相稱ひて皆上代

古事記傳
の説

古事記傳
に對する
私の所感

古事記編
纂の事實
を示す根
本として
の古事記
序

の實なり。

と激賞して居る。私は二十年ほど前に古事記傳を讀んで翁の研究の詳密なことに敬服し、其説の總べてを信用して來たが、その後翁の説を踏襲した平田篤胤や其他の國學者の著述を讀むに及んで、此等國學者の間には或る目的の爲めに感情的に議論をすゝめて行く様な感じがあつて、翁がその偏をなして居ると考へざるを得ない様に成つた。勿論私は此等學者の著作によつて啓發された點が非常に多く、これに對して尊敬と感謝を表示するに吝なるものではないが、その研究的態度に於て少しくあきたらぬ感がして其成果についても無條件には服従しかねる。

一體古事記が何時頃どんな風にして編纂され如何なる性質の書物であるかを考へる根本史料は本書の初に掲げられて居る編者の序文以外にない。従つて此等の點を考へようとするれば是非ともその序文を精讀しなければならぬ。乃て私は先づ其序の一部を引用して、これに對する鄙見をのべ、然る後本居翁一派の見解の當否を論じて見よう。

天皇(天武)詔云、朕聞諸家所齋帝紀及本辭、既違正實、多加虛偽、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削偽定實、欲流後葉、時有舍人姓稗田名阿禮、年是二十八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勤心、

即勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、伏惟皇帝陛下(元明)得一光宅、通三亭育、御紫宸而德被馬蹄之所、極坐玄扈而化照船頭之所、逮日浮重暉、雲散非煙、連柯并穗之瑞、史不絕書、列烽重譯之貢、府無空月、可謂名高文命、德冠天乙矣、於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日詔臣安萬侶撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭、然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄、即辭理巨見、以注明、意況易解、更非注、亦於姓日下、謂玖沙訶、於名帶字、謂多羅斯、如斯之類、隨本不改(下略)

右は古事記の序中編纂の事情を考へるに足る部分だけを鈔録したのである。先づ其始「天皇詔云」より「故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削偽定實、欲流後葉」までの文意は、天武天皇が當時諸家に傳へて居る帝紀や本辭などには、正實に違ひ虚偽を加へたのが多いから、今の中改訂を加へておかないと段々判らなくなるから、當時存在する此等の文献を充分に研究して眞偽を判別し取捨改脩を施した善本を定めて後世に傳へたいと思召されたといふ意である。次に「時有舍人」より「令誦習帝日繼及先代舊辭」に至る一節は、その當時稗田阿禮といふ人があつて、

古事記序
文の意義

歳はまだ二十八歳であつたが「度目誦口、拂耳勒心」といふ様な聰明な天才であつたので、帝は此阿禮に勅して先づ帝皇日繼と先代の舊辭とを誦習はしめられた意である。茲に「帝皇日繼及先代舊辭」とあるは、上段に「帝紀本辭」或は「帝紀」「舊辭」とかゝれたのと同じ意味であらうから、恐らく當時存在した記録文献を指すのであつて、阿禮は此等文献の読み方を習はしめられたのであらう。一般に當時の記録文献は漢文で綴られたらしくその読み方にはそれ／＼口傳があつたものらしい。現在日本書紀（特に神代紀）の諸所に字音假名を以て本文の読み方を示した注がある、一例を挙げれば神代紀に「葉木國、此云播舉矩爾」といひ「可美此云于麻時」といつた如きがそれである。此等注記の「葉木國」或は「可美」は書紀の本文で「播舉矩爾」或は「于麻時」はその読み方である。又「妍哉此云阿那而惠夜」といひ、「可愛此云哀」といふたのも「妍哉」といふ漢語は日本語では「阿那而夜（惠）」とよみ「可愛」といふ漢語は日本語では「哀」と誦むべきだと教へたもので、此種の読み方は阿禮の當時に於ては口傳で傳へられてゐたが爲め、天皇は先づ阿禮に勅して「帝皇日繼及先代舊辭」の読み方を習はしめ、然る後此等文献の眞偽を判別し取捨改脩を加へて確實な歴史を編纂せしめむと思召されたのであらう。舊來の解釋家は阿禮が誦習した「皇帝日繼及先代舊辭」を昔から語り傳へた物語傳説と解

漢文の記
録文献と
訓讀方の
口傳

古事記の
記事を語
り傳へる
物語とす
る舊辭
口碑口傳
の筆録に
削偽定實
の必要な
し

釋して古事記は此等物語を筆録したものだと言明して居るが、前後の文章から考へると、これは諸家所、齋帝紀本辭と同じ物であると思ふなければならぬ、さうしてもし上古に此等帝紀本辭以外の口碑傳説があつて、それ等が文献よりも正確であつたならば歴史の編纂はたゞこれを筆録するだけに止まつて偽を削り實を定める必要もなく、舊辭を討覈する勞も入らぬ筈であるが、事實は之れと反對である。是れをもつて考へても彼の阿禮の誦習したのは口碑傳説を誦習したのではなくして、古い文献の読み方を習つたものと想像せられる。之を要するに阿禮が「帝皇日繼及先代舊辭」を誦習したといふのは帝紀舊辭の読み方を習つたのであつて、これを習はしめられたのは新しい歴史を編纂する爲めの準備であつたのである。然るに新史編纂の事は元明天皇の御代までそのまゝ遺されて單に阿禮の誦習だけに終つた、乃て序文は「然運移世異未行其事矣」といつたのである。次に「伏惟皇帝陛下得、一光宅、通三亭育云々」といつて元明天皇の聖徳と讚嘆した後「於是惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯」といつたのは元明天皇が先帝の遺業をつぎ、彼の帝紀本辭が誤謬のまゝ遺つて居るのを訂正して修史の事業を完成せしめられたことを述べたのであつて、「正先紀之謬錯」といふ一句は明に此編纂事業が文献に基いて居ることを示して居る。次に「以和銅四年九月十八日詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭以獻上者、

謹隨詔旨子細採撫」とある一節は見方によつては阿禮が誦習した口碑傳説そのまゝ安萬侶がかき上げたやうにも考へられるかも知れぬが、これも阿禮が文献を離れて誦習したといふ意味ではなく、勅語舊辭の文献を讀誦して安萬侶に示し、安萬侶はその讀法に従つて仔細に考覈して取捨採撫して古事記を撰録したといふ意味であらう。

古事記編者の苦心

次に「然上古之時、言意竝朴、敷文構句、於字即難」以下の一節は古事記を編纂して記述する苦心をのべたもので、上古の事は言意竝に質朴で文章につゞりがたい、凡て訓に従つて漢文にかゝるとすれば文が意に従はぬ、さりとて字音假名だけで行かうとすれば長くなりすぎる、乃で今古事記を編纂するに際しては一句の中音と訓と並用したところもあり、又一事を記するに全部訓でかいたところもある、さうして文意の解しがたきは註で説明することにしたが、意味の明瞭なところは殊更に註は加へない。亦姓の日下は玖沙訶と讀み、名の帶は多羅^新とよむが如此類は原本のまゝに従つて改めなかつたといふ意である。さうして此節の初二句「上古之時言意竝朴」は古事記の材料が口誦であつたらしくも解せられるが、最後の「隨本不改」の一句はそれが文献に上つたものであることを尤も明瞭に示すもので、これから判斷すると、上の「言意竝朴」の句も文化が進まないで萬事質朴であつたといふ位に解すべきであらう。従つて此一

古事記は文献資料によりて編纂せられたり

段も亦古事記の材料が口碑傳説に基いて居ないことを示すものである。

さて古事記の本文を以て神代紀中に引かれた一書の文に對照すると、一書に漢字でかゝれた語が古事記に於ては字音假名で表はされて居る例が頗る多い。例へば、神代紀に「可美葦牙彦舅」と記して「可美此云于麻時」と註し又「彦舅此云比古尼」と註して居るが、古事記は直ちに「宇麻志阿訶備比古遲神^{此神名以音}」とかいて居る、是れ神代紀は一書の原文を保存して、その讀方を註したのに反して古事記は原文を離れて直ちに讀音に従つてかいたものである。さうしてこの讀音こそ阿禮の誦習した口傳を安萬侶がうけ學んだものであらう。又古事に「天之常立」とある「常立」は發音假名を用ゐて居ないが、これは恐らく「隨本不改」の一例で、其下「訓常云登許、訓立云多知」と註して居るのは前に所謂「辭理匠見以註明」の一例であらう、凡て此種例證は全書に於て求めたら數知れぬ程あげ得るが、此には唯一例をあげるに止める。さうしてこの一例だけによつても、古事記が如何にして編成されたかを想見することが可能よう。

以上、古事記序文の解釋に大過なしとすれば古事記の成立した事情は大略次の如くである。即ち昔天武天皇が諸家に傳はつて居る帝紀や本辭中に正實に違つたところ虚偽を混じた點が多いのを憂へさせられ、その偽を削り實を正して新しい歴史を編纂して後代に傳へようと思し召

古事記の文と神代紀の文體

古事記序文の大意

され、まづ聰明の聞き高かつた稗田阿禮に勅して、帝紀や本辭の讀方を誦習せしめられたが、未だ修史の事は實現するに至らずして元明帝まで及んだ、乃て元明帝は太安萬侶に命じ阿禮の誦習した讀方の傳授を受けて帝紀本辭の謬錯を正し、茲に古事記編纂の業が完了したのである。従つて古事記の材料はそれ以前に出來てゐた文献によつたもので、其文献の讀方は阿禮の誦習した口傳を受けたらうが、その材料の取捨選擇は全く太安萬侶一手によつて行はれたものと解せられる。以上論じたところ多少岐路に奔つた感があるから茲に其要點を條記すれば次の如くである。

- 一、古事記は文献舊記を材料として編纂したもので口碑傳説を筆録したものではない。
- 二、舊記の錯誤を訂正したのは元明朝古事記編纂の時であつてそれ以前ではない。
- 三、舊記の取捨審定は古事記編纂者の見識によつて居る。
- 四、古事記の文責は太安麻呂にある。
- 五、古事記が字音假名によつて記載した部分は舊記の語句を編者が誦音文にかき改めたものである。

古事記編纂の要點

古事記は口傳の筆録にあらざる

我記録法發達の順序

我漢文學に傳來

以上は古事記の序の中で其編纂に關する部分に對する私の考を述べたのであるが、この解釋に大なる錯誤がなかつたならば、本居翁の所謂古事記は阿禮が誦誦して居た口傳を筆録したものだといふ意味は序の中に少しもあらはれて居ないことになる。然らば翁は何によつて斯様に説き出すに至つたのであらうかそれは恐らく翁の熾烈なる排外的感情が無意識に働いて日本紀の漢文體記事にあかず覺え、古事記行文の日本的なるを喜び、これこそ上代の面目を具備して居るものだらうと判斷し、遂に古事記の序文をこの先入觀念によつて解釋した結果であらう。

然し記録法の發達する順序から考へると、これまで文字を知らなかつた我が上代人が漢學の流傳によつて初めて文字を學んだ當初先づ第一に採用されたらうと思はれる記録法は漢文そのままで、それが漸次日本化して字音假名の發明となり、この字音假名を主として文章を綴り得る様に成つたのは比較的後のことであらう。我が國に漢學が傳來したのは非常に古く既に應神紀十五年に百濟の阿直岐が來朝して太子菟道稚郎子が之に師事して漢籍を學ばせられ、その翌年また阿直岐を介して博士王仁を召させ給ふたといひ、古事記にも此時王仁(和邇)が論語十卷千字文一卷を献じたとのせて居て、一般にこれを以て漢字傳來の初めとして居るが、私の考へではこれはたゞ皇太子が漢籍を學ばせられたことをかいたもので、漢學の傳はつたのは更に古

我古文獻の形體

借訓假名の案出

字音假名の案出

い時代に或る一部の民族が渡來した事があつてそれ等の人々によつて自然的に將來されたもので阿直岐や王仁の來た頃には相應に漢學思想が流布して居たものと思ふ。さうでなければ皇太子教育の爲めに態々百濟に良師を求められた理由が解せられぬ。それは兎も角も、晚くとも應神天皇の時代に漢學が傳來して居たことは事實で、既に推古時代になれば聖德太子の三經義疏や十七憲法の如き立派な漢文もあらはれた法隆寺藥師光背銘の如く主として漢文に法つたものもあれば天壽國曼荼羅銘文の如く主として假名書の文もあらはれて居るが、最初の日本の文獻は恐らく漢文でかゝれたらう、恐らくは渡來人の漢學に達した人の手によつてかきあげられたらう。然し日本の事柄を漢文で表すに際して地名人等我國獨有の語をあらはすには新しい方法を案出せねばならぬ、さうして此方法として適用されたのは第一漢字の訓をかりる法と、第二漢字音によつて字音假名を定める法との二であつた。第一漢字の訓を借りるといふのは、例へば漢字の「目」を「メ」と訓し「名」を「ナ」と訓し、「草」を「クサ」と訓し「六」を「ム」と訓するか、此等の字訓を連ねて「慰メム」とかくべきところを「名草目六」とかく様な例で、古いところには可なり此種のかき方が存する。第二に字音假名といふのは漢字の發音を連ぎ合せて日本語をかきあらはす方法で「慰メム」とかくところを「奈俱佐米牟」とかく類である。此二つの方法の

神代紀借訓の語とその注の字音假名

書紀字音假名の注と字音假名書の名書古事記

漢學傳來以後の國語

中第一の方法によつてかゝれた文章はその當時に於てはよく判つても時をふるに従つて讀めなくなる傾があるが、第二の方法による文章は普遍的恒久性をもつて居る。乃でこの二方法のいづれが先づ發明されたか早計に決める譯にゆかぬが、その後になつて廣く用ゐられたのは第二の方法であらう。現に神代紀に引稱された各種の異本の中には字訓を借りてかゝれたところ多く又折々字訓を借りた語句に字音假名で讀み方を注したところも少なくない。想ふにこれは借訓記載の語句が年代を経て一般に解しがたくなつた爲め、書紀の編纂者が字音假名で之を注したものであらう。従つて書紀が引用した各種の異本は書紀以前の古い文獻の本文を原形のままあげたもので、字音假名の注記が書紀編纂當時の文である、さうして字音假名を主として用ゐた古事記の記事も勿論書紀所引の異本よりは新らしい文獻であらう。本居翁は書紀は皇國の意を漢國の言をもつて記した爲めに當を失したと多く、之に反して古事記はいさゝかもさかしら交へて居ないからよいといつて居られるが古事記が一度漢文になつた文獻を讀み直したものとすれば、那邊までが上代の實であるか、明かでない。翁は又上代の詞は古事記の如くであつたらうといつて居られるが、漢學傳來以後の國語は必ずしも上代の語のみでないらしい。例へば、古事記伊邪那岐命黃泉行の條下に「宇都志伎青人草」といふ語があつて應神天皇の下にも同

蒼生の漢語と青人草の國語

漢學傳來と新國語の成立

漂蕩混成等の漢語

じ語をのせて宇都志岐青人草と書て居るが、神代紀（一書の保食神の下及一書の大國主神の條下）には、これを「顯見蒼生」とかき更に「顯見蒼生此云宇都志岐阿烏比等久佐」と注して居る。即ち神代紀は「蒼生」といふ漢語は我が國では「阿烏比等久佐」とよむと注し、古事記は之を「青人草」とかき改めたものであらう。さうして「蒼生」といふ漢語は尙書の阜陶謨に「帝光天之下、至于海隅蒼生」あつて「民」の意をあらはす古い詞であるが、尙書は夙に我國に傳はつたであらうし、「蒼生」といふ文字は聖德太子の三經義疏中にも見え、神代紀所引一書中にも二回出て居るから、此語が我國に用ゐられたことの古いことも想像するに餘りある。さうして青人草といふ國語はこの蒼生といふ語を意譯したものであらう、即ち「阿烏」青と「比等」人と「久佐」草は我國固有の古い語であらうがこれを組み合せて青人草といふ詞と成つたのは漢語の「蒼生」から出たのであらう、果して然りとすればこれは漢學傳來の後其影響をうけて作られた新國語であつて、此種の新國語は猶少くはなからう。想ふに我が國語は漢學の影響をうけて語彙を増し華やかに成つたものであらう。さうして此種新國語が交つた部分があつたならば、それは上代の語を昔ながらに傳へたものではなくして、既に多少の漢意を混じたものと考へなければならぬ。又神代紀の一書に「國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩」とある「漂蕩」の二字は古事記には「多陀用

「天地初發之時」の漢語と國語

古事記と日本書紀の史料としての價値

弊琉」とかゝれて居り、また同じく神代紀の一書に「天地混成」とある四字を國讀では「アメツチマロガリナル」と讀んで居て、「タマヨフ」といひ「マロガリナル」といへば如何にも國語らしく見えるが、それは「漂蕩」「混成」と意味に於て少しも差別ない。老子道德經に「有物混成」といふ句があつて、これは誰れも疑はぬ古い漢文であるが、これでも「毛能阿理麻侶加利奈留」とでも譯されたならば我が國の古い意をのべたものと説き得るであらうか。又古事記の卷頭に「天地初發之時」といふ句があつて、これを「阿米都知波遲米天平古留能登幾」と讀めば國語らしく見えるが普通の字音に従つてよめば何處に我が上代の意があらはれようか。従つて同じ文でも讀み方によつて漢文らしくも國語らしくも見えるもので、古事記が國文らしくかゝれて居るといふ事によつて上代の實を傳ふるものと主張する本居翁の考は甚だ輕卒な結論といはねばならぬ。

本居翁は古事記の價値を日本紀より甚だしく高く見られたが、前者は和銅五年の編纂で後者は養老四年の成功であるから其間僅かに八年を隔てゝあるのみで、其時代の前後からいへばさして相違せるものではない。次に其形式から考へると、古事記が字音假名を主として多く國語を保存して居るのは古代の國語研究には非常に有力な資料と成らうが、それが漢文體の記録を

神代紀記載の形式

古事記編纂の形式

書紀は舊記の原文を保存し古事記は讀音の改作文なり

訓讀してかき改めたものとするれば史料としての價値は未だ書紀に優るともいへなう。

日本紀の初に置かれた神代紀二卷はその記事を十一段に分つて、各段の下に「一書曰」としてその本文に對する異説を注して居る、さうしてその注記された異説は多き場合は十二種少なきも二三書をあげて居るから書紀は少なくとも十二種以上の異本をあつめて、その中適當と思はれるものを本文に定めたものである。古事記も亦其序文によると諸家に傳へられた帝紀本辭の類を取捨採擇して偽を削り實を定めたものといつて、その中には往々神代紀の本文及注記に見えない^抄材料もあるけれども大體に於ては書紀編纂者が參考した十幾種の異本などが材料となつたもので、その採用された材料の多寡からいつても差して甲乙があり相にもない。さうして、古事記が單に實を定めた本文だけを記して居るのに對し、書紀は種々の異説中から一を取つて本文とすると同時に其すてた異説も悉く注記として保存してゐるのは研究資料として後者の方が遙かに優つてゐるものである。次に書紀は書紀以前の舊記の原文をそのまゝ保存してその讀みがたい部分に讀み方を注記して居るが、古事記は全然舊文をすてゝ讀音に従つてかき改めて居る、卑近な譬へでいへば書紀の態度は本文の傍に振り假名をつけた様なもので、古事記の態度は全部假名がきにかき流した様なもので、史料としての價値は遙かに書紀が勝つて居ると思

はれる。乃で私は本居翁が古事記の文が日本的であるが故に重視された見解に反して書紀の舊記舊文を多く保存して居る點を喜ぶものである。

要するに古事記は神代紀に引かれた一書の類を取捨して讀音のまゝを書き流したもので、上代の口碑傳説を直ちに録したものだと思はれないから、本居翁の所謂上代の實を傳へたものとはいはれぬ。さきに津田左右吉博士が「神代紀の新しい研究」に於て古事記序の意味を説明して、古事記は漢文の古記録を訓讀したものと論じ本居翁の僻見を排して居られるのは實に千古の卓見といふべきである。然るに今日尙本居翁の舊説を固守して移る所を知らざる學者もあり、また古事記は舊記と口傳とを合せて編纂されたものだとか考へて居る折衷家もある様だが、それ等は皆序文の意味を誤解したものの様である。

第二章 日本書紀の漢意に就いて

一、神世七代の神話と支那思想

所謂復古神道を唱へ出した江戸時代の國學者は古事記を尊くする爲めに殊に日本書紀を抑へ

津田博士の高見

書紀所載の漢籍の語句

書紀神話の内容と支那思想

獨化の三神と老子經の思想

て、其文章が漢文でかゝれて居る爲め少なからず漢意を混じて居て我上代の實際を誤り傳へて居ると排斥して居るが、それは神代卷劈頭に「清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、清妙之合搏易、重濁之凝場難、故天先成地後定」とある文が淮南子天文訓を襲つて居る一事によつて略ぼ見當のつく話で、全書の所々に「陰陽之理」、「乾坤之道」、「天地混成」、「六合之内」等漢籍の成語思想が無數に存在するのによつても自ら首肯せられる。然し私は書紀の文章が漢語を取り入れて居るだけでなく其内に載せられた神話その物も亦支那古代の思想を背景として構成された物であるまいかと疑ふ。試みに以下鄙見の一端を述べて大方の叱正を仰ぐこととする。

神代紀の初めに

天地之中生一物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男、

といひ、國常立、國狹槌、豐斟淳の三柱を乾道獨化三神といつて居るが、私は此三神の神話は老子道德經第二十五章

有物混成、先天地生、寂兮寥兮、獨立不改、周行而不殆、以爲天下母、吾不知其名、字之曰道、強爲之名曰大、大曰逝、逝曰遠、遠曰反、故道大、天大、地大、王亦大、

老子の道「獨立不改」と國常立

老子の天大と豐斟淳

地大と國狹槌

城中有四大、而王處一、

の思想によつて構成されたものであるまいかと疑ふ。所謂「獨立不改」とは魏の王弼の注によると「無物之匹故曰獨立也、返化終始不失其常故曰不改也」と解釋して居て獨立常久の義であるが、我が神代紀が天地の中に出現し給ふた最初の神を國常立の尊と命名したのは恐らく此れ等の意を取つたものであらう。老子によるとこの「獨立不改」のものは天下の母たるべき性質を有し之を名けて道と呼んでゐるから、國常立の尊は又道の概念を人格的に表現した神話とも考へ得る。さうして老子は道の別名を「大」と稱し、「道大」と「天大」と「地大」とを並列して居るが、書紀の豐斟淳尊と國狹槌尊とはこの「天大」と「地大」との概念を人格化したものであるまいか。豐斟淳尊は古事記に豐雲野神とかゝれて居て、斟は雲の字の假借らしく、斟淳は雲天の義と解し得るから豐斟淳は老子の天大に近い思想であらう。次に「國狹槌」の「槌」は「土」の義と考へ得るから老子の「地大」に配當さるべきであらう。さうして曆林問答所引の渾天儀經に「天大而包地外、地少而居於天內」とあるが如く天は大にして地は小さいと考られて居た爲めに「天大」に當る斟淳の尊には豊の字を冠らせ、「地大」に當る槌の尊には國狹の二字を冠らしためたのであらう。かくいへば甚だ突飛な想像の様に見られるかも知れぬが、神代紀の一書に「天

紀一書の
天地混成
の語と老
子の有物
混成

地混成之時、始有神人焉、號「可美葦牙彥舅尊」とあつて、所謂可美葦牙舅は、上に引いた書紀の文に「天地中生一物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊」とあるに照し合せて考へると國常立尊の別名らしく、そうしてそれが天地混成時の神といはれてゐるのは、老子の「有物混成」の語と深い關係あるを暗示するものといへよう。又一書に

天地未生之時……其中生一物、如葦牙之初生、溼中也、便化爲人、號國常立尊、
とある「天地未生之時」は老子の「先天地生」と似、又一書に

天地初判、一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神、號國常立尊

とある「狀貌難言」の四字は老子の「吾不知其名」と似て居る、彼れ此れ綜合して考へると乾道獨化の三神は老子の三大を背景として作られた神話であらう。

以上は乾道獨化の三神に對する鄙見をのべたのであるが書紀は此三神に次ぐに乾坤之道相參神の出現を記して居る、その文は次の如くである。

次有神、溼土養尊、沙土養尊。次有神、大戸之道尊、大苦邊尊。次有神、面足尊、惶根尊。次有神、伊弉諾尊、伊弉冊尊。……凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女。

これによると乾坤相參の神は八神四代であるが書紀はたゞ最後の諾冊二神につき詳細な事迹を

一書の天
地未生の
語と老子
の先天地
生
一書の狀
貌難言の
語と老子
の吾不知
其名
乾坤相參
の八神

溼土養及
沙土養

大戸之道
及大苦邊

面足及惶
根

のべて、前六神は其名を列すだけにとつて居る。従つて前六神の業績は確實に判らないが、その神名から推測すると、それが如何なる神々であつたかを想像することが可能さる。

溼土養尊と沙土養尊とは神代紀に「溼土此云于毗尼」及び「沙土此云須毗尼」といふ注があつて「ウヒチ」「スヒチ」とよむことが知られ、さうして仙源抄に源氏物語の「ひぢぢか」を釋して「土をヒチと云、乾土をスヒチと云、泥土をウヒチと云、り」とあるから溼土は乾土沙土は泥土の意と思はれる。又妙法蓮華經法師品に「譬如有人渴乏須水於高原穿鑿求之、猶見乾土、知水尙遠、施功不已轉見濕土、遂漸至泥、其心決定知水必近」とあつて、乾土は高原の乾いた土、泥土は低地の濕つた土を意味し、溼土養沙土養の養の字は物を養て料理する意があるから、此二神は國土を作つた神であらう。

次に大戸之道尊と大苦邊尊との「戸之」及び「苦」は殿或は富の通音で、道は彦、邊は姫の意で殿或は富はともに家作りの義であるからこの二神は家作りに關係があつた神であらう。次に面足尊は容貌の美はしき意、惶根尊は陰根成具はれる義だといはれて居る。さうして國土創造と殿作りと陰根成具の事は皆最後の諾冊二神の神話中にあらはれて居るから此等の六神は皆諾冊二神の異名だと解した平田篤胤の考へはたしかに考慮に價する、想ふに此等六神は元來は諾冊

二神の傳説の異説であつたのを後に組み合せて八神としたものであらう。もしさうであれば乾坤相參の四代八神は總じて諾冊二神の神話によつて代表されて居るといふことが可能。然らば諾冊二神の神話は如何なる意味を示すであらうか、此に節を改めて攻究してみよう。

二、諾冊神話と陰陽思想

道と陰陽
二氣

私は上の節に於て乾道獨化の三神は老子の道天地の三大を人格化した神話だらうと想像したさうして老子は道を宇宙の本源と考へ、道から萬物が生成する過程を説明して

道生一、一生二、二生三、三生萬物、萬物負陰而抱陽、沖氣以爲和

といひ、道が陰陽 氣に分れ、二氣の交合によつて萬物を生ずるものと説いてゐる。さうして此の陰陽二氣によつて總てを説明しようとしたのは周易の哲學であつて、神代紀の伊弉諾伊弉冊の神話は周易の哲學を背景として描き出された物語りのやうに見える。

周易と諾
冊二神

神代紀によると伊弉諾伊弉冊二神は天浮橋（未だ國土の出來ない前であるから、その停立し給ふところを空想的に天浮橋と名づけたのであらう）の上に立ち、「底下豈無國歟」といつて、天之瓊矛を以て滄溟を探ると、矛先の滴りが礮馭鷹島と成つた、こゝに二神は此島を國中

二神の言
葉と易の
思想

之柱として陽神は左から旋り、陰神は右から旋つて、双方から出會つたとき陰神が先に「熹哉遇可美少男焉」と言をかけると、陽神は之を悦ばず、

吾是男子、理當先唱、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜以改旋、

とあつて、此に再びやり直しをして、今度は陽神の方から先づ「熹哉遇可美少女焉」と言葉かけられたとある。これは易の繫辭傳に「乾道成男坤道爲女」といひ、又「天尊地卑乾坤定矣」といつた思想と酷似して男女の禮を説いた様に思はれる。

陰陽思想
と二神

易の繫辭傳はまた「易有太極、是生兩儀」といつてゐて兩儀は即陰陽二氣のことだと解せられて居るが、繫辭傳の作者は更に「陰陽合德而剛柔有體」といひ又「男女合精萬物化生」といつて此陰陽兩儀の和合によつて天地萬物が生ずると説いてゐるが、これも神代紀に諾冊二神が國の中の柱を巡つて相會した狀を記して、

因問陰神曰、汝身亦有何成耶、對曰、吾身有一雌元之處、陽神曰、吾身亦有雄元之處、思欲以吾身元處合汝身之元處、於是陰陽始違合爲夫婦、

といひ、かくて大八洲山川草木を生み給うたとかいてゐるのと似た考へである。神代紀はかくの如く國土山川の創造をのべた後に二神が日神月神、蛭兒、素戔鳴尊を生み給うたことを記して

二神出生
の諸子の
性質

日神と月神

居る。此等諸神は人格神としてかゝれて居るがこれとても草木の創造を記して「生木祖句々廻馳、生草祖草野姫」とかいたのと同じく擬人表現法と考へられる。即ち日神は光華うるはしく六合の内に照り徹らせ給ひしかば二神大に喜んで「吾息雖多未^レ有^レ若^レ此靈異之兒不宜久留此國」とて天柱をもて天上に擧げまつるといひ、又月神も其光うるはしきこと日につぎしを以てまたこれを天上に送りたまうたといふのは日と月との創造説であらう。月神は一書に月讀尊とかゝれて居るがそれは萬葉集に「月讀の光にさませ」或は「月讀の光は清く照せども」などと歌つた「月讀」と同じく月のことを指したのである。

雨神

次に蛭兒は「雖已三歳、脚猶不立、故載之於天磐椽樟船、而順風放棄」とかゝれて居るが、何を意味するか一寸判断しがたい。併し大和長谷寺の古文書に「雨神」といふ文字があつて其下に「蛭兒」と朱注が施されて居るのによると、蛭兒は古くから雨神と考へられて居たものであらう。さうしてこれを雨の人格化と考へると「脚猶不立」といひ「順風放棄」といつた謎も解ける様である。

暴風神

次に素戔嗚尊は「此神有^レ勇悍以安忍、且常以^レ哭泣爲^レ行、故令^レ國內人民多以天折、復使^レ青山變枯」とあるから恐らくは暴風の神であらう。莊子齊物論篇に風を形容して「萬竅怒號」と

暴風と日光

かいてゐるが、素戔嗚尊が哭泣を行となすとあるも風が怒號し雨を伴ふ意を示したのであるまいか、又國內人民を天折なひ、青山を變枯にするといつたのも暴風の形容に似てゐる、さうして父母二神から追放されて根國に適るべしと命ぜられたのも暴風が常にあらはれずして時々襲來することをいふのであるらしく、殊に尊が日神に暇乞はむとて天に昇ります時「溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响」と記したのは暴風の形容そのまゝである。尊が日神に對して種々亂暴を働かれたのも暴風が雲雨を伴ひ日光を障蔽して萬物の發育を害ふ意味を譬へたのであらう。彼此れ綜合して考へると素戔嗚尊は暴風を人格化した神らしい、さうして素戔嗚といふ御名までが暴風を示すに適して居る。

陰陽兩儀の人格化

斯様に考へると伊弉諾伊弉册の二神によつて生れたものは最初に大八洲次に海川山草木、次に日月風雨であるがこれは二神が自然界萬物の母であることを人格化した神話で二神は即ち陰陽兩儀を人格的に表現した神であらう、書紀の本文に二神を呼ぶに陰神陽神の稱呼を用ひ、又「陰陽始遵合爲夫婦」とかいて居るのは偶以て其神話構成の動機を示すものであらう。

之を要するに神代紀に載せた神世七代の内初の三代は乾道獨化の神で、道大天大地大の三大の思想を擬人表現法によつてかきあらはされたものゝ如く、次の四代は乾坤相參の神と稱せら

れて男女夫婦の神が八人四代相ついでことになつて居るが、その内上の三代は最後の一代の神話の異説を縦に連ねたもので實は諾冊二神の神話以外に何事も記されて居ない、さうして最後の諾冊神話は大體に於て陰陽思想を擬人法によつて述べたものゝ様に感ぜられる。さうして所謂三次の思想は老子哲學の骨子をなすものであり陰陽思想は周易哲學の基本をなすものであるから、神代紀の神世七代の神話に少なからず漢意が加はつて居ることゝ思はれる。獨り其記述の用語に漢意が存するのみでなく神話構成の背景に漢意があるらしい。

三、諾冊神話の異説成立に就いて

私は上二節に於て神世七代の神話に對する鄙見を述べたが、その神話は大略書紀の本文と成つて居るものによつた。然るに書紀は此等本文の下に多くの異説を列擧してゐて、多い場合には十餘種の多きに及んで居る。さうして此等異説と本文とを比較すると、常に異説の方が本文よりは亂雜に流れて居る。乃て私は書紀の本文は書紀編纂當時存在した諸種の異説中尤も原始的なものを採用したもので、其下に列擧された一書は本文から發展した物語であらうと思ふ。試みに諾冊神話の異説を比較してその發展の徑路を想像して見よう。

紀の本文
と一書の
異説發展
の徑路

紀天浮橋
の條第一
種の一書
の記事の
矛盾

神代紀天浮橋の條には十種の異本を列擧してゐるがその中最も詳細な記載は第一種の一書である、即ち先づ、

天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往脩之、廼賜天瓊戈、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海、而引擧之、即戈鋒垂落之潮結而爲島、名曰礮馭盧島

といつて次に二神の天柱巡りにうつり最後に大八洲生成の事に及んで居るが、此の記載の初に天神が二神に教へて豐葦原瑞穂の地ありといつて居るのに、その下に來ると二神が天戈鋒で滄海を探りその滴かたれて島が初めて出來たといふのは矛盾である。さうして天神の勅語「豐葦原千五百秋瑞穂之地」云々の語は、後の日向天降の條に於ける天神の告命と似て居るから、此の一書は諾冊神話に日向天降の話を混同したものかも知れぬ。また二神が礮馭島に八尋殿を建てた記事や、蛭子及淡路洲生成の事を天に昇つて天神につげまつる話、又天神が太古を以て卜うたことなど、いづれも本文よりは一段發展して居る。彼れ此れ思ひ合すと此一書の記事は本文より後に發展した物語であらう。又此下に猶九種の一書が羅列されて居るがそれ等は皆第一種一書の文章と部分的に異つて居るものをあげただけで殆んど新しい材料を加へて居ない、但

日向天降
神話と混
同して生
じたる異
説

交道教授の異説

第十の一書に二神が鳩鶴から交道を學んだ物語を記して居るがこれは他の材料には出て居ない物語で、恐らく更に後に生じた異説であらう。

日月神等出生の條下に於ける十一種の異説

日月神蛭兒素戔鳴神出生の條下には十一種の異説が列擧されて居る。今此等異説を比較考察する便宜の爲めに、その記載順序に順つて一書の一、一書の二等と呼ぶこととする。

同一書の六の所説

書紀の本文は天地萬物を諸冊二神の遵合によつて生れたものと説明してゐること上述の通りであるが、その下に引かれ一書にはやゝ違つた説があげられてゐる。先づ一書の六を擧げよう。

一書の六によると、諸冊二神は先づ大八洲、級長津彦(風神)倉稻魂命、木神土神等悉く萬物を生んで最後に火神軻遇突智を生んだところが、妻の伊弉册神は火神の爲めに焦れて死んだ。乃て夫の伊弉諾は之を恨んで軻遇突智を切り三段となせば各神となり劍よりしたゝる血は天安河邊の五百箇の磐石となつた。其後伊弉諾は一度黄泉國に入つてその妻を見たりしが、かへりて筑紫日向小戸橋の櫛原で稜除して穢をはらひ稜除によつて種々の神々を出した後最後に伊弉諾の左眼から日神、右眼から月讀尊、鼻から素戔鳴尊を生み遂に三神に勅し日神には高天原を月讀尊には滄海原を素戔鳴尊には天下を治めしめ給ふといふ梗概である。さてこの梗概によると地上の萬物は皆諸冊二神の遵合によつて生れたものとなつて居るが、日月神と素戔鳴尊とは

日月神及

素神のみ諸神によつて生るとするもの

伊弉諾尊一人の生み給ふた所と成つて居る、此れは恐らく日月神が特に尊崇される様に成つて且つ神祇祭祀に人の産穢を忌む風習と關聯して此等の神々が男女の遵合によらずして生れませしと説明せんが爲めに先づ火神の出生によつて伊弉册尊の死を語り、さて日月素戔鳴之神が伊弉諾尊の最上部眼と鼻から生れたと説くに至つたものであらう。従つてこの一書の六に説かれた神話は書紀の本文より後に起つた話であらう。諸冊二神によつて生れた神々の数の増加して居るさうなものそれが後出の傳説であることを暗示して居るして一書の三と四と五とは冊神死去の異説、七と八とは諸神が軻遇突智命を斬り給ふ傳説の異聞、九と十とは二神死後會見の異説、十一は諸神が日月素戔鳴之神に勅して治所を分ち給ふ異聞で、いづれも一書の六の神話の部分的異文である。

次に一書の一は上擧六の神話よりはやゝ趣を異にして居る。即六では日月神等は産穢によらぬ出生だとして居るがまだ人間の肉體を離れた出生として居ない。然るに一になると伊弉諾一神が宇宙の珍子を生まむとて、左右の手に白銅の鏡を持ち、左手の鏡から大日靈尊、右手の鏡から月弓尊、又首をめぐらして顧眄し給ふ間に素戔鳴尊が生れたとある。此れは恐らく六の神話から出で、更に一步をすゝめ全く人と變つた化現で神聖な神だと示したのであらう。

次に一書の二は伊弉册神が火神を生んで死んだといふ點は六と同じであるが然し其死に先つ

日月等の三神の肉體出生より一步進めた異説

最も後に
構成され
た異説

て日神月神等を生んで了つて居る點が違ふ。又此傳説では二神が蛭兒を生み又蛭兒をすてる爲めの磐櫂樟船までも生んで居るのは前舉諸説にないところである。又一書の三と四には伊弉册神退りますとき水神罔象女と土神埴山姫とが生れたとあるが、この條(一書の二)には火神と土神とが夫婦と成つて稚産靈を生み、その神の頭上から蠶や桑が生れ、臍から五穀が生じたとかゝれて居る。一體一書の三と四とは六の部分的異説であるが二がこれ等より附加されてゐるのは二が尤も新しい爲めであらう。想ふにこの二は從來存在した色々の神話をつなぎ合せたもので最後に構成されたらしい。

以上述べたところ未だ不精密な點はあらうが大體に於て諸册神話發達の順序を定めることが可能。即その尤も原始的の神話は書紀の本文で、次が一書の六、次が一書の一、最後が一書の二であらう。さうして一書の三四五六九十一は一書の六の部分的異説であるらしい。

四、神代紀異本に見れた漢語と漢意

私は第一第二兩節に於て神代紀にのせられた神世七代の神話が支那古代の思想殊に老子や周易の思想を背景として構成されて居ることを述べ、次に第三節に於て神代紀中に引かれた異説

は皆書紀の本文に對する異聞をあつめたものと論じた。従つて此等異説も亦當然支那思想の影響即漢意を止めて居ることは論ずるまでもないであらう。

陰陽兩儀
の日月風
雨火等を
生ずるの
思想

火の出現
を説くも
の

書紀の本文に記された諸册神話は陰陽兩儀の萬物を生成する過程を人格化した物語りである中に現れ来る日神月讀尊蛭兒素戔嗚尊の如き神人も實は日月風雨の擬人的表現であることは上に論じた通りであるが、神代紀の異本に見れた神々に於ても亦同じく現象物質擬人的に表現したものと認められる點が多い。例へば一書の説によると諸册二神は最後に火神軻遇突智を生んだとあるが、軻遇突智が生れて其母伊弉册尊が焼死したとあるから、これは恐らく火の事をいふのであらう。また伊弉諾尊は其妻の死をかなしみ火神を斬つたところ劔刃より垂る血が天安河邊の磐石と成つたといふがこれも恐らく昔は火を石から取り、石の内に火が包まれてゐると考へたからであらう。又一書に火神は斬られて大山祇中山祇等の神と成り、血激して石礫樹草を染めたと記して「此草木沙石自含火之縁也」と説明して居るのは確實に此等神話が火を説くものであることを示すもので、別の一書に火神の分神を雷神と考へたのも電光に關係があるものであらう。斯の如く一書に於て傳演された神々も亦宇宙現象を説明する爲めの擬人的表現にすぎないのであるから此等神話の根本が陰陽二氣の作用を語るものだといふことが益確實に認め

諸神黄泉
行の物語
と支那古
典の思想

られる。

又一書に伊弉册尊の神去り給ひし時、伊弉諾尊は其妻を戀ひて黄泉に入り、湯津の爪櫛に火燃して之を見給ふとかいてゐるが、此に黄泉といふは別の一書に殯斂の處とかかれてゐて、死者を藏めた玄宮の意である。さうして此黄泉は左傳隱公元年に鄭の莊公が黄泉に及ばざれば再會せじと誓つて其母を幽したか後に之を悔ひ穎考叔の入れ智恵に従ひ地を掘り隧道を作つて黄泉で會見したとある黄泉と同じく、地下で死人を埋めるところをいふのである。この黄泉の二字は國語では「ヨモツクニ」と讀んでゐるが元來は漢語である。又一書に伊弉諾尊が黄泉國から逃れかへるとき八色の雷公に追ひつめられたが幸に路傍に桃の大樹があつたからその實を採つて擲つけたら雷公は退け走つた、「是以桃避鬼之縁也」とあるが、桃は支那でも古くから邪氣を壓し百鬼を制する果實で之を服すれば不老不死に至るとさへいはれてゐる。又一書に伊弉諾尊が伊弉册尊に追はれて泉津平坂にのがれ、千人引の磐石を以てその坂路を塞ぎ、こゝより過るなかれとて其杖を投げ給ふとかいてゐるが、これも禮記喪服小記に「虞杖不入室、紱杖不入昇堂」といひ又「有司告事畢而後去杖拜送賓」とあると同じ意味で喪葬の終了を意味するのである。又一書に伊弉册尊の死をかなしんだ諸神の涙が啼澤女命といふ神に成つたとあるが

黄泉の漢
語とヨモ
ツクニの
國語及以
桃避鬼の
思想

夫杖及哭
女の思想

この啼澤女神は恐らく哭女を意味するらしく、これも支那の葬儀に似て居る。

又一書に伊弉册尊は死に臨んで水神罔象女を生んだとある。罔象は支那古典に見えた水神の名であるが書紀の一書には三通まで此の字を用ゐてゐるからこれも恐らく漢語そのまゝで書紀は其下に「罔象此云美都波」と注して居るが「ミツハ」はその讀方を示したのであらう。

右の様な細かい例證を數へあげれば猶多くあるであらうが、大體これだけでも神代紀の一書中に漢語漢意の多く含まれて居ることは知られよう。

第三章 古事記は漢意を含まぬか

私は序文の考察によつて古事記は大安萬侶が彼れ以前夙に記録に上つて居た諸種の文献即ち書記に引かれた一書の類を取捨折衷して之を稗田の阿禮が誦み習うた誦音によつてかきのべたものだを知つた。次に私は書紀の内容を攻究して其本文並に引證文中には文字並に思想の両面から見て少からず支那文化の影響即ち漢意の存することを知つた。さうして此二前提から當然引き出さるべき結論は古事記の内にも漢意があるだらうと考へられることである。試みに兩書の内容を比較すると古事記の神代記事は神世七代の前に別天神五柱といふ様な特別な記事が

漢語の水
神罔象と
國語のミ
ツハ

國土生成の物語と古事記編者の意思

あり、又神々の配列次第も異つて居るから書紀が見てゐない材料も取つて居ることは疑を容れぬが、然し其中心をなす部分は諸冊神國土生成物語である。而して古事記の編者が其序に於て、

夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身、故太素杳冥、因本教而識孕土產鳥之時、元始綿邈、賴先聖而察生神立人之世

古事記にも漢意を存す

と述べてゐるのを見て、神代記の中心が二靈即諸冊神群品生成説にあることが知られる。さうして此二靈の群品生成説が上に論じた如く陰陽思想を人格化した神話であるとすれば古事記の内にも漢意が存するものといはなければならぬ。然に古事記闡明に一生の心血をそゝいだ本居翁は書紀には漢意が混じて我上代の實を失つて居るが、古事記は上代の事實をそのまゝに傳へたもので尊重すべきだと主張して居られる。これは一應尤な説明であるが然し如何なる外國文でもそれが巧に翻譯されるときには外國物の譯だとは感じなくなるものである。例へば元久光源光行が作った蒙求和歌(續群書類從第四百五)について見ても、その和歌だけを離して見れば恐らくそれが漢意をふくむことに氣付かぬであらう、但し吾人はその歌の前にある詞書と其序

蒙求和歌の漢意

諸冊二神の對話に就ての記紀兩書の文の比較

文とによつて漢意の存するを知るのである。古事記に於てもこれと同じ事である。試みに古事記の伊邪那伎伊邪那美二神の對話

於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰吾身者成不成合處一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者成而成餘處一處在云々

の一節の如き卒然之を讀むと、いかにも古代から語り傳へた詞のまゝの如く感ぜられるが、更に之を神代紀引く所の一書

陽神問陰神曰、汝身有何成耶、對曰吾身具成而有稱陰元者一處、陽神曰、吾身亦具成有稱陽元者一處云々

と比較して考へると兩者はともに同じ源泉から出てゐると感ぜざるを得ない。さうして古事記編者の序に「陰陽斯開、二靈群品之祖」といふ句が在するより推測すると安萬侶も亦陰神陽神の記事を見たと解せられ、前者は後者を誦音に順つてかき流したものと想像せなければならぬ。従つて書紀に漢意があれば古事記にもこれなきを得ない。

本居翁はまた神代紀にある乾坤之道は

選者の心もて新たに加へられたるさかしら文なり、其故は乾坤などいふことは我が國に

本居翁の神代紀の漢意に對する非難

はなきことにて、古言なければ古傳説に非ざることを明けし、もし古傳ならむにはたゞに天地之道とこそあらめ

乾坤及天地の漢語とアメツチの國語

といつてゐて、これも一應尤もに聞えるが、猶首肯しがたい點がある。「乾坤之道」は周易に見えた成語で勿論翁のいはれる通り漢語に相違ないが「天地之道」も同じく漢語である。翁が後者を古傳たと許すのはこれを「アメツチノミチ」と讀み習して居るからであらうが、乾坤も亦古くから「アメツチ」と讀まれてゐる、萬葉集に「乾坤之初之時從」或は「乾坤之神」などあるがその例證である。さうして更に一步をすすめて考へると「アメツチ」といふ國語も實は漢語の「天地」を翻譯して出來たものでないとも限らぬ、「天下」を「アメガシタ」、「天子」を「アメノミコ」又は「アメノカミノミコ」といふ等と同じく漢語の影響によつて生れ出た語であらう。乃で日本紀の「乾坤之道」が漢意として排斥せられるならば、古事記の「天地初發之時」も漢意といふことが可能る。

天下及天子等の漢語

勿論古事記を日本書紀に比較すると後者は前者よりも漢意が多いが、然し古事記の中でも漢語と認むべきものがないでもない、試みに其二三をあげて一斑を窺はう。

先づ第一にあげたい言葉は「胡床」である。古事記上卷に天若日子が天神の命を用ゐず、天神

古事記神話に見えたる胡床の漢語

胡床及吳床と阿久良の語

我國に於て使用せられたる胡床の形狀及其の傳來

の使として派遣された雉を射殺した矢が天の安河原に落ちた、乃で高木神がその矢を衝き返し給ふと矢は天若日子が胡床に寝たる高胸坂に中つたとある。所謂胡床は古事記以外の文献では日本書紀の繼體紀に「晏然自若踞座胡床」とあるのが初めて其後同書の敏達紀、用明紀、舒明紀、天智紀等に見え更に下つて平安朝になると、和名類聚抄に風俗通を引いて「靈帝好胡服、京皆作胡床此間名阿久良」といひ永久二年白川御堂供養記にも胡床を使用したことが出て居る。又古事記の應神天皇及雄略天皇の條には「吳床」といふ名があつて、皇太神宮儀式帳にも「吳床」一具漆塗長二尺三寸と見えて居る。さうして雄略天皇の條に天皇が吉野に御幸して大御吳床に坐して儻をみそなはし「阿具良韋能、加微能美且母知比久許登爾云々」といふ歌をよまれたとあるを上に引いた和名抄の注と對照すると「胡床」と「吳床」とはともに「阿久良」と呼ばれて同じものであることが判る。胡床の形狀は舒明紀に「出門坐胡床而待」といひ天智紀に大友王が内裏の南殿に出て、「胡床に跪坐して鬢髮を剃除し沙門となる」とあるなどで、略想像されるが、更に正倉院御物中にある赤漆觀木胡床を拜見すると脚の高さ約一尺五寸、籐の座の四面各約二尺五寸で後背を附け一見唐様のものと拜せられる、さうしてそれが又吳床とも稱せられるのは吳國の人が傳へたものであるからであらう。既に雄略紀に吳國人が渡來したことを記して「吳原」「吳坂」などの地

アグラの語の意義

和各抄の俗間用語の例

名が出来たといひ、また「吳織」の名があり、吳人貴信の子孫が「吳琴」を弾いたと見えて居るか
 ら吳床の傳來も可なり古いものと見てよい。さうしてまた時人はこれを「アクラ」と稱したので
 あらう。「アクラ」は或は揚座の意とも解せられ又定座の意とも解かれるが、私は安座の意であ
 らうと思ふ。胡床は輸入品で和名がなかつたので時人は安座と呼んだのであらう。「阿久良」が
 純粹の和名でないことは和名抄に「胡床此問云阿久良」とあるによつて知ることが出来る、和名
 抄は和名を注するにあつて「和名某々」と注したところと「此間名某々」或は「此間云某々」と注
 したところとあるが後者は純粹な和名でなくして俗間の語であるらしい。例へば「櫃」字の注に
 「辨色立成云於賣阿之、此間云古比」とある、即辨色立成といふ古書には於賣阿之と訓するが俗
 間では古比といふとの義であらう、古比といふ語は蜻蛉日記に見えて居て、今も駿河の俗語で
 は古比婆知と呼ぶが、これは恐らく古比阿之の譌りであらうと狩谷氏の箋注に書て居る。又「蹇」
 字の下に「訓阿之奈閉、此間云那閉久」とあるが、那閉久といふ語も蜻蛉日記に出て居る語でこ
 れも恐らく俗語であらう。又「猩々」の下に「此間云象章」章或は常に作といつたのは此に對する和
 名がなき爲めその音讀を注したのであらう。さうして「此間云」の三字を曲直瀬本には多く「俗
 云」とかいて居るのは益々吾人の想像を確めるものである。従つて胡床は吳國人の輸入したも

神代紀に胡床の語なし

本居翁の漢語排斥の矛盾

古事記に見えたる黄泉の漢語

ので本來和名がなかつたが、時俗に阿久良と呼ぶに至つたのであらう。乃て書紀の神代紀には
 此事を記してたゞ「中二天稚彦之胸上一、于二時天稚彦新嘗休臥之時也一」といひ、一書にも「其矢落
 下、中二于天稚彦之高胸、因以立死一」といつて胡床に臥て居たとはかいて居ないが、古事記には
 神代の記事中に胡床がある。これにつき本居翁は「阿久良」は我國固有の家具で其形漢土の胡床
 に似て居るからその字を假用したまでだと説明して居られるが、此は神代紀の乾坤の文字を排
 斥された翁の態度と矛盾するものである。私は胡床の二字が古事記に存するのは古事記が依つ
 た原本が胡床傳來以後の資料であつて、安麻呂は偶其原本の文字を改めずに残したものだと思
 へる。

次にあげたい例は「黄泉」である。古事記に伊邪那伎命が神去りました伊邪那美命を見まく欲
 して黄泉國にゆかれた話がのせられて居るが、これは前にも述べた通り神代紀にもある物語で
 古事記は神代紀と同じ源から出て居るものであらう。さうして黄泉といふ文字が立派な漢意で
 あるから此にも漢意が存すると考へなければならぬ。尤も「黄泉」の二字は「ヨミ」或は「ヨモツ
 クニ」と訓まれて、萬葉にも見荒原處女慕作歌に「黄泉爾將待跡」とある程で古くから使はれて
 居る語であるから此字が強ち漢意だといふ譯にはゆかぬと考へられるかも知れぬが、然し支那

古事記黄
泉の字は
原本に隨
つて改め
ざるの類
か

美番登の
語と陰の
字

に墳墓を示すに「墓」「墳」「陵」の三字があつて、我國語にも之に應ずる「ハカ」「オクツキ」「ヨミ
ササキ」があり、更に「黄泉」に對する「ヨミ」或は「ヨモツクニ」といふ語さえもあつたとは考へ
がたい。前にもいつた左傳の用例から見ても黄泉は地下闇黒のところであるから、「ヨミ」或は
「ヨモツクニ」は漢學傳來の後に黄泉の字を意譯して出來た國語であるまいか。それは兎も角も
黄泉國は誦音に従へば「余母都久爾」とかくべきだが、古事記が日本紀と同じく黄泉國の字を存
じて誦音にしても居ないのは恐らく原本に隨て改めなかつたもので日下を玖沙訶と改めず、帶
を多羅斯と改めずに舊のまゝに残したのと同じ例である。果して然らばこれも亦古事記中に漢
意の存する一例で其書の淵源を暗示して居るものである。

次に古事記は伊邪那美命火神を生み給ふによつて「美番登見炙而病臥居」とかいて居るが、
伊邪那伎命が黄泉國にゆき火燭して伊邪那美命を見たまへるとき「於陰者拆雷居」とかいて居
る。前に「美番登」とかいたのは後に「陰」とかいたのと同じ意味で、ともに女陰をいふのであ
る。古事記は先づ字音假名で國語をうつして「美番登」と記し後には漢字陰の字であらして居
るが、神代紀はいつも「陰」の字を用ゐて「美番登」とかいて居らぬ（諸神黄泉行の條、保食神物
語の條參照）。想ふに古事記以前の文献は皆「陰」の字を用ひ、古事記も最初のところだけは「美

古事記青
人草の文
字

番登」と寫したが、後は原本に隨つて改めなかつたらしい。果して然らば古事記に「陰」の字の
存するのは原本の形が残つたもので漢語を傳へて居るものといへよう。

又古事記に人民を「青人草」とかいて居るが、これも漢語の蒼生を翻譯したもので、我國固有
の國語でないらしい事は上に論じた通りで、古事記に此語のあるのは、それが漢意を含む一證
であらう。

要するに古事記は誦音に順つてかゝれてゐる爲め漢文でかゝれた日本書紀よりは神代ながら
の面目を傳へて居る如くに見られるが、その内容を精察すると、陰陽思想を人格化したらしい
神話が中樞と成つて居り、其用語中にも往々にして漢學の影響なしにはあり得ない語が含まれ
てゐて、決して神代以來の口傳を存したものでない。従つて彼本居翁を初めとして江戸時代の
國學者が矢鱈に古事記を祀り上げて、日本紀を抑へたのは公平な議論とはいはれない。

第四章 紀記の優劣

既に述べた通り、古事記の編纂は其序によると和銅四年に始まつて翌年正月に完了し、書紀
は養老四年に完成したのであるから、その間僅かに九年を隔てゝ居るのみで、兩者は略同時の

著作と見てよい、両者が参考した文献も多少の出入はあつても、さした懸隔があらう筈もない従つて此點に於ては兩者の間に甲乙なしといつてよい。然し其編纂の様式と態度とに於ては甚しく相違してゐる。

第一その様式についていへば書紀は漢文體でかゝれて居るが古事記は國音に順つてかゝれて居る。第二に其態度について考へると、書紀は全部三十卷で、最初の二卷が神代紀、殘の二十八卷は人皇紀であるが、神代紀と人皇紀との間に甚しく編纂の態度を異にして居る、即ち人皇紀の方は種々の材料を参考したらうが出来上りは整然たる一部の歴史をなし恰も史記漢書等の本紀をよむ様な感じがある。之に反して神代紀は全部を十一段に分つて毎段の下に其異説を並列してゐる、さうしてその列擧された異説は二三書にすぎない場合もあるが、時には六書多きは十書十一書に及んでゐる。この神代紀と人皇紀との相違は抑も何を意味するものであらうか想ふに書紀の編者が實際の歴史として組織したのは神代紀以後の人皇紀で、事實に二つはあるべきでないから人皇紀は統一した記事に纏めたが、神代紀は歴史といふよりは寧ろ宗教的な國土生成の神話ともいふべきもので、此種神話の材料は其所傳を異にするにつれて多くの相違があつた爲めであらう。更に具體的にいへば此等國土生成の神話は一本は伊勢の巫祝の家に、一

紀記兩書
容式の相
違

神代紀編
纂の形式

人皇紀は
歴史にし
て神代紀
は宗教的
神話

紀の編者
は神代紀
異本に就
て一字一
句苟且に
せず

神代紀は
原本の字
を保存す

古事記は

本は出雲の國造の家に、又一本は中臣の諸家に、又一本は忌部系統の家にといふ様な風到家々に違つたテキストを有つて居たのをあつめて一本にしたのが神代紀であらう。さうして書紀の編者は此種異本を列擧するにあつて一字一句も苟且にせなかつたものゝ如くである。試みに神代紀下の初に一書八條をあげた中に

一書云、高皇產靈之女、天萬栲幡千幡姫

といふ十三字がある、がこれは「栲幡千千姫命」とある本文の異文をあげたもので其相違點は一二字の出入にすぎない、又諾冊二神の生み給ふた月神の下に

一書云月弓尊、月夜見尊、月讀尊

と注して居るのも僅かな相違點にすぎない。これ等によつて考へると書紀の編者は一二字の相違も苟且にしなかつたことが知られる。書紀は又「研哉此云阿那而惠夜」といふ如く漢字の訓方を注してゐるところもあれば、又「彦舅此云比古尼」の如く字訓をかりてかゝれた國語の讀み方を注した部分もある。此等は容易に字音假名で書き改め得る文字であるが書紀の編者は必ず原本の字を保存してこれに讀方を注記したもので其態度の慎重なるに驚かざるを得ない。

之れに反して古事記は其序が明言して居る通り舊辭の誤忤を惜み先紀謬錯を正して統一した

史料の原典を改作せし新史

江戸時代の國學者の謬見

外來の橘トタチバナの語

新史を編纂せんと志したものであるから、神代と人皇の世も一律に削正して而も一定の讀方に従つて讀下し易い様に書き改めて居る。従つて吾々は古事記によつて其原典が如何なるものがあり如何にかゝれて居たかを想像することが出來ぬ、故に神代神話の研究に志さうとすれば何といつても書紀をはなれることは可能ない。尤も古事記には傳統的な誦音に従つてかゝれて居るから國語研究には貴重な材料であらうけれども、歴史の研究資料として見るときは書紀に一疇をゆづらなければならぬ。従つて江戸時代の國學者が國文であるから信ずべしといつたのは大きな謬見である。試に一例をあげてその謬を示さう。

橘は外國産の果實で我國に輸入されたのは垂仁紀に

天皇命田道間守遣常世國令求非時香菓香菓此云簡俱能未今謂橘是也

とあるが最初で之を「タチバナ」といふのも「タチマバナ」の約つたのだといはれて居る。然し古事記の神代の記事中に「橘小門之阿波岐原」といふ地名があり、同景行天皇の條に「弟橘比賣命」といふ名があつて、書紀の中にも屢橘の字が見えてゐてすべて「タチバナ」と讀まれたらしい、さうして拾遺抄に後中書王の詩をのせて

枝繁金鈴春雨後、花薰紫麝凱風裡

といひ、續日本紀十二に

非時香菓の譯名

橘者果子之長上、人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不彫

とあるなど合せて考へると「非時」はその枝葉が寒暑に彫まない爲めについた形容語で「香菓」即「簡俱能未」は其香氣あるが爲めに呼ばれた名稱であらう。従つて「タチバナ」は初めて輸入された時は橘とかゝれ、後に「非時香菓」と呼ばれる様に成つたもので書紀編纂當時橘を香菓とかいて「簡俱能未」と讀んだらしいが、古事記はこれを直ちに「登岐士玖能迦玖能木實」とかいてゐる。これ古事記は當時の慣用文字をかへりみず其誦音だけを寫したことを示すもので、「登岐士玖能迦玖能木實」とかいたが爲めに古事記が尊く「非時香菓」とかいた爲めに書紀が信用し得ないといふ性質のものではない。例へば史記の作者司馬遷は當時の天子武帝を呼ぶに「今上」の字を以てして居て爾來支那では「今上」が其時代の天子の稱呼と成つてゐる、獨り支那のみでなく我日本でも續日本後紀に仁明帝を「今上」と呼び奉つたのを初とし、三代實錄に陽成帝及び光孝帝を「今上」と稱へ奉つた如く例は珍らしくない、さうして此等の用例に於ける「今上」は「キンジャウ」と讀んだらしいが榮華物語には今上を「いまのうへ」と呼び奉つて居る、これ疑ひもなく「今上」の漢語を日本風に讀んだもので、「いまのうへ」が國語だから「今上」より古いなどとい

今上の漢文成語と今のうへの國語

我國年號
の譯讀

と議論は成り立たぬと同じである。既に古事記が漢文の文献を取捨してその誦音に従つてかき改めたものであること上に論じた如くであつたとすれば、それが國語であるからといつて書紀以上の價值を認め得るであらうか、それは恐らく「今の上へ」を「今上」より古い稱呼と主張する様な類であらう。更に後世の例をとれば北國紀行に文明十七年を文あきらけき年の十七とし美濃路紀行に「天正元年」を「久堅の天々しき初年」とかき、本居翁の新刻古事記端文に「寛永」を「寛爾永志登云祁流歲」とかいて居るが「文あきらけき」「天々し」「寛に永し」が國語めいて聞えるからとて「天正」「寛永」の本當の讀方だといふなどは、それは途方もない僻説として笑はれるであらう。この意味に於て私は彼の國學者の説に左袒することが出来ない。私は種々な點に於て古事記よりは日本紀の方が價值あるものと思ふ、神代の記事に於ては殊にさう信ずる。

第五章 神話發達の實例

一神話の
時代的變
化

神代紀は書紀編纂當時に存在した神話の異本を集めて大成したもので、歴史といふよりは寧ろ宗教的の意味を持つた編纂である。此の内に集められた異本は少くとも十二種以上に及んで居るが、然しそれ等異本の内容を比較して考へると元來は一つであつた神話がその所傳を異に

自然界崇
拜の信仰

するにつれて少しづつ變化したものであることが判る。従つて此れ等異本が一見まち／＼である様でも、よく見れば同じ源から流れ出たものたることが明瞭で、これにより我が上代人の宗教觀念が如何なるものであつたかを推知することが可能やう。

世界いづれの國民でも未だ文化が開けない古代に於ては自然界の萬物を神と崇めて祭るといふ風習を持つて居るもので、我が國民も亦同様の信仰をもつて居たらしい、さうして此種の神には巫祝等によつて祀られ利用せられて自然の間に一種の社會的勢力をかためる様に成つたであらう、魏志倭人傳に見えた卑彌呼の如きも恐らく此種巫祝一人であらう。然し斯の如き信仰状態に於ける神々はそれ／＼孤立して居て未だ相互の間に連絡ある神話體系を形成して居なかつたらうが、文化がやゝすすむて來ると個々の神話の間に互に關係をつけて一種の組織を形つくる様に成るものである。我が古代人に斯の如き神話組織が構成せられるに至つたのは私の想像では支那文化の影響を受けて陰陽思想をとり入れた後の事であらうと思ふ、かくいふ理由は我が民族神話の中心が陰陽二神の國土創造と諸神生成に存するからである。一般に支那文化の輸入は應仁天皇の御代にあるとせられて居るが、實際に於てはこれより遙か以前に影響を受けて居たらしくさうしてこの古き時代に我等祖先の神話が成立して居たらうと思はれる。但し支

神話の組
織と支那
文化の影
響

那の古典では人間の認識を超越した一の實在が陰陽の二氣に分れ、此二氣の結合如何によつて天地萬物が生成したと説くだけで、いはゞ一種の哲學思想であるが、吾が古代人はこれを詩趣豊かな人格的神話に構成して崇敬の對象とした物の様である。かくいへば頗る空漠な想像を弄する様に觀られるかも知れぬが、比較的由來の明な神々の傳説について考へると斯の如き想像も強に附會でない様に感ずる。乃で試に玉津島姫と龍田姫との神話發達について考へて見よう。

玉津島姫は紀伊國和歌浦玉津島の祭神で其起源は、神龜元年聖武天皇が紀伊國に御幸したまひいたく其地の風景を愛でさせられて離宮を御造營に成り、浦の名を明光ノ浦と改め守戸をおき、毎年春秋二期に官人を遣して、玉津島の神明光浦の靈を奠祭せしめて、其風光の保護をはかられたに始まると續日本紀に記されて居る。これによると、玉津島の神と明光浦の靈とは島と浦との風光を賞美する餘り之を神格化したものと解せられる、さうして山邊赤人が

しほひれば玉藻かりつゝ神代より、しかぞたうとき玉津島山(萬葉集)
と詠んだ歌を玩味すると歌人赤人はこの玉津島を人工から超越して造化の天工で天地開闢の神代より遺された尊き景色だと見て居るが、千五百番歌合には

ながめけむ雲のふるまひ空はれて、月かげきよき玉津しま姫
と詠んで、此島の景色に「玉津しま姫」といふ女神の名を擬して居る、さうしてそれ以來玉津島の神は和歌の守神として崇められ色々な傳説が附會されて居る。即古今集序注には

神主國基語顯季卿云、住吉四社中、其一衣通姫也、若浦玉津嶋明神ト申ス是也、昔カシコヲメデマシマシメアトヲタレタマヘルトナン申傳ヘタルト云々

あるが、類聚既驗抄には「玉津島明神は應神天皇の皇后衣通姫の垂迹歌仙給神なり」といひ和歌深秘抄には、玉津島の衣通姫は允恭天皇の皇后だといつて(文明年中應制詩歎にも同様のことをのす)更に釣舟には「後には紀伊國玉津島といふ所へ御幸成つて遂に玉と成りて今は神にあらはれたまふ」と附會して居る。これによつて玉津島の神が如何なる徑路をへて信仰せられるに至つたか知られる。

次に天武天皇の四年四月に大和の龍田山に風神を祀らしめさせられたことが日本紀に載せられてゐる。此の記事は日本紀編纂の時から僅か四十年前のことであるから、誤のない實録だらうと思はれるが延喜式の神名帳には「龍田座天御柱、國御柱神社二座」と記し又別に「龍田比古龍田比女神社二座」と記して居る。さうして龍田風神祭祝詞には先づ

天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至萬氏不成一年二年爾不在、歲直尼久傷故爾

といつてうちづつく農作物の被害を叙し、次に卜筮によつて神をよぶことをのべて、最後に

是以皇孫命大御夢爾悟奉久天下乃公民乃作物乎惡風荒水爾相都不成傷波我御名者天乃御柱乃

命、國乃御柱乃命御名者悟奉氏吾前奉幣帛者云々

といつて、風神が自ら天御柱命國御柱命と名乗り出でて、吾前に幣帛を手向けて祈り給はゞ作物損はじと御夢に託して天武天皇に告げ奉つたことを説いてゐる。天武紀には風神を祭ると云のみで夢告のこともかいてないが、これを二柱の神としたのは後の巫祝等の作り言であらう天御柱命と國御柱命とはその命名から推すと天地を標示したものとらしく、莊子齊物論篇に「大塊噫氣其名爲風」とあつて大塊が天地の別名と解せられ、淨土三部經音義集に「河閏曰、風者天地之使、元命包云陰陽怒而爲風」といひ、百詠和歌に「天地のなげき風となる、陰陽いかりて風となる」などいつてゐるのを思ひ合せると、龍田の風神が天地を標示する二神に分れたのは風を天地の噫氣、或は陰陽の怒氣だと考へた思想に基くものであらう。

龍田彦の呼稱

同様に龍田比古龍田比女二座 また一風神を陰陽の二神としたものらしい。萬葉集に吾がゆきは七日はすぎし龍田彦、ゆめこのはなを風にちらすな

天御柱と國御柱の意義

龍田姫の呼稱

とあるは、慶雲三年に朝廷の役人が藤原京から難波にくだつたとき龍田山の櫻花を見てよんだ歌で、歌の意は自分の旅は僅か七日を出てまじければ歸るさまで花を散らすなと龍田の風神に祈つたもので、風神を龍田彦といつたのは矢張り自然現象を人格化したもので當時の人の詩的趣味から起つた稱呼に相違ない。又年代は大分下るが古今集に

たつた姫たむくる神のあればこそ秋のこのはのぬさとちるらめ
といひ、新撰萬葉集に

松が聲を風の調べにまかせては龍田姫こそ秋は弾くらめ

とある龍田姫も矢張り龍田の風光を擬人化したもので、彼の龍田彦とこの龍田姫とが二座並に祀られてゐるのはこれも陰陽思想の表現だと考へられる。

詩的空想の擬人化
祝詞に神

要するに玉津島姫にしても天御柱命國御柱命にしても龍田彦龍田姫にしても元來は自然の風光を擬人化して呼んだ名でこの自然界を人格化することは我等の祖先の豊かな詩的空想に基くもので、當初の人々はこれ等を以て實在的人格神と信じたわけではないが、それが巫祝等の手によつて崇め祀られる間にいつしか種々な傳説が添加せられて或は一神が二神と成り神名や神系まで作成せられるに至つたものが少なくない、彼の延喜式祝詞に「何々の命と御名を申す

名作成の
由來を説
くものあ
り

ことは云々」といつて神名の由來を説いたもの、多くは恐らく此種の例であらう。以上例證とした神々は比較的後世に案出された神話であるから神代紀には關係しないが、これ等によつて類推すると神代紀にのせられた神話中にも此種のものがあるであらう。さうしてこの豫想のもとに神代紀を通覽すると、その中心神話と思はれる諸冊二神の記事の如きも陰陽二氣が萬物を生成するといふ支那思想を人格化したもの、様に思はれる。これは或は突飛な臆測だと排せられるかも知れぬが、推古紀十五年の詔に

推古十五
年の詔と
我列聖禮
祀の神祇

朕聞之、曩者我皇祖天皇等宰世也、踰天躋地敦禮神祇、周祀山川、幽通乾坤、是以陰陽開和、造化共調、今當朕世祭祀神祇豈有怠乎、故群臣爲竭心、宜拜神祇

との給ふたのを熟讀精察すると、我上代の諸帝が禮祀せられた神々は陰陽を開和し造化を共調する神々で支那の陰陽思想と酷似してゐる、さうして此の陰陽思想は我國特有の思想信仰でなく、支那にも朝鮮にも共通であるべきであるが欽明紀に蘇我臣が百濟の王子恵に語つて

日本支那
朝鮮共通
の天地開
創と陰陽
思想

原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也、頃聞汝國輟不祀方今悛悔前過、修理神宮、奉祭神靈、國可昌盛、汝當莫忘

と云つて居るのを見ると、天地割判の神代に於て國家を造立し給ふた神には朝鮮も我國も同じ

である如く考へられて居るらしい、さうしてかゝる考へが起る原因はいづくにあるかといへばそれは恐らく日本の神話と支那朝鮮天地開闢説も同じ陰陽思想に基いて居る爲めであらう。

論者或はいはう。昔欽明帝の御代に佛教が渡來した時、物部尾輿、中臣鎌子等は「我國家之天下者、恒以天地社稷百八十神春夏秋冬祭拜爲事、方今改拜蕃神、恐致國神之怒」と奏言して居る。此に國神を蕃神から區別して居るのは明かにこれが我國特有の神々で支那朝鮮に共通でない明證である。勿論私としても我が上代の神話そのまゝが支那朝鮮と共通だと考へるものではない、唯我が神話の基調をなす思想が共通のものであるといふのである、更に語をかへていへば陰陽和合し萬物が生ずるといふ考へ方は支那日本朝鮮に共通であるが、これに基いて諸冊神の神話を構成したのは我等祖先の詩藻に共くものである、従つて人格化された神話についていへば我國神は我國獨有のもので支那や朝鮮に共通しない、況して後に傳來した蕃神即佛陀と混同さるべきでないが、それが天地開闢を説明する陰陽思想であることは支那思想と同じであるといふのみである。

詩藻豊かな我が上代人は支那文化の影響を受くる前多くの神話を有したらうが、それが組織立てられ體系づけられ神代紀の様になつたのは陰陽思想の影響が與かつて力あつたであらう。

宗教的情
緒と詩的
趣味の傳
誦

神話構成
上に於け
る我獨有
の神々

我國神と
蕃神との
差別思想

神代紀と
人皇紀に
於ける編
者の態度

さうして既に體系の出来た神話は一面宗教的の情緒と一面詩的趣味とによつて傳誦せられ愛玩せられ廣く流傳したであらうが、その流布の範圍が擴くなるにつれて種々の異説を生ずるのは自然の結果である、さうして書紀に羅列された神代紀の異説も恐らく斯くして出来たものであらう。さうしてもし歴史を作るつもりであれば必ず眞偽を判別して正非を決せなければならぬが、單に古代の神話を記録して後世に傳へるといふ態度であれば可成多くの異説を記すがよい、書紀の編者が神代紀と人皇紀とを全然異つた方針でかき、後者は整然たる歴史としてかゝれてゐるのに前者に於てはたゞ無雜作に異説を羅列して居るのは、神代物語が詩的な宗教的な神話であつて歴史でないことをよく理解して居たからであらう。もし然うであつたならば古事記が神代物語をも人皇時代の歴史と同じ様に取扱つて居るのは神話の本質を解せないもので、書紀の編者よりは眼光が劣つて居るといはなければならぬ。

第二編 疑問編

第一章 古事記序文の批判

以上第一編に於ては古事記の序文を文字通りに解釋して古事記の性質を考へその價值を論じたのであるが、更に一步をすすめて、これを古事記以外の資料に比較して考察すると序文の記載そのものについても疑を挿まざるには居られない。

その序文によると古事記は和銅五年正月二十八日に正五位上勳五等太朝臣安萬侶が上進した書物と成つて居るが、續日本紀の和銅五年正月の條のはたゞ「乙酉役民糧食救助の事」及「死者埋葬の事」「戊子、位記授與の事」「壬辰烽を廢置せる事」等を記するだけで、丁酉（二十八日）古事記献上の事に及んでゐない。又序文によると古事記編纂の着手は和銅四年九月十八日太安萬侶に詔して之に従事せしめられたに始まつて居るが、續日本紀和銅四年九月の條には「癸酉日蝕ありし事」「甲戌衛士に關する詔降下の事」「丙子、役民に關する詔ありし事」などを記すだけで、古事記編纂の詔勅降下の事を記して居ない。さうして續日本紀の和銅六年五月には

古事記上
進と續紀
和銅五年
正月の記
事
古事記編
纂の勅命
と續紀和
銅四年九
月の條の
記載

以前に於ける國史編纂に關する續紀の記事

本居翁の續紀に對する辨明

續紀は小事をも載せたり

「山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上」とあり、同七年二月にも紀朝臣清人三宅臣藤麻呂等に詔して國史を撰ばしめられたことを記して居て、續紀の編者は國史編纂のことについては相當に注意を拂つて居るらしく見えるのに、和銅四年九月十八日に初めて勅を拜して翌五年正月に完了上進された古事記のことについて少しも言及して居ないのは不思議といはねばならぬ。これにつきかの本居翁はこのことが續日本紀に見えないのは「彼の史とももの如き嚴重き公事にはあらでたゞ内々の小事と見ゆ」と説明して居るが、古事記が其序にいふ如く元明天皇の和銅四年に詔勅をうけて翌五年に完成し茲に天武天皇以來の御宿志が就げられたといふ程の書物であつたならば、これを内々の小事と解することはできない、假りに一步をゆずつてこれを小事と考へるとしても續日本紀和銅五年條下には恒例の叙位や下級のものに對する賜姓のあつた事など更に小さい事をさへまで記載して居るのに古事記編纂の事が載つて居ないのは不審である。續日本紀の編者はその上表文に「世有史官、善雖小而必書」といひ、僅か寶字元年だけの關録を補ふために「搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補緝缺文」したといつて居るのを見てもその編纂の態度が想像せられる如く決して小事を疎略に見のがす底の人でない、その上、古事記の序は初めに「臣安萬侶言」で起つて、終りを「臣安萬侶誠惶誠恐頓首頓

古事記序は上表文の形式

稗田阿禮に關する古事記序の文

首」とむすんで上表文の形式でかゝれて居り、之を續日本紀の上表及續日本後紀序、文德實錄序、三代實錄序等に比較すると、他の諸序がたゞ進獻の年月だけしか明記して居ないのに古事記の上表文に限つて詔勅降下の年月日をも明記して委曲をつくして居るのは、これその編纂が公の大事であることを示すもので決して内々の小事とは考へられない、従つてもし此の序が續紀編者の眼にふれたならば編者はこの事を特筆大書して遺したに相違ない、然るに事實は全く反對で續日本紀の中には一言半句も古事記の事に言及してゐない。想ふに續日本紀編纂の當時此の序が一時失はれて居たか或は此の序が後人の偽作で當時未だ出來て居なかつたか二者いづれかでないならぬ。

また同序文に天武天皇の御代に稗田阿禮に詔して帝皇日繼や先代の舊辭を誦習はしめられたとかいてゐる、試みに其部分を引くと

歲次。大梁、月踵、夾鐘、清原大宮昇、即天位、道軼、軒后、德跨、周王、握乾符、而摠六合、得天統、而包八荒、乘二氣之正、齊五行之序、設神理、以獎俗、敷英風、以弘國、重加、智海浩濬、潭探、上古、心鏡煒煌、明觀先代、於是天皇詔云、朕聞諸家之所、齋帝紀及本辭、既達正實、多加虛偽、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基

焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年是二十八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勤心、即勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、

の如くである。さて此の内「歲次大梁乃至明觀先代」の一段は天武天皇の即位を記して其聖徳を讃じ、次に「於是天皇詔云」から「欲流後葉」に至る一段は修史の詔勅を載せて、最後の一段「時有舍人」以下に於て阿禮が舊記を誦習したが未だ筆録されるに至らなかつたことを説いてゐる。さて此の文の初に歲次大梁とあるは天武天皇淨御原宮即位の癸酉の年であつて、第二段の初に「於是」といつたのは前段との關係から判斷すると漠然天武天皇在位の時をいふらしくも見られるが、更に第三段に入つて「時有舍人、姓稗田、名阿禮、年是二十八」といつて明確に年齢を示して居る點から考へると上の「於是」の二字も更に極限された年でなければならず、自然第一段の「歲次大梁」即癸酉即位の御年を承けることゝ解すべきである。然るに天武紀の癸酉の下には舊辭誦習の詔があつたことは載つて居ない、これは古事記の序と日本紀の記載とが一致を闕く一つである。

古事記序

阿禮奉勅の年時と阿禮の年齢及天武紀癸酉の記事

次に右第三段の終りには「然運移世異、未行其事矣」といつて天武元年から和銅の時まで修

の文と天武紀十年の記事の矛盾

史のことがなかつたらしく説つてゐるが、天武紀十年三月丙戌の條には

天皇御于大極殿、以詔川嶋皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忌部連首、小錦下阿曇連稻敷、難波連大形、大山上中臣連大嶋、大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事、大嶋子首親執筆以錄焉、

とあつて、天武天皇十年に川嶋皇子以下十二人の勅を奉じて帝紀及び上古の諸事を記定してゐる。これ序の記載が日本紀と撞着する第二の點である。尤もこの撞着は、古事記序に謂ふ所の天武帝の詔を天武十年以後と解すれば通せられないこともないが、それは全體から見ても少し無理な解釋であるから寧ろ撞着と見るが適當であらう。

古事記の序は稗田阿禮の聰明を激賞して、年二十八歳の時天武天皇の詔を奉じて帝紀及先代の舊事を誦習し、その後持統文武の二朝をへて元明朝に至り和銅四年太安萬侶に古事記編纂の勅あつた際にも特に阿禮の誦習する所を記す様御意あつたといつて居る。上にも一言した如く古事記の序は古事記進献の上表文の形をなしてゐるが、既に四朝に亘つて聰明の聞え高かつた阿禮のことをかく委曲をつくして上表文中に激賞するのは奇怪なかきぶりである。特に此人の誦習する所を記録せよと勅あつた程天子知名の阿禮であつたならば何の必要あつて上表文中に

上表文として古事記序に阿禮に對する讚辭の委曲をつくすの奇怪事

稗田阿禮
に關する
ものは弘
仁私記が
初見
多人長と
阿部眞勝
及姓氏錄

「時有舍人姓稗田名阿禮年是一十八」など、初對面の人を紹介する様な文句を羅列したのであらうか。さうしてそれ程著名な稗田阿禮であつたならば他の文献にもあらはれるべきであるが、日本書紀にも續日本紀にもその名は見えずして、弘仁日本私記序に至つて始めて「稗田阿禮は天鈿女命之後」といふ記事を止めて居る。弘仁日本私記序は嵯峨帝の弘仁三年に多人長の作つたものだとして居て之によると阿禮は晩くとも嵯峨朝の頃には天鈿女命之後として知られて居たらしく見えるが、これについても又疑問がある。即弘仁三年人長が日本紀執講の時諺誦の任に當つた阿部眞勝は新撰姓氏錄の編纂にも關係のあつた人で、人長の説いたところは眞勝が知つて居た筈であり、眞勝が知つて居れば姓氏錄にも載せらるべきであるが、稗田といふ姓は姓氏錄には載つて居ない。従つて弘仁日本私記序なるものが果して人長の作であるか否か、問題になつて来る。さうして此書の中に殊更に古事記の價値を高からしめようとする意圖が見える點など思ひ合すと古事記と此書との間に何等かの因縁があるらしい。それは兎も角も稗田といふ姓は姓氏錄編纂當時までは未だ著名に成つて居なかつたもので、それが古事記の序に於て特に力を込めて説明されてゐるのは不審といはなければならぬ。

以上古事記の序文に記載された内容が古事記以外の文献と一致しない點を論じたのであるが

古事記序
文に對す
る五ヶ條
の疑問

こゝに再び其要點を列擧すると左の五ヶ條に歸する。

- 一、序には天武天皇即位以來修史の事なしといふも、日本紀天武帝の十年には川嶋皇子等勅して帝紀を記定せしめられ居ること。
 - 二、序には稗田阿禮の聰明を激賞するも、天武紀中に其名の見えざること。
 - 三、獨り天武紀のみならず日本紀全體及び續日本紀等にも稗田の姓の見えざること。
 - 四、序には和銅四年に古事記編纂の勅ありしことを明言するも續紀にこれを載せざること
 - 五、序には古事記進献を和銅五年にありとするも續日本紀にはその記載なきこと。
- 以上五ヶ條を虚心に考へると古事記の序文は平安朝以後の僞托であるとしか判断されない、さうしてそれが平安朝の僞作であるとすれば古事記の來歴も全然不明と成つてこれを和銅の勅撰と定めることも不可能と成つて了ふ。

一般に古書の眞偽はその序跋によつて決せられるものでなく却て外部資料の考證によつて判明する場合が多い、之を書畫に譬へれば序は落款のやうなもので落款にかゝれた文句が無條件に信ぜられるならば僞書僞畫は存せない譯である、然し事實は之れと反對で鑒識ある人は落款に欺かれず其墨色筆力等によつて眞偽を審定する、さうして中には無落款のものでも非常な

古書眞偽
判定の一
つの方法

日本書紀
編纂及そ
の傳來に
關する外
部の證明

價值が認められる場合も少なくない。試みに日本書紀についていふならば書紀にはこれを縁起
つける序跋もなければまた撰號すらもない、然し續日本紀の養老五年五月の條には、

先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成奏上紀三十卷系圖一卷

偽書とし
ての舊事
本紀とそ
の序文

と明記して其れが元正朝の勅撰であることを證明して居る。さうして其後弘仁三年六月日本紀
講讀の行はれたことが日本後紀に、又承和十年六月にもその講讀のあつた事が續日本後紀に、
元慶二年以後屢々その講讀が行はれたことが三代實錄に載せられて居て、其後の記録にも日本
書紀の事がのつて居るものが多い。乃で日本書紀には序文はなくても、其傳來と性質とを明か
に知ることが可能さる。これに反して麗々しく序文が冠さつて居てもそれが却つて偽作である
ことは例ないことはない。彼の舊事本紀の如きがその好例證である。舊事本紀はその序文によ
ると推古天皇即位廿八年二月聖德太子蘇我馬子等と共に勅を奉じて先代舊事、上古國記、神代
本紀、神祇本紀、天孫本紀、臣連本紀、伴造國造百八十部公民本紀の編纂に着手せられたが、
修撰の完了しないうちに太子が薨せられたため一時中止せられて居たのを又再び勅命が下つて
推古三十年二月に至つて完成したものだといつて居る。さうして推古紀二十八年の下に

是歲、皇太子、島大臣共議之、錄天皇記及國記、臣、連、伴造、國造百八十部、並公民等本紀

聖德太子
等國史論
纂の史實

古事記は
その序を
はなれ直
に内容に
就て考證
を要す

とあるのは多少年次の齟齬はあるが、舊事本紀の序文を援證するもの、如く見える。然し此の
舊事本紀は平安朝の中頃まで全然傳來した形迹がなく、其内容を考證すると本書の大部分が後
世の偽作であることは學界の定説と成つて居る。乃で日本書紀は無落款の名畫な様なものであ
り、舊事本紀は堂々たる落款をもつた偽物の様なものである。乃ち再び古事記の問題にかへる
古事記の序文は前述理由で偽作であるといひ得るならば、古事記は茲に無落款の畫幅と成つ
た、それにはその製作と傳來を確める何等の根據もなく成つた、乃で當面の問題はそれが序文
と同時の假托であるか、或は序をはなれて研究さるべき古き資料であるかといふことに成る。
勿論斯様な問題は廣く文献を比較研究した後でなければ決定しがたいが、古事記序に稱揚され
た稗田阿禮の名が平安朝以後の文献にあらはれてゐて、古事記そのもの、認められ初めたのも
略同じ頃からであること、古事記の序文は形式上からいへば上表文の體を取りながら其目的
は寧ろ古事記の價值を後人に宣傳しようとする意圖が働いてゐるらしく見える點から推測する
と、私は寧ろこれを序と同時に假托された著述だと考へたい。以下章を分つて之を主要なる文
獻に對照してこの想定を證明しよう。

第二章 古事記に見れたる字音假字

古事記字音假字書の部分と書紀訓讀の注記
書紀訓讀法の時代の追加の必要

古事記の中には字音假字でかゝれた部分が非常に多く、本居翁などはこの點を古事記が古語をそのまゝ寫した爲めだと見て居られるが、又見方によつては逆に漢字の和訓が漸次忘れられて來たため、これを示さんがために字音假字を採用することが多く成つたと考へることも可能である。現に日本書紀の中にも漢文或は借字の語句に我が國の讀み方を字音假字で注した點があるが、その中に注を附けられた語句は三百語に満たない。然るに弘仁三年に多人長が日本紀を講じた時の私記と稱せられる書物には書紀が注せなかつた他の語句にまで多くの訓讀がつけられて居る。さうして更に降つて鎌倉時代に成つた釋日本紀には秘訓として更に多くの語句が訓み方を施されて居る。これ昔は別に注記を要せなかつた語句が時代の経過とともに忘れられて段々判らなく成つたため後出のものは前出のものよりも一層多くの和訓を加へることに成つたのであらう。同じ論法で古事記が日本書紀よりも字音假名を用ふることの多いのは、古事記編纂の時代には書紀編纂の當初一般に知られてゐた語句の讀み方までが忘れられかけて居たがため、これによつて古事記 編纂が書紀より遙か後世にあることを想像することが可能である。

字音假字の種類の一時代の統

古事記は日本書紀に比して字音假名でかいた部分が非常に多いことは上の通りであるが、それに用ゐられた假字の種類は書紀よりは少ない。試みに日本書紀と、萬葉集とそれから平安朝期の著日本後紀、續日本後紀、文德實錄、延喜式、新撰萬葉集和名類聚鈔注記等に見えた假字の種類を統計すると、大體に於て

- 一、書 紀 四六〇種餘
- 二、萬 葉 四〇〇種餘
- 三、日本後紀等 一三〇種餘

といふ結果が得られる。この統計は極大體を示したもので精確とはいはれぬが、それでもこれによつて書紀から萬葉、萬葉から平安朝にかけて假字の種類が次第に減じて統一されて來て居ることが判る。(尤も平安朝時代の著作中には故らに異體の假字を多く用ゐたと思はれる日本紀竟宴歌があるがこれは特別な例として右の統計に入つて居ない、又同じ時代の著作中でも古い時代の著作例へば日本書紀の歌をそのまゝ引用してあげた様な部分は其用例中に數へて居ない。)さうして古事記に用ゐられた假名の種類は僅か百六十種未滿で書紀は勿論萬葉よりも夥しく減じて平安朝頃の著作に近い、これ古事記の編纂が假字の統一された平安朝時代になつて

居て其序にいふが如く和銅期の著作でないことを暗示するものであらう。

學者或は書紀は三十卷の大部の書籍であり古事記は僅か三卷の著述であるから前者に包まれた假字の種類が多いのは當然でこれによつて時代の前後を定め得ないといはれる人があるかも知れぬ。然し私が書紀の假字として數へたのは主として語句の訓み方を注した注記と其中にのせられた歌中の假字をかぞへたものであつて、總字數六千四百字餘りの中から異つた字を計算したのであつて、古事記中に用ゐられた字音假字總數一萬字以上であるのに比較すると寧ろ書紀の方が少ない材料によつて居ることに成る。又書紀の神代紀中に載せられた百二十九語の注記と六首の歌の中に用ゐられた字音假字の總計は七百八十餘字で此中異つた文字を數へると二百十餘種に上る、さうしてこれだけを古事記百六十字の異字を有してゐるのに比較して猶五十字多いことになるから、上にのべた私の結論に狂ひは生ぜないことになる。試みに字音假字用例の比較を表記すれば次の如くである。

字音假字用例比較表

表中平安朝諸書と記するは日本後紀、續日本後紀、文德實錄、延喜式、新撰萬葉集、和

古事記の字音假字使用總數は書紀のそれよりも多し

字音假字用例比較表

名鈔等を指す、又此下に括弧をつけた字は日本紀竟宴歌に見えた用例で此時代の用例として特別なものである。又表中△を記すは其書に同列の文字を用ゐ居らぬを示し、點線は其書に特異の用例なきを示す。
附言(カ、甲、辛、吉、乙)肥等の各時代に用いられたる同音の國名用字は表中に加へず。

ア		イ	
各時代同例のもの		各時代同例のもの	
日本書紀	阿△婀	日本書紀	伊異以
萬葉集	阿安△	萬葉集	伊異△
古事記	阿△△	古事記	伊△△
平安諸書	阿安(婀)	平安諸書	
	各時代類例なきもの		各時代類例なきもの
	鞅愛		易怡
		已移印

平安諸書	伊(異)以	(意)(夷)
各時代同例のもの	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	宇汗于羽	紆禹
萬葉集	宇汗于羽	有烏雲
古事記	宇汗△△	………
平安諸書	宇△△△	………
工	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	愛延叡曳△△	埃詠哀
萬葉集	愛延叡曳衣要	依
古事記	愛延△△△△	………
平安諸書	愛延叡△衣(要)	(裔)
才	各時代同例のもの	各時代類例なきもの

日本書紀	淤於意憶飢	礮乙
萬葉集	△於意憶飢	應
古事記	淤△△△△△意	………
平安諸書	△於意△(飢)	………
力	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	加可我河訶何迦 歌 箇餓峨 △△俄 伽	鵝笮舸柯軻介
萬葉集	加可我河△何迦 歌 箇餓峨 賀 嘉 △△	架荷
古事記	加可我△訶何迦 △△△△賀 △△	………
平安諸書	加可我河△△(迦)(歌)(箇)△△賀 (嘉)(俄)(伽)	(駕)(呵)
キ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	伎岐紀幾積藝祇企文△△已耆 機	既祁基儀蟻擬棄屹
萬葉集	伎岐紀△積藝祇企支貴義已 △△	奇綺騎忌妓宜

平安諸書	勢世△△	是
日本書紀	曾蘇△叙素所序則祖	贈層諸泝鋤茹鱧
萬葉集	曾蘇宗△素所序則祖	僧憎增賊俗
古事記	曾蘇宗叙△△△△	………
平安諸書	曾蘇△△△△△△	(楚)
日本書紀	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
萬葉集	多太△馱 陀 △ 哆	挖拖儂娜囊黨
古事記	多太他馱 △ △ △ 陀	丹
平安諸書	多太△(馱)(陀)(當)(哆)	………
各時代同例のもの	各時代同例のもの	各時代類例なきもの

式新次信司進死侍跡詞偲水緇慈盡寺

色

(私)(祀)(肆)

各時代類例なきもの

主菟輪孺素秀

清授珠

………

………

各時代類例なきもの

捫劑制細笠噓

施暫

………

平安諸書	勢世△△	是
日本書紀	曾蘇△叙素所序則祖	贈層諸泝鋤茹鱧
萬葉集	曾蘇宗△素所序則祖	僧憎增賊俗
古事記	曾蘇宗叙△△△△	………
平安諸書	曾蘇△△△△△△	(楚)
日本書紀	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
萬葉集	多太△馱 陀 △ 哆	挖拖儂娜囊黨
古事記	多太他馱 △ △ △ 陀	丹
平安諸書	多太△(馱)(陀)(當)(哆)	………
各時代同例のもの	各時代同例のもの	各時代類例なきもの

日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	知智△遲△尼泥遲 知△地遲治 知智地遲治 知智地遲△	池馳致撒旋旋答賦 暫耻陳 ………
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	各時代同例のもの 都豆頭菟 都豆頭△ 都豆△△ 都豆頭菟	各時代類例なきもの 努途圖兔徒突屠逗弩 通追 ………
日本書紀 萬葉集	各時代同例のもの 帝且提氏△底泥△ 帝△提氏天底泥△堤塗代	各時代類例なきもの 弟涅耐諦題 臣田庭尼

古事記 平安諸書	帝且△△△△△傳 △且提氏天(底)△傳	殿 店(靱)(亭)
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	各時代同例のもの 登斗度刀騰滕膝 渡△都 登斗度刀騰△膝 渡土△藤 登斗度刀騰滕△△△△ 登斗度刀△△(渡)土(都)	各時代類例なきもの 靱杜鄧妬廻圖徒塗屠耐僕奴努怒等 澄得特 ……… (東)
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	各時代同例のもの 那奈難 難△ 那奈難 △南 那△△△△ 那奈(難)(難)南	各時代類例なきもの 娜乃 男 ………

二		各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	爾邇△而尼耳珥爾	武泥	
萬葉集	爾邇仁而尼耳△△	二人柔	
古事記	爾邇△△△△△△△△	………	
平安諸書	爾邇仁△(尼△(珥)(爾)	(兒)(弭)(于)	
又	各時代同例のもの	各時代類例なきもの	
日本書紀	奴怒努濃農弩	能	
萬葉集	奴怒努濃農弩	………	
古事記	奴怒努濃△△	………	
平安諸書	奴△(努)△△△	………	
示	各時代同例のもの	各時代類例なきもの	
日本書紀	禰尼泥塗	涅倭塗	

ノ		各時代同例のもの	各時代類例なきもの
萬葉集	禰尼△塗	年	
古事記	禰尼泥△	………	
平安諸書	禰△泥△	(然)	
ハ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの	
日本書紀	能△廻	………	
萬葉集	能乃△	………	
古事記	能乃△	………	
平安諸書	能乃廻	濃農	
八	各時代同例のもの	各時代類例なきもの	
日本書紀	波婆幡播幡破△△簸	絆磨糜麼魔潘沛巴	
萬葉集	波婆幡播幡破八芳△把	伴半房方盤藐泊薄馬伐	
古事記	波婆△△△△△△△△	………	

平安諸書	波婆△△(幡)△八(芳)(簍)	發(撥)(番)槃
ヒ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	比毗備卑 斐 悲 臂 妣 鼻 秘	被彼俳譬避媚眉縻寐弭
萬葉集	比毗備卑 斐 悲 臂 妣 鼻 △ 婢 非 尾	賓嬪必
古事記	比毗備卑 斐 △ △ △ △ △ △	………
平安諸書	比毗備△(斐)悲臂△△秘	非飛裨
フ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	布不夫 賦 浮 府 敷 △ 輔	甫父赴予步文鶯霧富符苻俯
萬葉集	布不夫 △ △ 府 敷 扶 △	負否粉副
古事記	布△天賦△△△△△△△	服
平安諸書	布不夫(賦)浮(府)敷(扶)輔	………
ヘ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの

日本書紀	倍閉閉幣 弊 陛陪△△△△邊	蔽杯背沛霸珮鞞鞞衛每
萬葉集	倍△閉幣 弊 陛陪平部返辨△	蔽反遍羈別便
古事記	倍閉△幣 △△△平△△辨△	………
平安諸書	倍閉閉(幣)(弊)△△△部返△邊	………
ホ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	保煩△△朋褒	袍譜費哀報
萬葉集	保煩富本朋△	抱凡倍寶方
古事記	保煩富本△△	番蕃品菩
平安諸書	保△△△△(褒)	奉(裸)
マ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	麻末摩馬磨 △ 莽	魔縻
萬葉集	麻末摩馬 △ 滿 △	………

古事記 平安諸書	麻△摩△△△△ 麻末(摩)△磨(滿)△(莽)	…… 萬
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	美微彌未△瀨 美微彌未味△務夢 美微彌△味△ 美(微)彌△△(瀨)	寐珥彌 民尾 …… ……
ム	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	武牟△△ 武牟△無 武牟无△ 武牟无無	霧茂務夢 鵠謀 …… …… (伴)

日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	咩賣△梅味迷△ 咩賣米梅味迷△馬 咩賣米△△△△ 咩賣米(梅)△(迷)(謎)(馬)	綿妹毒每 而免 …… ……
モ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	毛母茂△ 毛母茂蒙物文 毛母△△ 毛母△蒙)	謨謀慕慕莽莫漠望摸 聞勿目忘木門問 …… ……
ヤ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	也夜野耶	椰瑯

萬葉集 古事記 平安諸書	也夜野耶 也夜△△ 也夜野(耶)	楊移 …… ……
ヌ 各時代同例のもの	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	由△喩 由遊喩 由△△ 由遊(喩)	與庚踰輸愈 …… …… ……
ヨ 各時代同例のもの	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記	與余豫預用譽△ 與余△△用△餘 與余豫△用△△	曳庸遙 容欲 …… ……

平安諸書 ラ 各時代同例のもの	與余豫預△(譽)(餘)	…… ……
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	羅樂△ 羅樂良 羅△良 羅△良	囉邏攤 浪 …… ……
リ 各時代同例のもの	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	理里利梨 釐 離 理里利梨 △ △ 理△△△△△△ 理里利(梨)(釐)(離)	喇利梨梨 裡隣 …… …… (曬)
ル 各時代同例のもの	各時代同例のもの	各時代類例なきもの

日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	流留魯屢 瑠 流留△△△ 流留△△△ 流留魯(屢)(瑠)	婁漏蘆盧樓 類 琉 ……
レ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	禮例 禮例 禮△ 禮例	辰梨 列烈連 …… (麗)
□	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集	呂△盧樓漏△ 呂侶△△漏路	賂稜露廬 ……

古事記 平安諸書	呂侶盧樓漏路 呂侶△△漏路	…… 魯(朗)
ワ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	和倭 和△ 和△ 和(倭)	過澆 …… (王)
牛	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀 萬葉集 古事記 平安諸書	爲章謂位 爲△謂位 △章△△ 爲△△△	威委萎偉 …… …… ……

エ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	惠	衛隈磯
萬葉集	惠	回畫
古事記	惠	………
平安諸書	惠	………
ヲ	各時代同例のもの	各時代類例なきもの
日本書紀	△△乎鳥 鳴	塙廻惋弘泓
萬葉集	遠袁乎鳥 △怨	呼叫越惡
古事記	遠袁△△△	………
平安諸書	遠(袁)乎(鳥)(鳴)	(雄)(温)

第三章 古事記に見れた地名記載の例

紀記兩書
地名用字
の相異に
關する一
應の辨明

淡道と淡
路及粟路
阿波遲

日本書紀に載せられた地名は大抵普通に使用される文字であらばされて居るが、古事記には大分特別な例が多い。續日本紀和銅六年五月の條に「畿内七道諸國郡鄉名著好字」とあるから古事記は和銅以前の記載法に従ひ日本書紀は新しく定められた所謂「好字」でかゝれたものと考えれば一應の説明はつくが、和銅六年から書紀献進まで僅か六七年の間にさやうに急遽な改正が行はれ得たか否かが疑問で、猶古事記の記載法が日本書紀より後の文献と一致する場合が少なくないから、上の様な説明に満足することはできない。乃で古事記の地名を考證してその記載法が何時代に尤も近いかを檢べる事はやがて古事記成立の年代を考へる一助ともなるだらう。

古事記の中に二字の國名として淡道、針間、且波、三野、山代、阿岐、伊餘、高志等がある。淡道は淡路のことと神代紀諸冊神國土生成を記した條に本文注本ともに六たび此鳥の名が出て居るが、いづれも皆淡路とかゝれて居る。これは書紀以前のすべての記載が淡路となつて居て淡道でなかつた證據である。さうして萬葉集人麿の歌に粟路と記され、延暦十九年九月十六日高野山官符には「阿波遲國三原郡」といふのが見えて居るのを考へると、書紀以後に却つて特別

な記載法があらはれて居るから古事記の添道もまた特殊記載法であつて必ずしも書紀以前のものと定めがたい。

次に針間は書紀には播磨と記され法王帝説も同じ文字を用ゐて居るが、後世の太子傳補闕記には針間と記されたところがある。これ針間が却て播磨より後の文献にあらはれて居る例證である。又新抄格勅府鈔には多く播萬とかいて居るが、播萬或は針間は特殊記載法で播磨より古いとはいはれぬ。

且波は書紀には丹波とかゝれて居るが丹後風土記にその名義を説明して「故云田庭也、丹波且波但波其文字皆以訓多爾波」といひ、後世の御鎮座傳記・御鎮座次第記・倭姬世紀などには但波と丹波の二種を混用して居る。古事記には多く且波とあるが孝元段には丹波とかいて居る、孝元段の丹波は後人の傳寫の誤りであるかも知れぬが且波が丹波より古いとはいはれぬ。

三野は書紀には美濃とかゝれて居るが正倉院文書大寶二年戸籍には御野國、平安朝時代の日本靈異記には多く三野國とかゝれ、延暦十九年九月高野山官符には三野國又は三乃國とあり、更に降つて濫觴抄には三乃國と記してゐて、古事記の記載は平安朝の例と一致する。尤も日本靈異記に「聖武天皇御代、三野國片縣郡少川市有一力女」といつて聖武帝の御世のことを記する

針間と播磨及播萬

且波と丹波及但波

三野と美濃及御野三乃

にも三野の字を用ゐて居るからその用例は可なり古いかも知れぬが、これを養老以前に限るべき方とはいはれない。

山代は書紀には一般に山背とあつて、續日本紀にも大部分は山背と記してゐるが往々山代とかいたところもある、さうして平安遷都以後は山城とかくことに成つたが、それでも姓氏録には「山代國相樂郡」といふのがあり、後世の太子傳補闕記にも「山代國楓野郡」といふのが見える。乃ち山代の文字は續日本紀以後にあらはれてゐるが古事記も亦山代の字を用ゐて居る。

次に淡海は書紀には近江と記し、後天平勝寶三年の懷風藻の詩にも「近江惟帝里」とあり、同八年七月八日附の法隆寺献物帳に藤原仲麻呂が「近江守」と署名して居る。然るに懷風藻の序文には淡海と記し續日本紀所載天平神護二年正月の詔「掛畏岐近淡海乃大津宮仁云々」とあり、後世の倭姬世紀及び竹生鳥緣起にも淡海となつて居て、其後の諸書にも淡海の文字が非常に多い、従つて古事記に淡海又は近淡海とあつてもそれが書紀以前の記録だとは斷じ得ない。

阿岐は書紀には安藝とかいて居るが、續日本紀養老五年十月の條に「安木守」といふ字がある。想ふに安木は古事記阿岐とともに特殊借字(木字)又は字音假名による記載であらう。

伊余は書紀には伊豫とかゝれ、古事記にも大抵伊豫になつて居るが、たゞ本文に一ヶ所と細

山代と山背及山城

阿岐と安藝及安木

伊余と伊豫及伊與伊預

註に一ヶ所と二回伊余とかいて居る。續日本紀には伊余または伊與とかいたところが多く姓氏録には伊預とある。伊余、伊與、伊預は恐らく同音の字音假名であらう。高志は書紀に越國とかいて東大寺正倉院文書に「和銅元年逃越前國」とあるが、萬葉集には故志・古之・古思・故事・故之などと書き、後世の太子傳補闕記には「高志之洲」とあり、また桓武天皇の皇女に高志内親王と申し上ぐる方があはした。これによると古事記の高志も比較的後世のかきぶりの様に見える。

粟國豊國木國紀伊國

又一字がきの國名としては粟國、豊國、木國などが見える。粟國は書紀神代紀にも「粟國忌部遠祖云々」とあり、續日本紀寶龜七年六月の條にも「粟人道足等十人賜姓粟直」とある。又豊國も神代紀に豊國とかいて居る、さうして後の靈異記にも粟國豊國といふ文字がある。また木國は同じ古事記の中には紀國と書いたところもあり、續日本紀にも天平寶字八年五月の條には「木國氷高評人」とあるけれどもそれ以前の記事には多く紀伊國とかゝれて居る、さうして萬葉集にも木國、木乃國、木道など見えて居るから木國のかき方は奈良朝以來平安朝期までの歌人等が慣用したもので必ずしも狭い時代に限られた用字ではない。

次に三字で記された地名には无邪志、上菟毛、下菟毛、多遲麻などがある。无邪志は日本書

无邪志と武藏及牟射志、無邪志

紀には武藏とかき、萬葉武藏國歌の中には武藏とかいた歌が三首と牟射志とかいた歌が二首とあるが古事記には无邪志とある。さうして法王帝説に「無邪志臣」といふがあり日本後紀弘仁二年八月の條にも「无邪志直」といふのがあるから无邪志は必ずしも古い形とはいはれぬ、恐らく萬葉の牟射志とともに字音假名の記載法によつたもので一般のかき方は武藏であつたらう。

上菟毛と上野及上毛野

上菟毛下菟毛は書紀には上野としたところと上毛野國とかいたところと二種あつて新撰姓氏録の序にも「上毛野朝臣」と署名して居るが、古事記以外に上菟毛とかいた例を見あてないから、いづれがさきか判断出來ない。

多遲麻と但馬

多遲麻は書紀には但馬とかいて居るが古事記には多遲麻とある。これは恐らく前に掲げた高野山官符に淡路を阿波遲とかいたと同じく字音假名を用つてかいたもので、それが必ずしも但馬より古いとは限らないであらう。

國名地名の換字は書紀以後にも多く使用せらる

以上條擧した所を綜合すると國名をかきあらはすに往々換字が使はれるのは、必ずしも一定の文字が制定された以前に限るものでなく、可なり後々にも行はれたものである。續日本紀によると和銅六年に畿内七道の國名記號が定められたとあつて書紀は當然これに従つたと察せられるが、書紀以後に却つて異字のあらはれて居る例もある、例へば尾張伊勢の國名は古事記も

尾張伊勢の國名と尾治及伊世の字

書紀も尾張伊勢とかいて居るが、正倉院文書天平二年十二月尾張正税帳には尾治國とかかれ、日本紀略承和七年五月の條や長寬勘文、年中行事秘抄には伊世といふかき方が現れて居る、是等は國名記號の定つた後に新しい文字が使はれた例證で、かゝる異字の使用の習慣は新撰姓氏錄、靈異記、續日本紀、日本後紀、新抄格勅符、高野山官符など平安朝の文獻に殊に多いのであるから、古事記の文字が書紀と違つてもそれは古事記が書紀より古い證據とはならぬ、況して異字の用例が平安朝のものと同じであるものが多いに於ては、それは寧ろ平安朝期に入つてからのものと考へるべきでなからうか。

科長と磯

長及志奈我

以上國名に就て考察したのであるが、更にそれ以外の地名について考へよう。

書紀の「磯長」は古事記には「科長」と成つて居て、太子傳曆及び西琳寺流記などは古事記と同じであるが、法王帝説には志奈我とある。恐らく磯長が一般のかき方で志奈我は假字がき、科長は特殊なかき方であらう。

墨江と住吉及澄江

書紀の「住吉」は古事記には「墨江」とかゝれて居て續日本後紀にのせられた興福寺上る所仁明天皇寶算四十の賀表には「澄江」と成つて居る。さうして釋日本紀卷六所引日本紀私記問答文中に日本紀の「住吉」を「墨江」と讀み、又攝津風土記を引いて「斯實可住之國、遂讚稱之云、眞住

書紀の泊瀬と古事記の長谷

萬葉集ハッツセの用字

續紀ハッセの文字の使ひ方

吉住吉國、仍是定神社、今俗略之直稱須美乃叡」といつて居る、これによると「住吉」も元來は須美乃叡と讀んだもので、それが次第に忘れられて「スミヨシ」と讀まれる様に成つた爲め墨江又は澄江とかゝれるに至つたものらしい。従つて古事記は書紀の住吉よりも新しいかき方であらう。

又書紀の「泊瀬」を古事記には「長谷」とかいてゐる、古事記の中に長谷の字は中卷の注に一ヶ所下卷に二十餘ヶ所あつて、小長谷造、大長谷王子、長谷朝倉宮、長谷部舍人、大長谷天皇、長谷之列木宮などの如くかいて居るが、日本書紀にはそれ等が皆泊瀬に作られて長谷といふ字は一つもない、それと反對に古事記には泊瀬は一度もなく皆長谷に作つて居る。併し萬葉集には兩方が用ゐられてゐて長谷とかいたのが六ヶ所、泊瀬とかいたのが二十二ヶ所、それにまた始瀬或は泊瀬とかゝれたところもある。萬葉に長谷とかいた歌も拾穂抄本には泊瀬と成つてゐるものもあるから、これ等は後人傳寫の誤りであるかも知れないが、それは兎も角萬葉に泊瀬とかゝれた場合が多い。然るに續日本紀に成ると、其第七卷に「泊瀬朝倉朝廷云々」といひ、同二十五卷に「昔大泊瀬大皇云々」といひ、同二十卷に「昔泊瀬朝倉朝廷云々」といつた如く、古い時代のことを述べた場合は泊瀬とかいて居るが、續紀時代の事を記録するには、小長谷、長谷部

皇女ハツ
セ部の御
名用字

言語より
見たる泊
瀬又は始
瀬と長谷
の文字

長谷寺の如く長谷の字を使つて居る。従つて泊瀬が古く長谷が新しい事は略想像せられる。又天武天皇の皇女で天平十三年(日本紀編纂の後二十一年)に薨去せられた泊瀬部皇女と申し上ぐるがあらせられたが、日本紀と萬葉集には泊瀬部皇女とかいて居るが、續日本紀には長谷部内親王とかいて居る。そこで泊瀬か長谷とかゝれる様に成つたのは續紀以後の事と考へられる。さうして平安朝以後では長谷が廣く用ゐられて居る。以上はその用例から論證したのであるがその言語から考へても同じ結論に達する。即ち泊瀬とある文字は水の流れ初めたところを意味し、これを「ハッセ」と読み得る筈であるが、長谷は其文字の上に「ハッセ」とよまれるべき理由が見出されない。一體長谷とかく地名は大和に限るのでなく山城の愛宕郡にもあつて公任卿集の歌の序にも「長谷に侍りける頃云々」とあり、此附近より流出で、高野川に入る水を長谷川と呼ぶ。又同じく山城の葛野郡にも長谷といふがある。神護寺舊記に「東限長谷二字磐瀧尾堺並中河」とあり、高山寺縁起に「長谷本道長谷本路」とあるのがそれである。これ等は皆其地形によつて名けられた名稱で、ともに「ナガタニ」と讀まれて居る。書紀の神代卷に「長鳴鳥」「伊勢狭長田」といひ、又「谿八谷」「二丘二谷之間」とある長の字谷の字の訓み方から推すと、長谷はナガタニと、讀むのが自然で大和の泊瀬もその地形が長い溪谷をなして居た、め別名をナガ

豊山に二
名ありと
する傳説

古事記は
泊瀬長谷
二名混同
時代の作
か

長谷の地
名用字の
初見

タニと呼んだのであらう。さうして長谷寺縁起に「此豊山有二名、一者泊瀬寺、又云本長谷寺、二者長谷寺、又云後長谷寺」とあつて長谷寺を泊瀬寺の別名として居るのは泊瀬と長谷とが文字上のみでなく其讀み方も異にしたことを想はしめる。尤も此の縁起は伴信友の考へでは後世の偽作といつて居り、私とても傳説通り菅公の自作だと盲信するものではないが、既に正和年中法空の太子傳雜勸文にも引用されて居るから、可なり古い文献であるとしなければならぬ、従つて寺の二名の記事も古い傳説でこれによつて泊瀬長谷の讀方の異なるを證明し得る。さうしてそれがもとく二名であつたとすれば泊瀬を長谷とかいたのは此二名が混同される様に成つた後の記録たることを暗示するものと考へなければならぬ。管見の及ぶ所古事記以外の古い文献に長谷の字を用ゐたのは丹後風土記に「長谷山墓大倉木□□」とあるを最初とする。丹後風土記は製作の年代不明であるが、その中に「去大寶元年三月己亥地震、三月不已」と云ひ、また「豊國成姫天皇御宇詔割丹波國五郡置丹後國也」とあるなど考へ合すと元明天皇の御世を去るあまり遠からざる時代のものと想像されるが、此の長谷山がハッセ山と讀まれたか否かは判断されない。又正倉院文書の畫工司移東大寺文にも「天平寶字二年大和國山邊即小長谷廣國」とあるが、これは前にのべた長谷部皇女薨去後十年のことであるから恐らく「ハッセ」とよまれたであ

ハッセの語に長谷の字を用したるは泊瀬の文字より後なるべし
ハッセの語の誦音假名書用字より見たる古事記

王仁の原名と和邇の假字書

らう。兎も角も長谷を「ハッセ」とよむのは泊瀬より新しいことは争はれない、然るに後には流布本太子傳曆の如く泊瀬川を長谷川也と注する様に成つて平安朝以後は長谷は皆「ハッセ」とよませて居る。従つて古事記の作成は書紀以前にある筈がない。以上は長谷と泊瀬との關係から得た歸結であるが、又これを誦音假名でかいた部分について考へても同じ結論となる。即書紀の雄略天皇泊瀬小野の歌には「播都制」とかき、同繼體紀春日皇女和唱には「簸都細」とかいてゐるが、萬葉には「波都世」とあつて、和名抄には「波都勢」と記し、古事記允恭段には「波都世」と「波都勢」とが見えて居る。さうして此等の假字の中「播」は萬葉にはあるがそれ以後の文献には用ひ居らず、「簸」は日本紀竟宴和歌の中に使はれてゐるが是は編者の奇古癖に基く使ひ方で書紀以外に用例なく、また「制」と「細」とも書紀以外に見えない假名であるが、古事記の假字は和名抄とさへ同じものがある。これも亦成立の時代を暗示するものであらう。

最後に應神天皇の御代に來朝した博士の名を書紀には「王仁」とかいて居るが、古事記には「和邇」とかいて居る。王仁は漢學の博士で歸化人であるから本名は「王仁」であつたに相違なく、古事記のかき方は字音假名に寫したものである。この點に於ても古事記のかき方が書紀より新しいといはねばならぬが上にのべた様な國名地名を比較考證すると、それが平安朝期の成

立であることは略想像がつく。

第四章 書紀と萬葉の編者は古事記を見ず

私は疑問篇の第一章に於て古事記の序を批判して其成立傳説を疑ひ、次に二三兩章に於て其假名と地名との用例を検してそれを平安朝期のものと想像したから、茲に章を改めて書紀と萬葉との作者が古事記を見て居ないことを論じて見よう。

日本書紀の神代の卷は、全體を十一段に分つて段毎に種々の異説を注記して居る。これ等異説は當時書紀編纂所に蒐集された凡ての異説を網羅したもので、もし古事記が眞に和銅五年に進献せられて居たならば記と紀との異なる所は必ず注記せらるべき筈であるが、事實は決してさうでない。例へば古事記には神世七代の前に別天神五柱を立て、居ること、伊豫二名島、及び筑紫に各四面ありとして各名稱と擧げ居ること、保食神を大氣都賣とすること、或は天津久米命のこと、其他出雲大國主神に關する種々の物語神名等神代紀と違ふ點、見えない點が多いのに書紀には一切これを注記して居ない。書紀が完了した養老四年は元明天皇は既に御讓位遊ばして元正天皇の御代になつては居るが、先帝は猶御存命であり、また續日本紀によると古事記

神代紀編纂の形式と古事記の所載の異説

書紀編纂完了の時代に於ける朝廷の人々

の編者太安麻呂は養老七年に卒したとあつて猶生存した筈であり、且つ舍人親王の書紀編纂にもたづさはつた筈であるから、古事記の序が正しければ、それは必ず書紀中に引用さるべきである。然るに書紀には一切古事記を引用しないのは書紀編纂當時古事記の出来て居ない證據である。獨り書紀の編者が古事記を知らないばかりでなく萬葉の作者も之を見て居ないらしい。左に書紀と古事記とに關係ある萬葉の歌一首を引いて之を説明しよう、

磐姫皇后、天皇を思ひて御作歌

君かゆき、け長くなりぬ、山たづね、迎へか行かむ待ちにかまたむ

(萬葉二)

右は萬葉卷二に見えた歌で、難波高津宮御宇天皇のみ代(仁徳天皇)磐姫皇后が天皇の還幸を待たせ給ふた御歌と成つて居るが、古事記の允恭天皇の條にはこれを輕大郎女が輕太子を戀ひ慕つて作つた歌としてゐる。輕太子は允恭天皇の長子で父天皇崩御の際日繼しろしめすことに定まつて居たのであるが、同母妹輕大郎女に好けて民心を失ひ、遂に伊豫の湯に放逐せられた、乃で大郎女は太子を慕ひて右の歌をよみ伊豫に下つてともに彼地で終られたといふのが話の大略で、古事記の編者はこれに十一首の歌を配して歌物語の様にかき列ねて居る。さうしてこの

古事記所載の歌と萬葉集の磐姫皇后御作歌

古事記の輕太子物語

書紀の輕太子傳

書紀及萬葉の編者と古事記の歌物語

萬葉集第十三卷相聞の長歌と古事記の輕太子の歌

輕太子の事は日本書紀安康天皇の下にも出て居るが、書紀には輕太子の御弟穴穗皇子の歌一首と大前宿禰の歌一首とがのせられてゐるだけで他の九首は載せて居らず、輕太子は大前宿禰の家に自殺したと結んで大郎女の戀歌も載せて居ない。但し其細注に「一云流伊豫國」とあるから太子配流の傳説は書紀の編者も知つて居たらうがそれが古事記によつたとは考へられない、何となればもし古事記が勅を奉じて削偽定實した歴史でありとすれば其後僅か九年で脱稿した書紀が古事記をすて、直ちに別の説を取る理由が説明つかぬからである。想ふに輕太子の事件は書紀の記載がその事實に近く、書紀は太子が伊豫に逐はれた異説も知つて居たであらうが未だ十一首の歌を按排した古事記の様な戀物語を見なかつたであらう。さうして萬葉の編者も既に古事記を見て居たならば右の歌を磐姫皇后の御歌と題する筈がない、又萬葉の第十三卷相聞の部に

隱口に、泊瀬の河の上つ瀬に、い杭を打ち、下つ瀬に眞杭をうち、い杭には鏡をかけ、眞杭に眞玉を懸け、眞珠なす我が念ふ妹も、鏡なす我が念ふ妹もありと言はゞこそ、國にも家にも行かめ、誰が故にか行かむ

といふ一首とその後反歌二首とをのせてゐて、萬葉集拾穂抄本には此歌並反歌を作者未詳と

萬葉の編者は古事記を見ず

現存の萬葉集に見えたる古注の文

古事記論

して居るが、この長歌は古事記によると輕太子が自死する時の歌と成つて居る。もし萬葉の編者が古事記を知つて居たならば此の歌を作者未詳とせないて輕太子の歌と明記したであらう。彼れ此れ思ひ合はすと古事記の輕太子一段は輕太子の傳説を修飾するに磐姫皇后の御歌や作者不詳の歌等を以てして一條の歌物語としたもので萬葉の編者は未だ斯の如き歌物語の成立を知らなかつたらしい。さうして幸にこの考察に誤りがなかつたならば、書紀や萬葉の編者は未だ古事記を見て居らず、古事記の成立は書紀萬葉の後にあると判断しなければならぬ。

尤も現今の萬葉集にはこの歌の次に

檢古事記曰、伴歌者木梨之輕太子自死之時所作者也

といふ註釋があつて前にかゝげた磐姫皇后の歌の段にも

右一首歌、山上憶良臣類聚歌林載焉、

古事記曰、輕太子好輕大郎女、故其太子流於伊豫湯也。此時衣通王不堪戀慕而、追往時歌曰、「君之行、氣長久成奴、山多豆乃、迎乎將往、待爾者不待、」此云「山多豆」者、是今造木者也、

右一首歌、古事記與類聚歌林、所說不同、歌主亦異。因檢日本紀曰、難波高津宮御

宇大鷦鷯天皇廿二年春正月、天皇詔皇后曰、納八田皇女、將爲妃、時皇后不聽、爰天皇歌以乞於皇后云々。三十年秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊行紀伊國、到熊野岬、取其處之御網葉而還、於是天皇伺皇后不在、而娶八田皇女、納於宮中、時皇后到、難波濟、聞天皇合八田皇女大恨之云々。亦曰、遠飛鳥宮御宇雄朝孀稚子宿禰天皇廿三年正月甲午朔庚子、木梨輕皇子爲太子、容姿佳麗、見者自感、同母妹輕大娘皇女亦艷妙也云々、遂竊通、乃愴懷少息、廿四年夏六月御羹汁凝以作氷、天皇異之、卜其所由、卜者曰有内亂、蓋親親相姦乎云々、仍移大娘皇女於伊與者。今案二代二時不見此歌也。

と註記して居るから、此等註記が萬葉編纂の時加へられたものであれば萬葉の編者は既に古事記を参考したことに成る。乃てこの註記が如何にして加はつたかについて少しく鄙見をのべて見たい。

一體萬葉集は編纂年代の不明な書物で、清輔の袋草子や俊成の萬葉集時代考、顯昭の萬葉集難事等専門家の間に議論ある所であるが大體奈良朝末期のものであることは疑ひない。然し其れが廣く流布される様になつたのは更に後代のこととて平安朝中頃までは餘り傳本がなかつたらしい。清輔の袋草子にその傳來を記して

萬葉編纂の時代

萬葉集の
傳來と法
成寺藏本

現存の萬
葉集は法
成寺本の
轉寫か

萬葉及憶
良の説と
古事記の
記事との
相違

萬葉集者所在稀云々、而俊綱朝臣法成寺寶藏本を申出書寫之、其後顯綱朝臣又書寫、自此以來多流布メ至于今在諸家云々、山上憶良類聚歌林一本書也、存同寶藏云々

といつて居るが所謂法成寺とは御堂關白道長の造營で俊綱は橋俊遠の子と成つて居るが實は道長の子頼通の第三子であるから、法成寺寶藏本を借出する便宜があつたことは想像するに餘がある、さうして白河院時代になつて時の歌人藤原顯綱が俊綱本を轉寫し始めて世に流布する様に成つたといふから當時まで如何に稀觀の書物であつたか、想像されよう。さうして袋草子が萬葉の傳來を記した後に特に憶良の類聚歌林も同じく法成寺の寶藏にありと附記して居て、今の萬葉に時々「山上憶良類聚歌抄抄載焉」といふ註かあるのを思ひ合すと、今の萬葉は恐らく俊綱が法成寺本を轉寫する際、同じ寶藏に秘藏されて居た類聚歌林をも對校して書き加へたもので皆同じ系統の本であるまいか。もしさうであればその次々にかき加へられた古事記や日本書紀との比較も、亦それ以後の附加添注で平安中期以後のものであらう。

右の想像を假定して上に引いた萬葉の註記を見ると、萬葉が磐姫皇后の御製とした歌は憶良も同様磐姫皇后作と記してゐて、只古事記だけが輕太子の歌としてゐたらしい。然るに續日本紀によると憶良は大寶元年正月に少録となり、和銅七年に従五位下に昇叙せられた人で、古事

記の編者と成つて居る太安麻呂とは同時代のやゝ後進で古事記完成の和銅五年には正に五十二歳であつた筈である。従つてもし古事記がその頃進獻せられた本であればその中のせられた輕太子の歌を憶良が無條件に磐姫皇后の作と斷定するのも不可解である。既に憶良と萬葉とが一致して古事記だけが違ふとすれば古事記は萬葉より以後に下らざるを得ない。乃で私は書紀萬葉と比較した結果古事記は萬葉編纂以後平安中期以前の間に作成せられたものと考へる。さうして更に弘仁五年の勅撰に係る新撰姓氏錄に對照すると其製作年代は更に極限せられて來る。

第五章 古事記と新撰姓氏錄

日本紀略弘仁五年六月の條に姓氏錄完成を記して

先、是中務卿四品萬多親王、右大臣從二位藤原朝臣園人等奉勅撰姓氏錄、至是而成、といつてゐる。この記事は當然日本後紀にも載つた筈であるが後紀は弘仁四年三月から五年六月までの部分を闕いているから、紀略によつてこれを補ふより外はない。さうして三代實錄の貞觀十四年八月十三日の下には家原氏主等に姓を賜はつたことを記した後に「姓氏錄所記可謂得實正焉」と賞讀して居るからその内容の信據すべきは今更いふまでもなからう。

姓氏錄編纂の事實

姓氏錄編纂の態度

姓氏錄の編者は其序文に於て編纂の態度を説いて

有諸姓漏本系而載古記、則抄古記以寫附。本系之與古記違、則據古記以刪定。今案中證引古記、則雖文駁而不必改、所以存其文取辭達也。

といつて居るが、所謂本系とは桓武天皇の延暦廿二年天下に布告して本系帳を進めしむと日本後紀にかゝれて居るのが即それで、家々より進献した系譜であらう。姓氏錄の編者は古記を歴探し舊史を博渉して更に補ふに新進本系を以てして此書を成したもので本系にもれたものは古記に補ひ、本系と古記とが矛盾するときは古記で正したといつて居るから當時存在した文献で苟も系譜姓氏に關係するものは悉く参考したに相違ない。現に姓氏錄は「書府の秘藏を開き諸氏の苑丘を尋ね古記を歴探し舊史を傳觀し」たと自負し、日本紀、續日本紀官符改姓等と比較してゐるのに書紀によりは更に詳細な姓氏の系譜を掲げて引る古事記を参考した形迹のないのは奇怪千萬といふべきである。例へば古事記日向天降の條に

天忍日命此者大伴連等之祖天津久米命此者久米直等之祖

といひ、神武天皇の下には

大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米命

姓氏錄の古記尊重

古事記に見えたる久米直等の祖

姓氏錄所載の久米直氏は大伴氏の末流

古事記所載の久米直氏は大伴氏に對立の家系

といつてゐて大伴連等の祖先を天忍日命及び道臣命とし、久米直等の祖先を天津久米命と大久米命として居る。さうして大伴連の祖については書紀（神代紀引一書及神武紀）も姓氏錄も古事記と同じであるが久米直の祖については書紀や姓氏錄の記載は古事記と一致しない。即ち古事記が久米直の祖に配した天津久米命や大久米命は書紀にはあらはれて居らず、姓氏錄には久米直の姓を兩所に出して居るが古事記とは全然別な系統として居る、一は左京神別に「高御魂命八世孫味耳命之後也」とあるがそれで、他の一は右京神別に「神御魂命八世孫味日命之後也」とあるがそれである。此に味日命といふは伴氏系圖によると高皇彥（産カ）靈尊の末としての道臣命の子に味日命とあるのに當るらしく、味耳命も恐くは味日命の誤りで、神御魂命といふも高御魂の誤りであらう。従つて姓氏錄に見えた久米直の二系はともに大伴氏と祖先を同じくし道臣命及び味日命の末流と見なければならぬ。これに反して古事記では久米直氏は大伴氏に對して別に天津久米命及び大久米命を持ちあげてゐる。此點に於て姓氏錄は書紀と合するが古事記とは矛盾する、恐らくは姓氏錄の作者は未だ古事記を見なかつたであらう。もし之を見てゐるならば古記に本づいて本系を刪定する編者の立場から當然古事記をも採用すべきである。

以上は姓氏錄が説明した久米直の祖が古事記と違ふ點から古事記の後出を疑つたのであるが

「クメ」の語に用ゐられたる古體の字

「クメ」といふ字の使ひ方によつても古事記が平安朝頃の作といふことは略想像される。即ち日本書紀には來目、來目邑、大來目、來目部、來目皇子の如くクメは多く來目とかいて居て、時には俱梅と書いた例もあるが未だ久米とかいたところがない。然るに萬葉集には久米女王、久米朝臣の如く天平頃の人名は皆久米であらばされて居るが、古き神話を詠み込んだ歌の類には矢張り來目とかいて居る、萬葉卷十八に「大伴の遠つ神祖の其名をば大來目主と負ひもちて仕へし官」といつた大來目はその一例である、さうして其後法王帝説や續日本紀や其他の平安朝期の諸書には皆久米の字を用ゐてゐる。従つて久米の古い形は來目でそれが久米とかゝれ初めたのは天平以後の事であることが判る。さうして古事記はいつも久米の字ばかり用ゐてゐても來目を用ゐないのは、それが和銅進獻に係るものでなくして平安朝頃の作だと思はしめるものである。

天津久米命及大久米命の名書紀に見えず

古事記は日向天降の下に大伴連等祖天忍日命と並んで久米直等の祖天津久米命が天降つた神話を載せてゐるが、多くの異説を列挙してゐる日本紀神代卷には天忍日命だけがあつて天津久米命が記されてゐないのは奇怪である。又古事記の神武天皇段には大伴連等祖道臣命と並んで久米直等の祖大久米命があつて同じ神武天皇段の中に四回まであらはれてくるのに、日本紀の

天津久米命の神話は書紀以後の成立ならん

久米直の姓成立の最初

神武紀には道臣命は屢あらはれるが、大久米命は一度も出て來ない。尤も書紀は神代卷と神武紀以下とは編纂の態度を異にして居て後者は記事を統一的に整理して居るから大久米命を載せなかつたのは書紀の編者が之を削除してのせなかつたとも考へられるが、神代紀の方は所有異本を盡く列挙してゐるのであるから編者の見解によつて取捨されたとは考へられぬ、従つて神代紀に天津久米命のないのは書紀編纂當時その様な傳説がなかつたもので、古事記天津久米命天降の神話は書紀完了の後に起つた話だと考へなければならぬ。さうして書紀には種々姓に関する記事が諸所に見えるが久米直といふ姓は出てゐない、私の管見の及ぶ所では古事記以外の文献に此姓の出で居るのは續日本紀養老三年十一月條に

辛酉、少初位上朝妻子午人龍麻呂、賜海語連姓、除雜戶號。戊寅、少初位下河内午人大足賜不下譯姓、忍海午人廣道、賜久米直姓、並除雜戶號。

とあるがその初めて、此時忍海午人道廣か久米直の姓を賜つて雜戶の號をのぞかれたといふから、久米直姓は此頃起つた新姓であらう。果して然らば久米直は書紀編纂が正に完了せんとする養老三年に起つたもので書紀の中に此姓のことが出て居ないのも當然としなければならぬ。さうして弘仁新撰姓氏錄に久米直の姓が右京神別、左京神別の兩所に見えて居るのによつて想像

久米直氏の蔓延と
姓氏録の
時代

姓氏録公
表以後に
於ける家
業改作の
流行

すると此姓が起つて以來漸次蔓延して右京左京に廣がり、延暦中桓武帝が諸方に布告して本系帳を進献せしめられたとき奉つた本系が基礎に成つて新撰姓氏録の記載となつたのであらう。姓氏録の序によると當時京畿の地に於ても本系未進のものが半以上もあつたとあるが、既に姓氏録が公にされると自家の系圖ののせられなかつたのを遺憾に思ふ様に成つて自家の系圖をかざる爲めに皇別神別などの家系を立てることが流行し、既に姓氏録以前に本系を奉つたものゝ更に家計を立派にする爲めに新しく系圖を考へ直す人も生じたことは想像するに難くない。三代實錄によると家原氏主の父宿禰富依が天長三年に家原連の姓を賜ふたときは自分の家は後漢の光武帝の後だと誇つて居り、延暦十八年本系を上つたときも同じことをかき上げて出したが、其後貞觀十四年に子氏主が朝臣の姓を賜つたときは自ら宣化天皇第二皇子の後だと稱して前に奉つた本系を誤だと稱したとある、これによつて當時の人々が家系をよくする爲めに汲々とした一斑を伺ふべきである。

「クメ」は
武人の呼
稱にして
大伴氏の
配下に屬
す

元來クメといふ稱呼は兵務に關係ある言葉で神武紀の大來目部は大兵團を意味し、クメノコラはその士卒を意味する。姓氏録によると久米直、久米臣、久米朝臣等久米の二字を冠せた姓氏が多く存するがこれ等は皆兵務に關係した職を持つて居たものである。久米直も亦兵務に關

久米直氏の
家系改
作

日向天降
の條に於
ける記紀
兩文の比
較

係した家柄で、その部屬關係上最初は道臣命の子味日命を祖として大伴氏と同祖なることに満足して居たらしいが、然し大伴氏の支裔とあれば矢張り大伴氏の配下に屬すべき家柄となるから、後には天津久米命神又は大久米命と云ふやうな祖先を案出して自ら大伴氏と對等の地位に高めたものらしい。

然し翻て考へると一旦本系を提出して姓氏録に載せられた以上何か確實な證據がなければ姓氏録を改める譯には行かぬ、乃て天津久米命や大久米命に關する神話を作つて古事記に掲げて信用を取る工夫を考へ出したものらしい。試みに古事記日向天降の條を鈔出すると次の通りである。

天忍日命、天津久米命二人、取負天之石鞞、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之真鹿兒矢、立御前而仕奉、故其天忍日命此者大伴連等之祖天津久米命此者久米直等之祖也

右は古事記の文章を引用したのであるが、之と似た記載が日本紀神代卷に引かれた一書に載つて居る。其文は次の通りである。

大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天櫛津大來目、背負天磐鞞、臂著稜威高鞞、手捉天樞弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍、而立天孫之前、遊行降來。

紀の天穗
津大來目
と記の天
津久米命

書紀及古
語拾遺姓
氏録の記
事と古事
記の二神
對立の文

古事記神
武段の道
臣命及大
久米命の
對立

今兩文を比較して考察すると、似た點もあるが又同時に相違も少くない。書紀によると日向天降の際に、天忍日命が來目部の遠祖天穗津大來目を帥ゐて奉侍したことゝなるが、古事記によると天忍日命と天津久米命といふ二神が侍したらしく見える。さうして書紀の來目部は軍團の名で、其遠祖天穗津大來目も一柱の神でなく來目部の祖即軍團の起源をなす一團をさすらしい、萬葉に「大伴の遠つ神祖のその名をば大來目主とをひもす仕へし官」とあるはこれと同じ意である。然るに書紀の來目部は、古事記では久米直といふ姓と化し天穗津大來目は天津久米命といふ一柱の神と成つて居る。書紀一書の様な記事は古語拾遺にも見え、又姓氏録の大伴宿禰の下にも亦「天忍日命、大來目部立於御前、降于日向高千穗峯」とかいてあるが天忍日命に天津久米命を對立せしめたのは古事記だけである。乃て古事記の傳説は書紀一書に本づいて久米直の系圖を大伴氏と對等にする爲めに作られた傳説で弘仁の姓氏録編纂の當時まで知られなかつた話だと考へられる。

以上は古事記神代に現れた久米直の祖先についての傳説を考へたのであるが、神武天皇段には「大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米二人云々」といつて大久米命と道臣命に對立せしめて居る。この大久米命といふのも恐らくは神武紀の「大伴氏之遠祖日臣命帥大來目督將元

戎」とある大來目督將元戎を人格化したもので、元來は格段な人を指したのではなからう。(日臣命は後に改めて道臣命といふ)。さうして鄙見の及ぶところ大久米命の名が文献に現れたのは續日本後紀承和元年四月の下に

伊豫浮穴
直と大久
米命の名
の初見

姓氏録の
時代に於
ける浮穴
直の家系

伊豫國人、正六位上浮穴直千繼、大初位同姓眞能等、賜姓春江宿禰、千繼之先大久米命也とあるが最初である。これによると大久米命の子孫が承和の頃伊豫に居て浮穴直千繼又は同姓眞能と呼んで居たことに成る。和名類聚鈔によると伊豫國に浮穴郡といふがあつて、其隣に久米郡がある、この久米郡に恐らく昔し兵團があかれた爲めについた名で、その隣の浮穴郡に縁故あるらしい浮穴直千繼等が大久米命の子孫だといふのも久米郡に居た士卒が浮穴にまであふれて行つたため、其祖名から考ても彼等は武人であつたと思はれる。而して此に注意すべきことは承和元年頃には浮穴直千繼が大久米命の後といはれ居るが、これより二十年程前に編纂された弘仁の姓氏録には之を大久米命に結びつけて居ない。姓氏録には浮穴直といふ姓を河内神別と右京神別とにあげて居る。續日本後紀承和元年十一月の下に河内國若江郡の浮穴直永子に伊豫の浮穴直と同様春江宿禰を賜つたことが出て居るから河内の浮穴直は伊豫の浮穴直と同じ系統であらう、獨り河内だけでなく右京の浮穴直も同じ系統であつて、同じ浮穴系が諸所に

大久米命の後にす
る家系は
天長承和
時代の改
作

散在したのらしい。さうして姓氏録によると河内の浮穴直には「移受牟受比命之後也」と注し、右京の浮穴直は「移受々愛比命五世孫弟意孫連之後也」といつて居る。此の「移受牟受比命」と「移受々愛比命」とは字形が似て居るからいづれか一方が誤寫であらうが、その神名については私は何も知らない。但し浮穴直が大久米命の後だといはれたのは承和頃からで姓氏録編纂の弘仁時代には未だ其説がなかつたことは明瞭である。乃て弘仁頃までは久米直等は太伴系の味日命を祖先とし、久米部屬と縁故あるらしい浮穴直の家々では移受牟受比命の後と名乗つて居たが、天長承和の頃になると久米直は天津久米命の後と稱して太伴氏に拮抗し、久米屬と類縁ある浮穴直までが大久米命の後と誇稱する様に成つたらしい、果して然らば古事記の中に久米直の祖天津久米命や大久米命が力説されて居るのはそれが天長承和の頃に作られた文献であることを實證するものであるまいか。

天穗日命の後にす
る土師氏
と古事記
の記事

書紀神代卷「天穗日命」の下に注して「是出雲臣土師連等祖也」といひ、垂仁紀には土師氏に係ある野見の宿禰の傳説があり、其他用明紀に土師八嶋、崇峻紀に土師連磐村、孝徳紀に土師連土徳等があつて土師氏の人名は紀の諸所に見えぬ。然るに古事記神代天菩比命の條下には

土師氏と
出雲臣

古事記の
土師氏除
却

土師氏の
改姓

此出雲國造、无邪志國造、上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、津嶋縣直、遠江國造等之祖也

と注して七系を列擧して居るにもかゝらず土師氏だけは除かれて居る。人或は土師氏が出雲臣とともに天穗日命の裔である爲め記は出雲國造の中に土師を含めたものだといふ。然し孝徳紀によると土師連土徳を以て殯宮の事を主らしむといつて常に凶事を司り、齋明紀によると出雲國造某は嚴神の宮を修めしめられたとあり神祇の方面に縁深くて既に職掌の上に明確な區別がある、さうして出雲國造神賀詞の中に「出雲國造某々」といひ又「出雲臣等我遠神祖」とあるから土師氏とは別の出雲臣等を指すらしい。従つて七系までも列擧した古事記が何故に土師氏だけを除いたか、それには何等かの理由がなくてはならぬ、即ちそれは恐らく土師家を嫌忌する人手に成つた爲めであらう。

土師氏が勢力を得はじめたのは平安朝の初からである。彼等は天忍穗耳尊の弟にあたる天穗日命を祖とし、垂仁朝の頃有名な野見宿禰を出した。然るに其後久しく凶禮に關係する様に成つて不吉な家柄と見られて居た、乃て桓武天皇御即位の天應元年に土師の宿禰等が奏言して姓を改めることを請うてゐる。

土師之先出自天穗日命、其十四世孫名曰野見宿禰、昔纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尙

存、葬禮無節、每有凶事、例多殉理、于時皇后薨、梓宮在庭、帝顧問群臣曰、後宮葬禮爲之奈何、群臣對曰、一遵倭彦王子故事、時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如臣愚意、殉埋之禮殊乖、仁政、非益、國利民之道、仍率土師三百紀作壹百餘人、自領取埴造、諸物象進之、帝覽甚悅、以代殉人、號曰埴輪、所謂立物是也、此卽往帝之仁德、先臣之遺愛、垂裕後昆、生民賴矣、式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉、如此供奉允合、通途、今則不然、專預凶儀、尋念祖業、意不在茲、望請因居地名、改土師以爲菅原姓、

右は土師宿禰の奏言であるが、之によつて宿禰古人以下姓を改めて菅原と賜ひ、翌延暦元年にはまた土師宿禰安人等に土師姓を改めて秋篠姓を賜ひ、次で延暦十六年には土師氏が凶事を司ることを廢し(三代格)それから次第に發展して菅原古人の第四子清公は延暦中に入唐して歸朝の後重く用ゐられ、承和六年には從三位を授けられて牛車に乗つて南大門に到る事を勅許せられ、秋篠安人は弘仁中參議從三位まで進んで、爾來菅原大江秋篠の三家が文學を以て朝廷に勢力を振ふに至つた。當時廟堂に於て尤も權力のあつたのは中臣系の藤原氏で天下の事はすべて藤原氏の手を決したといつてよい、さうして此際勃興の氣運に向ひつゝある土師系が藤原氏から疎外されて相容れぬ様になるのは數の自然であらう、彼の有名を菅原道眞が藤原の時平に

平安朝期
に於ける
土師氏の
發展と中
臣系

古事記の
土師系默
殺

排斥されたのは此の關係を明かすに出した具體的事實であるが、それ以前斯の如き暗流がたゞよつてゐたことは想像するに難くない。さうして日本書紀から姓氏錄に至るまで立派に記載されて居た土師氏の事が其遠祖の事も、中頃野見宿禰の功績も、其他一切土師氏に關する記事が削除せられて影を止めなく成つて居るのは、或は古事記が中臣系の人或はこれに阿附する人の手に成つて、それとなく土師系の人々を默殺しようとする氣分でかゝれてゐるのであるまいか。勿論權勢を一手にあつめた藤原氏の最高地位の人々には土師系の人々位は齒牙にかけるに足らぬと思つて居たらうが、其一門末流に至つては菅原大江秋篠の家々が榮えて行くの心ねたく思つた人も少くはなかつたらう。

之を要するに古事記の内には姓氏に關する記載が甚だ多く姓氏錄の作者は之を參考すべきであるが、姓氏錄編者は未だこれを見てゐない。さうして古事記の中には姓氏錄編纂以後にあらはれた傳説久米直の祖先に關する傳説の如きものがあると同時に、姓氏錄編纂以前の文献に可なり著名であつた土師氏の事が全然削除されて居る。乃で古事記は姓氏錄編纂完了後天長承和の頃に土師氏の勃興を慊とせぬ中臣系末派の人が偽作したものであらうと思はれる。猶古事記と姓氏錄とを細かに對照すると古事記が姓氏錄以前にあり得ないと考へられる證據は多々ある

古事記は
姓氏錄以
後天長承
和頃の作
か

が餘り問題が枝葉に走る虞があるから此には之を省略する。

第六章 古事記と日本紀弘仁私記序

弘仁五年の勅撰に係る新撰姓氏録が古事記を参考して居ないことは前章にのべた如くであるが、同じ弘仁年間の撰述と稱せられる日本紀私記序にはこれを認めて居る、その文は次の通りである。

弘仁私記序に見えたる古事記編纂の記事

夫日本紀者此下注を略す一品舍人親王淨御原天皇第五皇子也從四位下勳五等太朝臣安麻呂等王子神八井耳命之後也奉勅所撰也。先是淨御原天皇御宇日、有舍人姓稗田名阿禮、年廿八天鈿女命之後也爲人謹格、聞見聽慧、天皇勅阿禮使習帝王本紀及先代舊事豐御食炊屋姫天皇廿八年、上宮太子、鳥大臣、共議錄天皇詔國記臣連伴造百八十部並公民等本紀、又自天地開關、至豐御食炊屋姫天皇之舊事未令撰錄、世運遷代豐國成姬天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂俾撰阿禮所誦之言、和銅五年正月廿八日、初上彼書、所謂古事記三卷者也下略

弘仁私記の内容とその序文との不調和

所謂日本紀私記は日本紀の中から語句を抄出して古訓を註したものであるのに其序文には書紀より寧ろ古事記の方に力を入れてゐる様に見えるのは少しく不思議である、併しこれは此の序の作者が古事記序を本としてかいた爲めに多少不均合に古事記のことが詳しく成りすぎたと

解すれば説明のつかぬこともないが、更に奇怪なことは舊事本紀を認めて居るらしい點である、即ち私記序の作者は古事記序の

弘仁私記序の記事と現流本舊事本紀

勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭を改めて

天皇勅阿禮、使習帝王本紀及先代舊事

となし更に其下に細註を施して

豐御食炊屋姫天皇廿八年、上宮太子嶋大臣共議錄、天皇記及國記臣連伴造百八十部、並公民等本記、又自天地開關、至豐御食炊屋姫天皇、謂之舊事

といふたのは、古事記序の「帝皇日繼及先代舊事」を推古紀廿八年國史編纂の記事に依て説明したものであらうが、皇極紀によるとこれ等の國史は蘇我氏の滅亡とともに烏有に歸した筈で天武帝の阿禮が誦習し得る譯がない。さうして註の最後に「又自天地開關云々」とあるは現流本の舊事本紀の序に

所謂先代舊事本紀者、蓋謂開關以降當代推古以往者也

に對照すると私記序の作者は古事記序の帝皇日繼及先代舊事を今の舊事本紀と考へたことが明

弘仁私記
序の出来
た時代

かである。乃で私記序は、姓氏録以前未だ曾て世に認められて居なかつた古事記を紹介すると同時に、近時偽書だとされて居る舊事本紀までも認めて居ることに成る。

然らば私記序は何時頃のものであらうか、其序の終りに

自伊弉諾命至彦瀲尊、史官不備、歲次無記、但自神倭天皇庚申、至冷然聖主弘仁十年、一千五百五十七歲、御宇五十二帝、庶後賢君留情情察之云爾

とあるによつて判断すると弘仁十年の作の如くにも見えるが、序の中更に

冷然聖主、弘仁四年、在祚之日、天智天皇之後柏原天皇之皇子也、啓舊說將滅本記合訛、詔刑部少輔從五位下多朝臣人長祖稱見上使講日本紀、

弘仁私記
序は弘仁
中の作に
あらず

といつて居るのによるとそれも怪しい。「冷然聖主」とは嵯峨天皇が弘仁十四年に御位を譲つて冷然院に遷られた後の御稱號で、弘仁中に用ゐられる筈がない。又「弘仁四年在祚之日」といふ二句も嵯峨帝御讓位後のかさぶりである。又序によると私記は弘仁四年多朝臣人長が日本紀を講じた時のものらしいが、日本後紀弘仁三年六月戊子の條に「是日始令參議從四位下紀臣廣濱陰陽頭正五位下阿部朝臣眞勝等十餘人、讀日本紀、散位從五位下多朝臣人長執講」とあつて人長の日本紀を講じたのは弘仁三年で四年でない、此點序は日本後紀と合はない。又序の中に「詔

弘仁私記
序は多人
長の作に
あらず

刑部少輔從五位下多朝臣人長祖稱見上使講日本紀」といふ一節は執講者自らの筆でなくして別人の手に成つたもの、様に見える、さうして人長の名の下に「祖稱見上」と注して太安麻呂と同じく神八井耳命の後なるを稱し、又嵯峨帝の下に「天智天皇之後、柏原天皇之皇子也」と注した如き點に注意して考へると、嵯峨帝崩御の後、何人かによつてかゝれた文の如くに見える。想ふに此は弘仁三年多人長執講の際の手録に、後の人が加へたところの序であらう。

私記序が多人長の作でなく後人の偽作添竄したところのものであるとすれば、それは何の目的で添竄せられたであらうか、私は此序の内容から推測して、それは書紀や姓氏録を抑へて古事記を持ちあげる目的を以て作られてゐるものと判断する。序は日本紀を評して

私記序は
書紀編纂
法の無見
識を排斥
す

清足姬天皇負辰之時、親王及安麻呂等更撰此日本書紀三十卷並帝王系圖一卷、養老四年五月廿一日、功夫甫就、獻於有司、上起天地混淪之先、下終品彙甄成之後、神胤皇裔、指掌灼然、慕化古風、舉目明白、異端小説、怪力亂神、爲備多聞、莫不該博也、

といつて居る。其最後に「異端小説怪力亂神も多聞に備へむが爲めに該博せざるなし」といつたのは何となく削偽定實を目的とした古事記を揚げる爲めに一書或説を列擧した書紀の無見識を排斥してゐる様に思はれる。異端といひ小説といひ怪力といひ亂神といふ皆之を排し卑しむ

異端の用語に就て

心持ちがある。尤も私記序の注には「一書及或説爲異端」とあつて毫も排壓の意がないといふ學者もあるが、私は矢張り下の怪力亂神等とならべられて居る關係から排斥の義があると思ふ。一體異端といふ語は論語に「攻乎異端、斯害也已矣」あるに基いたもので、何晏の集解に「善道有統、故殊塗而同歸、異端不同歸也」と注して異端を善道に反對する意味に取つて居り、我が國史の中にも續日本紀に「有學修異端、蓄積幻術、壓魅呪咀、害傷百物者、首斬從流」といひ、續日本後紀に「妄構異端、鍛鍊成罪」といふが如く悪い意味に用ゐられた例が多いから、此のところも排斥する心持ちがあると見るのが當然であらう。既に書紀注釋書の序に於て書紀を排斥する氣分があり、直接關係の多い古事記を稱揚して居る點を合せて考へると、此序は書紀を抑へて古事記を揚げるための目的をもつて居るものと考へるのは強ちに附會の解釋でもあるまい。

私記序の列擧したる姓氏關係の諸書及其の批評

私記序は書紀を評した後に神別記を獎めて「世有神別記十卷天神天孫之事且在此書發明神事、最爲證據」といひ、次に「自此之外、更有帝王系圖、諸民雜姓記、諸蕃雜姓記、新撰姓氏目錄」といつて姓氏關係の文獻を列擧して且つこれを品隲して、

如此之書、觸類而夥、躋駁舊說、眩曜人者、或以馬爲牛、或以羊爲犬、輒假有識

之號、以爲述者之名

私記序は一言も姓氏録に言及せず

といつて居るが一言も新撰姓氏録には言及して居ない。もし私記序が弘仁三年多人長の作つた自序であるならば、弘仁五年に完成した姓氏録を引用しないのは當然であるが、それが上に論じた通り嵯峨帝讓位後の作であるならば他は兎も角も姓氏録だけには言及し相なものである。私記序の中には往々姓氏のことに立ち入つた記載がある、例へば稗田阿禮は「天鈿女命之後也」と注する如きはその一例である。然るにこの阿禮を天鈿女命の後だといふ事記は私記序が最初であつて、姓氏録には稗田の姓すら見えない。又私記序には新撰姓氏目錄といふ書名を出し、その下に注して

新撰姓氏目錄の書名とその書の排斥

柏原天皇御宇之時、若狹國人申新本系事、因茲令諸國獻本系、撰此書、而彼主當人等未辨眞僞、抄集誤書、施之民間、加以引神胤爲上、推皇裔爲方尊卑雜亂、(不足カ)本定取信、但正書目錄今在大政官、今此書者所謂書之外恣申新意、歟、故雖迎禁、不及耳也

といふ。此注によると、桓武天皇の御代に若狹人の上申によつて本系をあつめることになり、之に依て新撰姓氏目錄が撰録されたといふのであるが、日本後紀には桓武天皇延暦廿二年に天下に布告して本系帳を進めしめられたことはあるが未だ之に基いて姓氏目錄を編纂したといふ

姓氏目錄排斥と弘仁姓氏録

記事はない、さうして弘仁五年の姓氏録序には

皇統彌照明生而叡哲自體性仁(中略)廼降絲綸撰、集勘本系、湘帙未畢、鳳輿登遐

と記して、本系を集勘することも終へない間に桓武天皇は崩御せられたとあるから私記に云ふが如き新撰姓氏目録の編纂はなかつたらしい。彼れ此れ綜合して考へると私記序は好んで姓氏のことを述べてゐるが、弘仁五年の姓氏録とは反對派の著作であつて、姓氏録は日本書紀の記述を襲うた部分が多いが、私記序は書紀に反對して古事記に左袒する點が多い。古事記が日本書紀や姓氏録の説を排して新しい系譜を立てようとしてゐることは前章に述べた通りであつて、弘仁私記序は、その古事記を紹介して氣勢を添へる爲めの述作であるらしい。即ち桓武天皇の延暦年間に諸國に布告して本系帳を進献せしめ、これ等本系帳を舊史によつて訂正し整理したので弘仁新撰姓氏録である。然るに此姓氏録完成の後、本系未進の家々では新らしく自家祖先を案出して家系を飾らうとする傾きが生じ、又既に本系を上つた家でも、更に其家系を立てるために舊進本系の記事を改めて新系譜を作らうといふ傾向を生じた。然し一旦提出して姓氏録に載せられた家柄は一朝にして改めることが可能ない、乃で一案をめぐらし國史に託して家系を述べむとしたのが即古事記三卷で、其成立は天長承和の際にあつたらしく、而して

書記編纂と太安麻呂

私記序は古事記の價値を紹介するために作る

日本書紀の弘仁私記序はこの偽撰された古事記に極めをかけたものであるらしい。

弘仁私記序はその發端に「夫日本書紀者一品舍人親王、從四位下太朝臣安麻呂等奉勅撰」といひ又その後段に「親王及安麻呂等更撰此日本書紀」といつて二度まで古事記の編纂者太安麻呂が日本紀編纂に關與したことを述べてゐる。勿論日本紀の編纂には多くの學者の手を煩したことは疑ひなく太安麻呂がこれに關與しなかつたといふ證據がないが、これに關與したと明言したのは此の序が最初であり次に日本紀竟宴がその説を襲ふて居るだけである。私記序はまた太安麻呂を「王子神八井耳命之後也」と注し、弘仁私記の作者多人長も亦太安麻呂と同じく神八井耳命の後だとしてゐる。さうして序の中にはその講書日本書紀よりは古事記のことを比較的詳しくのべ、且つ書紀講書の序としては寧ろ閑問題と思はれる姓氏のことを力説して居る。此等の點を綜合して考へると弘仁私記の序なるものは古事記と古事記の編者を推獎する爲めに作られたもので、その目的は古事記中に屢説かれた諸姓の出自説を書紀及姓氏録以上のものと主張するにあるらしい。

かく考へてくると私記序が誤書の文を抄集して信を取るに足らぬと評し、恣に新意を申ふるものと罵つた「新撰姓氏目録」は實は弘仁勅撰の新撰姓氏録を指すのであるかも知れない。私記

姓氏の事を力説する私記序と姓氏の出自を多く載せた古事記

間接的弘仁姓氏録の排斥

序の作者は固より新撰姓氏録を悦ばないが、それが弘仁勅撰書であるためあからさまに罵倒することが可能でない、乃て故意に名をかへて新撰姓氏目録と稱して暗に弘仁姓氏録を排斥したのであるかも知れぬ。或は又その正書が現に太政官にあるといつて居る點に着眼すると、それは姓氏録の草稿と成つたもので草稿を罵ることによつて間接に姓氏録を撃つたのかも知れぬ。いづれにしても暗に弘仁姓氏録に當らうとする意志が髣髴されるやうである。

要するに日本紀弘仁私記に添へられた序は多人長の自序でなく、嵯峨帝崩御後或人が人長に假託して古事記の效能を誇示したもので、その目的は弘仁姓氏録を排して爲にする所あらむと期したものである。従つて此序によつて初めて世に紹介された古事記も亦此序と略同時に偽作されたもので、序中古事記に關係深き稗田阿禮や太安麻呂の姓の出自を説き、古事記の編纂を舊事本紀と關係せしめて説いてゐる點に破綻を露してゐる様に見える。

第七章 中臣系と古事記

私は上諸章に於て古事記は天長承和の頃中臣系の人或は中臣氏に阿附する人の手に依て偽作された本であらうと論じた。さうしてそれが天長承和前に溯り得ないことは古事記を日本紀の

勝寶以來
中臣氏の
奉幣使獨
專の制

弘仁私記と姓氏録とに對照して考へることによつて略説明し得たと思ふから、此にはそれが中臣氏の系統に關係あるらしいと思はれる點をのべて見よう。

中臣氏は忌部氏とともに上代から神事に關係する大きな氏であつたが、續日本紀天平寶字元年(即天平勝寶九年)六月の條下に

始制、伊勢大神宮幣帛使、自今以後、差中臣朝臣、不得用他姓人

といひ、古語拾遺にも亦

勝寶九歲、左辨官口宣、自今以後、伊勢大神宮幣帛使、專用中臣、勿差他姓者、其事雖不行、猶所載官例未刊除、

といつて、伊勢大神宮の幣帛使は天平寶字以來中臣の獨專する所となつた、さうしてこれに對する忌部氏の不満は實に甚しかつたものと見え大同元年には中臣に對し諍論を起して朝廷に訴へる様に成つた、日本後紀大同元年八月條下之を記して次の如くにいつて居る。

先是、中臣忌部兩氏、各有相訴。中臣氏云、忌部者本造幣帛、不申祝詞、然則不可以忌部氏爲幣帛使。忌部氏云、奉幣祈禱、是忌部之職也、然則以忌部氏爲幣帛使、以中臣氏可預祓使。彼此相論、各有所據。是日勅命、據日本書紀、天照大神閉天磐戶之時、中臣連遠祖

大同中に
於ける中
臣忌部の
諍論と朝
廷の裁斷

天兒屋命忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇真坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡下枝懸青和幣白和幣、相與致祈禱者、然則至祈禱事、中臣忌部並可相預。又神祇令云、其祈年月次祭者、中臣宣祝詞、忌部班幣帛、踐祚之日、中臣奏天神壽詞、忌部上神璽鏡劍、六月十二月晦日大祓者、中臣上御祓麻、東西文部上祓刀、讀祓詞訖、中臣宣祓詞、常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上卜食者充之、宜常祀之外、奉幣之使、取用兩氏、必當相半自餘之事、專依令條

此文によると中臣氏の方では忌部は本來、幣帛を造る家柄で祝詞を申へ得ないから奉幣使となし得ないと主張し、忌部氏の方で奉幣使は我等の職で中臣氏の預る所ではない、中臣氏はたゞ祓の役に預るだけだと反対したもので兩氏論争の要點は大神宮奉幣使權の爭奪にあつた。さうして此際朝廷では日本紀の神代卷の文と神祇令とよつて裁斷せられて居るが、古事記の天磐戸段には、

天兒屋命、布刀玉命を召びて、天の香山の眞男鹿の肩を内抜きに抜き、天の香山の天の波々迦を取りて、占合まかなはしめて、天の香山の五百津眞賢木を根掘じにこじて、上枝に八尺の勾瓊の五百津の御統の玉を取つけ、中枝に八咫鏡を取繫け、下枝に白和幣青和幣

兩氏論
の要旨と
古事記天
磐戸段

を取り垂で、この種々の物は布刀玉命大御幣と取り持たして、天兒屋命太祝詞言禱さ白して云々

とあつて、中臣氏の主張通り、「忌部は幣帛を造つて祝詞を申さぬ」ことゝ成つて居る。是れと類似する傳説は書紀の一書にも出てゐて必ずしも古事記特有の記事ではないが、此時朝廷に於て一書の傳説をかへりみず本文に依据して裁決されたのは兩者の主張を矯めず平和的解決を欲せられた爲めでもあらうが、當時もし古事記が削偽定實の勅撰書として存在したならば、無條件に書紀の本文が引證される筈もなく、また中臣氏もそれに満足する筈がない、然るに兩者の諍論は此にて一時平靜を示した、これ當時古事記が未だ存在しなかつたことゝ、その内容が中臣氏に都合よくかゝれて居るのは中臣氏の爲めにするものたることを暗示するものであらう。

右の諍論があつた翌々年大同三年に齋部廣成は古語拾遺一卷を撰んで天覽に供へて居るが、この書の中に忌部が中臣氏と神祇奉仕上對等の權力であることを神代神話によつて力説して居る點から推測すると、此書の奏獻は大同元年の裁決を保證する爲めであるらしく、其奏獻の裏面にはまだ兩者の間に暗闘があつたことを暗示する。さうして忌部の方で古傳を盾に取つて中臣氏にあたらうとすれば中臣氏も亦これに對應する策を講ぜなければならぬ。さうしてこの目

古語拾遺
献上と兩
氏暗闘の
存續
削偽定實
の古事記
の據證

的の爲めに作られたのが古事記三卷であらう。即ち書紀によると中臣と忌部とは同等の権力をもつべきであるが、それはいたづらに多聞を誇る爲めに作られた難駁な記述で軽々しく信用出来ない、それよりは偽を削り實を定めた元明朝勅撰の古事記は遙かに確實なものでその中には明かに忌部は幣帛を作り中臣が祝詞を奏すべきことを記して居るといふのが此一條の微言大義であらう。果して然らば古事記は中臣關係の人の手から出たことも略想像されるべきである。

古事記景行段に見えたる久米直祖七拳脛

書紀によると大來目部は大伴氏が率ゐた軍團の名であるが、後に此軍團の内から久米直といふ氏があらはれて來た。乃て姓氏錄には久米直の祖を大伴氏の祖と同じ系統にして居るが、古事記の景行段日本武尊東下の條には

此倭建命、國平けに廻りまし、時、久米直の祖、名は七拳脛、いつも膳夫として御伴仕へまつりき

といつて七拳脛といふ人を久米直の祖としてゐる、この七拳脛の記事は日本紀景行紀にも

天皇則命吉備武彥與大伴武日連、令從日本武尊、亦以七擲脛爲膳夫、

とある。紀の七擲脛は記の七拳脛のことであらう。古事記は神代と神武段に於ては久米直の祖

景行紀に見えたる吉備武彥及大伴武日連と姓氏不明の七擲脛

吉備臣と中臣系との關係

を大伴氏に對等たらしめ大久米命として居るが、今また一膳夫七拳脛を以てその祖として居るのは奇怪である。書紀は吉備武彥と大伴武日連と七擲脛とを以て日本武尊に隨從せしめて居るが古事記はその中大伴武日連を省いて吉備武彥を吉備臣等之祖名御鋤友耳建日子と記し七擲脛を久米直祖名七拳脛とかいて居る。古事記が大伴武日連を除いたのは、久米直祖は一膳夫で大伴武日連より地位が低くて對抗上面白くないからであらう。又その中吉備臣等の祖建日子を残したのはそれが中臣氏に關係あつたからであるまいか。舊事本紀(國造本紀)には

角鹿國造、志賀高穴穗朝御代、吉備臣祖、若武彥命、彌建功狹日命定賜國造

とあるが所謂「角鹿國造吉備臣」とは角鹿の氣比太神と關係する氏族であらう。氣比神は續紀によると寶龜七年九月に始めて宮司をもち、從八位官に准ずることになつて居るが、類聚三代格及類聚符宣抄等によると平安朝に於け氣比太神大宮司は代々中臣系の人々である(延曆大中臣安根、元慶大中臣魚取、寛平中臣清定、天曆中臣良用)、乃て古事記の作者は吉備臣をのこしたのであらう。即ち吉備臣の残されたのも中臣系に關係があつたからである。

古事記景行段には猶一つ中臣對忌部の黨派關係に本づいて記事を省略したと思はれるものが

景行紀磐鹿六雁の傳説と姓氏録高橋朝臣

ある。日本書紀景行天皇五十三年の條に

乘輿幸伊勢、轉入東海、冬十月至上總國、從海路渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖名磐鹿六雁、以蒲爲手繼、白蛤爲膾而進之、故美六雁之功、而賜膳大伴部、

とある。この磐鹿六雁の傳説は朝廷に於ける膳司の起原を説明したものであるらしいが、姓氏録はこの六雁の後として高橋朝臣をあげて居る。其文は次の如くである。

景行天皇巡狩東國、供獻大蛤、于時天皇喜其美、賜姓膳臣、天淳中原真人天皇(諡天武)十二年、改膳臣賜高橋朝臣、

さて此の高橋氏は代々安曇宿禰と、もに内膳司奉膳に預る家柄であつたが、神事に際して常に前後を争つたことが類聚國史や本朝月令所引の高橋氏文に見えて居る。高橋氏文に兩家の争を叙した後

其後(安曇宿禰)廣吉等、妄以僞辭、加附氏記、以此申聞、自得爲先、因茲高橋朝臣等雖不敢披訴、而憂憤之狀、稍有顯出、去延暦八年爲有私事、各准記文、即喚二氏、勘問事由、兼搜檢日本紀及二氏私記、乃知高橋氏之可先、而事經先朝、不忍卒改、思欲令

安曇高橋兩氏の争論

一先一後、彼此無憂、雖未勅所司、而每臨祭事、宣知二氏、遞令先後、といつて居るのを見ると日本紀六雁の傳説が判決重要資料と成つて居ることが判る。然るに古事記にはこの記事が除去されて居る。

延喜式神名帳大膳職坐神三座の中に「御食津神」といふ神がある。この神は高橋氏文(本朝月令所引)には

高橋氏文の安房大神御食都神と古事記の氣比大神御食津神

〔景行天皇〕朕我王子磐鹿六、猶命諸友諸人等乎、催率天慎勤仕奉止、仰賜誓賜天依賜岐、是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉天云々

とあつて、上總國安房大神が御食津(都)神であるらしく見える。然るに古事記仲哀段には

故内宿禰命、其太子譽田太子を率ゐまつりて、禊せむとして淡海また若狹の國を經しとき、高志前の角鹿に、假宮を造りて坐せまつりき。かれ其地に坐す伊奢沙和氣大神之命夜の夢に見えて、吾が名を御子の御名に易へまく欲しとのたまひき。かれ言禱きて、恐し命のまに、易へまつらむとのりたまひき、またその神のりたまはく、明日のあした濱に幸でますべし、名かへの幣たてまつらむとのたまひき。かれ且て濱に幸でませる時に、鼻毀れたる入鹿魚既に一浦に依れり。こゝに御子神に白さしめたまはく、我に御食の魚給へりとまをさし

めたまひき。かれ亦その名をたへて御食津大神とまをす、かれ今に氣比大神となまをす、とあつて角鹿の氣比大神を御食津大神として居る。さうしてこの譽田太子が氣比大神に參拜し給うたことは神功紀にも

十三年春二月丁巳朔甲子、命武内宿禰、從太子、令拜角鹿筥飯大神、とあつて、その御名交易の物語は應神紀の註に

一云、初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿筥飯大神、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無所見也、未詳、

とあつて(書紀集解は此註の然則以下二十八字を竄入とする)書紀編纂當時既に此種の傳説が存在したことは認められるが氣比大神が御食津大神だといふことは古事記特有の記載である。乃て延喜式大膳職の御食津大神は高橋氏の所傳によると安房大神であるが、古事記では氣比大神と成つて居る、さうして前にのべた如く、高橋氏の爲めに有利であつて、高橋氏が其家の誇りとした六鴈の傳説を古事記に除いて居る點に着眼すると、古事記は高橋氏に反感をもつた人の手に成つたものであらうと想像せられる。さうして高橋氏文の註に

大膳職の御食津神と高橋氏及忌部の關係

安房大神爲御食神者、今大膳職祭神也、

とあつて、古語拾遺に

天富命、卽於此地立太玉命社、今謂之安房社、故其神戸有齋部氏、

とあるを綜合して考へると、安房大神は忌部の所屬で高橋氏も忌部と關係が深くあつたらしい、然るに氣比神社は類聚三代格及類聚符宣抄等によると中臣系の所管であつて、平安朝期に於ける中臣對忌部の關係から推測すると古事記は忌部系の高橋氏を抑へる爲めに彼等が家の誇りとする六鴈の傳説を除き、それに類似した御食魚の物語を作成して氣比大神に附會したものであらう。

氣比神と中臣系

之を要するに古事記は中臣系の爲めによいことのみがあつて忌部の爲めに有利な記事は盡く除去せられて居る。之を中臣對忌部關係の歴史の背景の上において見ると、古事記は平安朝初期に於ける中臣系神祇奉仕者の手に成つたものと判断しなければならぬ。

以上屢中臣對忌部の關係に論じ及んだが、實際中臣の勢力は遙かに忌部をしのいで、忌部の企て及ぶ所ではなかつた、齋部廣成が古語拾遺に

中臣氏の專權と神社の興廢

至大寶年中、初有記文、神祇之簿猶無明案、望秩之禮未制其式、至天平中、勘造神帳、中臣專權任意取捨、有由者小祀皆列、無緣者大社猶廢、敷奏施行、當時獨步、諸社封稅總入一門、

といつたのは、大寶から天平にかけての中臣氏の専横に對して不平をのべたもので、之によつて當時の神祇奉仕者が中臣氏に縁を求めて神祇の存立と繁榮とをはかつた模様を紙背に窺ふことが可能る。さうして其一例としては松尾神社をあげ得る。

松尾神社は大寶元年に秦都理が始めて神殿を造營し天平二年大社に預つた神社で延喜神名帳によると祭神は二座であるが、秦氏本系帳(本朝月令所引)には

正一位勳一等松尾大神御社者、筑紫智形坐中部大神、戊辰年三月三日、天下坐松崎日尾、

(又云日崎岑)大寶元年川邊腹男、秦忌寸都理、自日崎岑更奉請松尾。又田口腹女、秦忌寸

知麻留女、始立御阿禮平。知麻呂女之子秦忌寸都駕布、自戊午年爲祝、子孫相承、祈祭大

神自其以降、至于元慶三年二百三十四年

とあつて、たゞ筑紫より勸請した胸形坐中部大神だけをあげて他の一座の神に言及してゐない然るに古事記大年神の系統を記したところに

松尾社の興隆とその祭神胸形神

古事記の大山咋神

歸化神祠の存在と葛野の秦氏

歸化神祠の發展策としての胸形神勸請

大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也、

とあつて大山咋神が松尾に鎮坐し給ふよしを記してゐる。従つて松尾の祭神は山咋大神と胸形大神との二座であると思はれるが、その後者胸形大神(又宗像大神とかく)は大寶元年に筑紫より勸請した神であるが山咋大神は如何なる神であらうか。古語拾遺に

秦公祖弓月率百廿七縣民而歸化矣、漢直祖阿知使主率十七縣民來朝焉、秦漢百濟内附之民、各以萬計、足可褒賞、皆有其祠、未預幣例也、

とあつて、秦氏が歸化人であることを考へ合せると所謂大山咋神も亦葛野松尾の秦氏が本國から崇め傳へた祠であつたのかも知れぬ、由來支那ではその居住地の山を祀つる風習があるから大山咋神或は山末之大主神は秦氏の祀つた山神であつたらう。併しこの大山咋神は元來秦氏の輸入にかゝる神で古語拾遺の所謂「未に幣例にあづからざる」神であるから、茲に秦氏は一案をめぐらして中臣氏に接近し筑紫宗像神一座を勸請して大寶元年に神殿を造營して其繁榮を計つたのであらう。さうして其後天平二年には大社に列し同十七年九月聖武帝不豫の際には奉幣使が派遣せられ、延暦三年十一月長岡遷都の際には大中臣朝臣諸魚を遣して從五位下に叙せられ

同五年には從四位下に進み、承和十二年に正四位下、同十四年に從三位、仁壽二年に正二位、貞觀元年に從一位、同八年十一月廿辛酉の日に從一位勳二等松尾神階を進めて正一位を加へられて居る（續日本紀、三代實錄）。然し此等神階は公式には宗像神に對して興へられたもので大山咋神に加へられたものでない。秦氏本系帳は上に引用した文の首に「正一位勳一等松尾大神」とあつて其末に「元慶三年」とあるから、早くとも陽成天皇頃のもので、當時古事記は既に出來て居た筈であるが、それにもかゝらず大山咋神をかきもらして居るのは松尾神公式の御取扱が宗像神に對するものばかりであつたからであらう。

要するに秦氏の祠は元來は大山咋神であるが、これを奉幣に預らしめるため、中臣氏に取入つて筑紫の宗像神を勸請して宗像大山咋二神となし奉幣神階の榮を受けたもので、これによつて中臣氏の勢力が如何に大きく、當時諸社の態度が如何様であつたかを知ることが出来る。さうしてかゝる時代に中臣氏に阿附する古事記の様な書物が作成されたのも無理ならぬ事である。

第八章 淡海の日枝神

古事記によると大山咋神は葛野の松尾神社と淡海の比叡神社とに鎮坐しますといつて居て

秦氏本系帳に載せたる神階

傳教大師山寺造立と比叡神

三輪神地主神

松尾の祭神については前章に論じておいたから、此に章を改めて比叡神社について考察をすゝめよう。

比叡神社は傳教大師の延曆寺草創ともにも勃興の氣運に向つたもので大比叡小比叡の二社がある。仁和三年圓珍上表文に

故祖師法印大和尚位最澄、延曆末年奉使、入唐求法事訖、(中略)當時法主大比叡小比叡兩所明神、陰陽不測、造化無爲、弘誓亞佛、護國爲心、所傳真言灌頂之道、所建大乘戒壇之檢、祖師創開、專賴主神、(三代實錄)

といつたのは即それである。この大小比叡の神は又大宮及び二宮とも稱せられる、乃て大和豊秋津嶋卜定記に

先大宮波止三諸乃神止同奈利二宮止申奉波天地二儀乃主神止云事仁國常立神皇產靈乃御神也

といつて居る。この文によると大宮即大比叡は三諸即三輪山の神と同じで、二宮即小比叡は天地二儀の主神で國常立神にあたることとなる。この大比叡を三輪明神(大己貴を祭る)小比叡を國常立とする説は此外扶桑名月集(惟賢比丘筆記、嚴神抄、日吉山王新記等に引く)、神祇正宗神祇靈應記、日吉鎮座記(諸社一覽に引く)、二十二社注式等に見えて居るが、耀天記、嚴神抄、

地主神の
意義

兼邦百首哥抄、二十二社本縁等には大比叡を三輪とし、小比叡を地主として居る。

所謂地主神とは日吉社神道秘密記には「地主大明神、天地第一神、天地初之神也」とあつて天地創造神を意味するもので、陰陽思想で説明すれば「天地二儀」或は「陰陽不測」の神であつて我が神代神話中に之を求むれば國常立尊にあたるから、或は地主と呼ばれ又國常立尊に配せられたのであらう。従つて小比叡を國常立と定めたのは寧ろ後に起つた傳説で元來は天地を創造したといふ概念的な神を地主と考へたのであらう。長阿含經に

一切人民所居舍宅、皆有鬼神、無有空者、街巷道陌屠膾市肆及諸山塚、有鬼神、無有空處、凡諸鬼神、皆隨所依即爲名、

とあつて、世界到る所皆之を支配する鬼神の存在を説いて居る。これは恐らく印度思想であらうが、佛祖統記慧思傳に

支那に於ける造寺と山神に對する思

師一日登祝融峯、岳神會、某神、揖師曰、師何來、此、師曰、求檀越一坐其地、神曰諾、師即飛錫以定其處、

といひ同智晞傳に

殿堂展闢、制度嚴整、唯香臺未架、當香鑪峯、多檉柏木、師欲伐用、衆疑神所據、夜夢

神送舍木、遂遣伐之

とあるなど、佛寺を創建するにあたり山を拓き樹木を伐るため、其山神の同意を求めた様な傳説が可なり多いから、支那に於ても此種の信仰があつたらしく思はれる。さうして孫興公の遊天台山賦に「四明天台皆玄聖之所遊化」といひ又「神明之所扶持」などいふは山靈の存在を信じて居るもので、支那天台山の山王祠も恐らく此種の山靈を祀つたものであらう。又大殿祭祀詞に、

御殿乎今奥山乃大峽小峽爾立留木乎齋部能齋斧乎以伐採氏本末乎山神爾祭氏中間乎持出來氏齋鉏乎以齋柱乎立氏

とあるなど我國にも此種の信仰は可なり古くからあつたらしいから、一面支那天台山を模せむとした動機と他面我國古來の山靈崇拜の思想とが合致して此に小比叡地主神が祭られるに至つたものであらう。

然らば比叡の地主神は傳教によつて初めて崇祀せられたのであらうか、將た又傳教以前から祠宇が存在したのであらうか。家傳下に武智磨が此山に登つたことが記され、また懷風藻に麻田連陽春一首五言、和藤江守詠裨叡山先考之舊禪處柳樹之作をあげて「近江惟帝里、裨叡寔神

大殿祭祀
詞の山神
崇祀

比叡地主
神崇祀の
時代如何

元亨釋書の誤記と傳仁忠作の叡山大師傳の文

山、山靜俗塵寂、谷閑眞理專、於穆我先考、獨悟闡芳緣、寶殿臨空構、梵鐘入風傳云々」とあるのによると傳教大師以前既に武智麿の禪居があつて佛殿梵鐘まで具備して居たといふから山神を祀る祠宇の類があつたかも知れぬが、詩中一字もこれに言及して居ないから早計に肯定することは可能ない。又元亨釋書最澄傳には傳教大師の父百枝は嗣なきをかなしみ叡嶽左麓の神祠に詣でて子を祈り、遂に靈夢に感じて大師を得たとあつて、これによると當時神祠が儼存し、たらしくも見えるが、釋書の此記事は仁忠撰と傳ふる叡山大師傳に基いたもので、大師傳に左の通りに成つて居る。

大師諱最澄(中略)父百枝、身帶敬順、心懷仁讓、内外俱學、閭里爲鏡矣、禮佛誦經、常以爲業、私宅成寺、精勤修行、常念無子、祈願在懷、爲得男子、登山擇地、己經數日矣、比至叡岳左脚神宮右脇、忽然名香馥郁、薰流巖阿、於是衆人共異、求覓香源幸得驗地、創造艸菴、今呼神宮禪院是也、

とあつて「叡岳左脚神宮」の句は一見神宮が存在した如く見えるが、下文「求覓香源幸得驗地、創造艸庵、今呼神宮禪院是也」の句は對照すると、「叡岳左脚神宮」は後の神宮禪院のあたりを指したもので、決して神宮或は山神の祠が存在した意味でない。さうして叡山大師傳を抄録し

祖師行業記の文

たと思はれる比叡山延曆寺元初祖師行業記にも

父百枝本無胤、自入山中、覓於勝地、遇香氣濃、尋源得之、創締艸庵、今呼神宮寺是也とかいて居るから、益々神宮が百枝所嗣の際存在しなかつたことを知ることが出来る。想ふに元亨釋書は叡山大師傳を誤讀したもので最澄以前神祠が存在したといふ積極的の證據はない。

(註一)流布本叡山大師傳はその初に「釋一乘忠撰」と署し、書中大師を呼ぶに屢「先師」の二字を以てして居る點及び、その中に「弘仁十四年」春三月弘仁聖皇帝、問功德之大事、傷先師之本願、勅施造塔料穀四萬勝、又夏六月今帝贈先師忌料調八百禱」とあつて淳和天皇を「今帝」と稱し奉つて居る點から考へると最澄入滅數年の後、天長頃に其面受門弟仁忠によつて作られた様にも見えるが、その内に往々「大師」といふ字があつて最澄に大師號が下がつたのは最澄滅後四十四年貞觀八年であるから本傳の製作は貞觀八年以後とも考へられる。然し此種傳記の性質として祖師の稱呼が大師號宜下の後にかき改められることはあり得べきことであるから、寧ろ天長頃最澄直弟仁忠の作と考へるが當然であらう。

(註二)比叡山延曆寺元初祖師行業記は續群書類從所收の本には書題の下に「且載一二」と夾注を加へ次行に「沙門圓珍抄」と署名しその末尾に

此據三寺別當藤納言閣下召祖師行記、撮叡僧仁忠記文二進奉、

比丘圓珍記

元慶五年 七月廿日

藤納言閣下、即今時太政閣下也

とあつて、其後に「弘仁十三年六月十一日菩薩戒官符奉行云々」の記事があり、その次に「文和二年」見合の識語「長祿四年」及「文明十一年」の書寫の識語、最後に「文化十五年」校合の識語があるが、傳教大師全集所收本は、右「文明十一年」

の識語の後に「延享二年」「明和九年」「安永二年」「天明三年」書寫の記載があつて、右に掲げた跋尾は此據三寺別當藤納言召三祖師行記、撮二故僧仁忠記文一進奉、藤納言閣下即今時太政閣下也

元慶五年七月二十日

比丘圓珍記

とかき改めて居る。兩者を比較すると續類從本の方が舊形を保存して居るらしい。想ふに圓珍の記は「撮故僧仁忠記文進奉」までの廿二字だけで「藤納言閣下即今時太政閣下也」の一行は後人が圓珍の跋語中の「藤納言」を解釋したもので「元慶五年七月廿日」も恐らく「今時」の時を示す爲め小字で注記されたものであらう。さうして藤原基經が元慶四年に太政大臣に成つて居るから、行業記は其經が未だ納言であつた頃圓珍に抄録せしめたものらしく其經は貞觀十二年に太政大臣と成り、十四年には右大臣に成つて居るから行業記と叡山大師傳とは傳教大師傳中尤も古いもので後の傳記は皆これから出たものである。

大比叡神
勸請の時
代に關する
兩説

次に大比叡神は、新抄勅格符抄に大同元年比叡神に二戸の神封があり、三代實錄に「貞觀元年正月二十七日京畿七道諸神進階、近江國從二位勳一等比叡神正二位、從五位下小比叡神從五位上」とある如く單に比叡神とも稱せられる。この大比叡或は比叡神は大和三輪の神を勸請したものと成つて居るが、その勸請された時代に就ては山門系と社司系とが説を異にして居る。即ち兼邦百首哥抄及び叡岳要記所引山王緣起等にはこれを最澄の勸請するところとして居るが、これ等は恐らく山門系の主張であらう。此山門系の主張に對し社司系の傳ではその勸請を最澄以前において居る。此社司系の傳説を記録した尤も古い文献は最澄滅後二百二十餘年をへた

日吉禰宜
口傳抄の
説

永承二年に山城賀茂社祝部牧麻呂が作つた日吉禰宜口傳抄である。さて口傳抄には

大比叡宮、天智七年戊辰、詔鴨賀島八世孫宇志麻呂、祭大和國三輪大己貴神於比叡山曰

大比叡宮、九年庚午、負祝部姓宇志麻呂

とあつて、これによると大比叡神は天智天皇の七年に宇志麻呂が大和三輪神を勸請したこと、なる。さうして宇志麻呂は日吉社司の祖とする所で、この日吉禰宜口傳抄も日吉社司家に傳はつた傳説を永承年間筆に上したものであらう。一般に口傳抄と題する書物の類は兎もすれば人の知らない御家自慢を誇示する爲めにかゝれたものが多くて輕々しくは信用されない。さうして此書の作者が賀茂社祝部であることも、耀天記に

凡モ日吉社ニモ自昔無日記、大宮權現ノ御事は賀茂日記ニ見タルト多シト申ケル

とあるを思ひ合すと口傳抄にかゝれた様な傳説も畢竟賀茂社司家より起つた談であるかも知れない。

要するに山門系では大比叡は最澄の勸請する所とするが社司系では日吉社司家の祖宇志麻呂の勸請説をとる、さうして小比叡についても山門系の三寶輔行記（山家要記、山王秘記、九十字口決事、惟賢比丘記、神明鏡、日吉山王新記、二十二社注式等に之を引く）には支那天台山

三寶輔行
記の説

日吉禰宜
口傳抄と
古事記及
舊事本紀

の山王が最澄の航海を守護して我れに渡來したといふ傳説をのせて居る。また社司系の日吉禰宜口傳抄には

世人曰牛尊、山末之大主神、又名大山咋神、又曰鳴鑄大神、其妻鴨玉依姬神相殿(中略)大比叡宮造宮之後、以當社曰小比叡宮、大小之名、始于斯矣。

とあるがこれは正しく古事記に

大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海之國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鑄神者也といひ、舊事本紀地神本紀に

大山咋神、此神者、坐近淡海比叡山、亦坐葛野松尾、用鳴鑄者也

とあると一致する。さうして古事記によると速須佐之男神(素戔鳴尊)が大年神と大國主神とを生み、大年神は天知迦流美豆比賣を娶つて奥津日子、奥津比賣、大山咋神(一名山末之大主神)等を生み奥津日子と奥津比賣は竈神であり大山咋神は日枝と松尾にまつられて居るといひ、舊事本紀にも

素戔鳴尊

兒大己貴神亦名大國主神

次大年神

娶天知迦流豆姬爲妻生九兒、

兒奥津彦神

次奥津姬命

此二神諸人拜祠竈神者

次大山上咋神

此神者坐近淡海比叡山、亦坐葛野郡松尾、用鳴鑄神者也(以上抄録)

とあつて古事記と同じことをのべて居る。さうして口傳抄によると

大行事社祭大年神、大山咋神父也、陸在社後山、曰旋臺、又曰華縵臺、私云華縵臺者御陵歟。新行事社、祭天知加流水姬、大山咋神之母也。仁和中大物忌行事秋主、新物忌行事弘津造殿、故世舉曰大行事社新行事社、竈神殿祭澳津神、大山咋之兄也。

とあつて仁和年間に大山咋神の父大年神、母天知加流水姬及び兄奥津神の社か比叡に建てられたことが判り、又同口傳抄に、

早尾社、大宮之別宮、同時(天武三年)造殿、素戔鳴尊、

比叡の諸
祭神と勸
請の三輪
神との連
絡

大年神系の諸神は神代紀に見えず

古事記の作者と日吉社司

とあるは上にあげた大年神系の諸神と三輪より勸請された大己貴神とを連絡する爲めに大己貴及び大年神の父にあたる素戔嗚尊をも祭る様に見える。要するに口傳抄によると大比叡小比叡並に別宮の神々は皆古事記及舊事本紀にある諸神である。然るに此諸神の中大年神系の神々は日本紀神代の巻に出て居ない。神代紀素戔嗚尊出雲降の條には本文の下に六種の異説を列擧して、非常に詳細を極めて居て、その中には大己貴が生れ、大己貴は大和の三諸山に宮居を營んで大三輪之神となり給うたことは記してあるが、大年神や天知迦流美豆姫や、奥津神については一言も説き及んで居ない。もし古事記が舊説の如く和銅の勅撰であれば、書紀は必ず此等の神々をも載せるべき筈であるが、事實は然らでなくして此等の神々が古事記以外の古い文献では偽書として知られて居る舊事本紀にのみせられて居るのはあやしむべきである。さうして此等の神々が比叡の祭神として記されたのは古事記舊事紀以外の文献で管見の及ぶところ永承二年の日吉禰宜口傳抄が最初であつて、それ以前はたゞ大比叡は三輪神の勸請、小比叡は地主神又は國常主命として崇められて居たらしい。想ふに小比叡の地主神は山の守護神であるために大山咋或は山末之大主命と呼ばれ、それに關連した神話が素戔嗚尊に因縁づけられたのが古事記に見えた大年神系の神話であらう。従つて古事記の作者は日吉の社司とは密接な關係をもつ

ものであらう。

日吉社司と賀茂社司との關係

賀茂社司と松尾社司との關係

日吉禰宜口傳抄の撰者牧麿は賀茂社の祝部であつて、鴨縣主家傳に祝部宿禰、姓氏錄云、建角身命後也。鴨氏舊譜云、伊多弊尼命之三世賀豆是部祖云々、此七世孫宇志、天智天皇御宇、祝奉仕、而同九年庚午賜祝部姓、爲淡海國日吉社齋官云々。又賀茂氏系圖云、祝部今吉、寛平五年六月七日補別雷宮祝以來六代聯綿至元延改於賀茂縣主云々按今吉者宇志丸之末葉歟とあるは那邊まで信用し得るか疑問であるが、これによつて日吉の社司と賀茂社の禰宜との間に血族關係のあつたことは想像される、さうして耀天記に日吉禰宜の言を引いて、「日吉社ニモ自昔無日記大宮權現ノ御事ハ賀茂日記ニ見タル事多シトゾ」といつて居るのを考へ合すと、かの日吉二社祭神のことなども賀茂社の所傳に本づくものであらう。鴨縣主家傳はまた鴨氏舊譜云、禰宜黒彦之弟、葛主都理、又秦都理云々、本姓葛野縣主而賜秦姓乎、諸神記云、大寶元年秦都理、始造松尾社云々といつて本朝月令に引かれた秦氏本系帳には鴨氏人爲秦氏之掣也、秦氏爲愛掣、以鴨祭讓與之云々

とあるは賀茂社と松尾社との關係を示すもので、兩社の祭事には他に類例のない御阿禮を用ふることにも注意すべきである。

既に日吉の社司が賀茂社の禰宜と姻戚關係があり松尾の祠官も賀茂社の禰宜と親族であつたとすれば日吉と松尾に同じ大山咋神を祭つて居ることも自ら首肯される、さうしてこの大山咋神系を特筆詳記した古事記の出處も略見當がつくであらう。

之を要するに古事記に記する大年神系の諸神は日本書紀に見えず、此等の神々を祀る比叡の社も平安朝以前の國史に載つて居ない。延暦三年長岡遷都の際賀茂上下二社は從二位に叙せられ、松尾乙訓の二神も從五位下を授けられたが比叡社はあづからぬ、又同十三年平安遷都の際にも賀茂松尾は近郡の故を以て神階を加へられたが、比叡は關與しない。これ比叡社の勃興が最澄の延暦寺草創の結果であつて、それ以前はたとひ山神の類があつたにしても公に認められる程のものでなかつたことを示すものである。最澄が山を拓いて延暦寺を建立するにあたり天臺山王祠に倣つて大小比叡神が興つたが、その初めは大比叡は三輪神の勸請、小比叡は地主神として崇められたらしい。而して小比叡が大山咋或は山末之大主神と呼ばれ仁和の頃に大行神社新行事社等が造營されて大山咋の父母兄弟が祭祀にあづかると同時に又宮の別宮に素戔嗚尊

最澄以前
比叡山に
は公に認
めらるゝ
ほどの神
社なし

比叡神の
發展は山
寺造立以
後なるべ
し

がまつられて此に三輪勸請の大比叡と大山咋の父神大年神とが結び付けられた様に見える。これ等の諸別宮の崇祀は既に社司等が構成した神系を追々實現せしめたものと思はれる。而して此等諸神の神話が記載に上つたのは古事記が最初で此點から考へても古事記は平安初期比叡松尾等平安京近郊の諸社が榮え出した頃の假託であることが想像せられる。

伴信友は瀬見小河卷四に比叡神の傳説を批評するにあたり古事記を盾に取つて比叡神は古くより此山に鎮座し給ふ大山咋神だと斷定し最澄の山王祠を起したことを罵詈して居るが、それは古事記を過信した罪で輕々しく左袒することが出来ない。又神祇志料には最澄が三輪神を勸請して寺の守護神として崇め祀つて以來小比叡はいたく貶しめられたといつて居るが、もともと小比叡は貶しめられた程の高き地位を有した神でなかつたらしい。否寧ろ最澄の三輪神勸請によつて大比叡に霑均して神格を高めたといふべきである。三代實錄に

(貞觀元年正月廿七日)京畿七道諸神進階、近江國從二位勳一等比叡神正一位、從五位下小比叡從五位上

とあるなどが即ちその例證である。比叡兩社はともに山門の勢力を背景としたもので、其の小比叡と大比叡との關係は、松尾大山咋神と宗像神との關係に似て居る。松尾に於ても其本來の

瀬見小河
及神祇志
料の批評

小比叡の
地位は三
輪勸請神
の昇進に
追隨する
ものなり

神大山咋神よりは勸請された宗像神が重んぜられて居るが、これは宗像神が神代紀に見えた由緒ある神であつたが爲めに、秦氏はこの由緒ある神の後にかくれてその家神の地盤を作つたことは前章に述べた通りである。小比叡ももとは名もなき山神であつたらうが三輪神の光によつて其地位を高くしたのである、神祇志料の記述は恐らく本末顛倒した見方で、これも亦古事記を過信した結果であらう。

第九章 淡海の多賀神

松尾と比叡の兩社は、勅撰の日本書紀に見えた宗像神又は三輪神を勸請して朝廷の崇敬を仰ぎ、これによつてその地主までが榮える様に成つた。さうして古事記の中に兩社の地主神に関する記載が詳密なのは古事記作者が兩者に關係あることを暗示するもので、古事記は決して平安朝以上に溯るものでなからうといふことは上二章に論じた通りである。乃て此章に於ては伊邪那岐神鎮座に關する記の記載について少しく卑見を述べて見たい。古事記は伊邪那岐神のことを記した後

故其伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也

古事記伊邪那岐神鎮座所と多賀の地名

神代紀所載の伊邪諾神鎮座所

古から有名なる淡路の伊邪諾神

といつて居る。多賀といふ地名は全國に亘りて可なり多い地名で和名類聚抄によると、山城綴城郡多河郷、備後三上郡多可郷、壹岐田河郷、陸前宮城郡多賀郷、近江犬上郡田可郷などがあつて、いづれも可なり古い地名であるが、近江の國には上舉、犬上郡の田可以外に多賀といふ所はない。尤も安祥寺資財帳（貞觀十三年牒）には近江犬上郡田鹿郷田鹿村とかゝれて居て田鹿、田可、多賀等文字は違ふが畢竟同一地を指すものである。従つて古事記が伊邪那岐大神の鎮座所とした淡海之多賀も勿論犬上郡の多賀であらう。然るに日本書紀の神代卷には

是後伊邪諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮淡路之洲、寂然長隱者矣。亦曰、伊邪諾尊功既至矣、德亦大矣、於是、登天報命、仍留宅於日之少宮矣

といつて、淡路長隱説と登天報命説とを出して淡海鎮座説に及んでゐない。さうして神代神話には日本西部から東方に發展して居るから、近江よりは淡路に配する方が自然であり、又日本紀の履仲紀五年に淡路伊邪諾神が血穢を悪んだ記事があり、三代實錄貞觀元年に淡路伊邪諾神に一品を授けられたことが記されて居て、淡路の伊邪諾は比較的古くから重んぜられて居たらしいが淡海之多賀社については何等の記載もない。又延喜式神名帳を檢べると淡路津名郡に「淡路伊邪諾神社名神大」とあるが、近江の犬上郡には七座小社の中に「多何神社二座」を數へて居

延喜式小社の近江の多賀社

るにすぎない。これ延喜の當時に於ても淡路の伊弉諾社は著名であつたが近江の多賀社は餘り著名でなかつた證である。尤も「名神大小」の注記は後人轉寫の際に誤られることもないとは限らぬが、神名帳の近江國の下に「一百五十五座六十三座」とあつて大小各座の總數が注記と一致して居るから多何神社の小社であることは疑を容れる餘地がない。従つて昔から延喜の御代に至るまで、近江多賀社がかへりみられて居ないことは明瞭である。然らば近江の多賀社が大きく成り始めたのは何時頃であらうか、延喜以後と雖もこれに關する史料は見當らぬが、鎌倉頃の當社文書によると鎌倉末期から漸次勃興の氣運に向つて居るらしい。

一體鎌倉末期以後は我國の政治權勢の轉變が尤も悪かつた時代で、伶俐な祠官は權勢の趣くところに阿附して、發展の道を開拓したらしい。乃で建武中興の成就せむとする前に當つて近江地方にあつて朝敵誅伐に當らせられた守良親王は多賀社祭禮の日に御祈願をこめさせられ、戰勝の後に多賀社庄一所内の半分を御寄進あらせられたことが同社所藏の令旨に見えて居る。令旨の文は次の通りである。

寄進 多賀社

合多賀社庄壹所内半分者

鎌倉時代以後に於ける犬上郡多賀社の發展

多賀社庄寄進の令旨

在近江國犬上郡

傳聞、當社者天照大神孫裔外宮所座高宮、天下執政之靈神、鎮國利民之社壇也、爰去四月十九日祭禮日、爲祈朝敵誅伐之超事、竊抽參詣通夜之信心、於是靈瑞揭焉也、信心無貳也、遂果去九日奉成先帝臨幸於城中、忽滅六波羅北方越後守仲時、東使伊勢入道行意、隱岐前司清高等、數百騎軍勢、東夷爰滅亡、西都忽安寧、仍爲果當社興行立願、寄進多賀社庄半分、今日午日爲來際龜鏡、依五宮令旨、寄進之狀如件

元弘三年五月十四日

侍從教忠奉

右文書末尾に「五宮」とあるは、五辻宮守良親王にわたらせられる事はかつて平泉博士が「史上に湮滅せし五辻宮」(太陽第貳拾八卷第拾壹號)に於て闡明されたところで、此守良親王の御祈願が多賀社發展一因であらう。多賀社には猶元弘以前に於て正元、文永、嘉元、延慶、元應、元亨、嘉暦等の文書を藏して居て、之によつて正元以後地方豪族の歸依崇敬を得て居たことは知られるが、高貴の尊信を得たことはこれが始めてであらう。さうして其後建武二年に足利尊氏の叛逆によつて中興の業が阻止せられた後は多賀社は足利氏に接近しつゝあつたことは建武三年十月一日直義の軍忠狀に「合戰軍忠者尤以神妙也、於賞者追可其沙汰云々」とあつて觀應二年足利

足利氏と多賀社

江戸時代の多賀社

尊氏等が多賀社神官中へ宛てた文書などによつて推知することが出来る。さうして室町時代に入つてからは將軍の寄進も相應あつたらしく、當時の文書中には「多賀大社」と署して居るのである。降て江戸時代に入つてから別當不動院僧正慈性が多賀社と天台宗との關係から天海僧正に取入つて將軍家に訴へ社殿造營のことがあり、今日の多賀社を成したるものらしい。従つて今日では立派な多賀大社であるが平安朝以前は微々たる小社にすぎなかつたらしい。

淡海國故事因縁記に

三上嶽と犬上多賀とを連結する後世の傳説

おのころ嶋より、先山の三上の嶽(近江野洲郡)へ移らせたまひ、それより岩屋浦大和嶋(淡路)へ飛行したまふ。夫より沼嶋(淡路)に飛行したまふ。中嶋村高間が原田打始庄司御百姓と唱ふ、犬上多賀宮(近江犬上郡)に住せ玉ひ、夫より日向に宮居したまひ、霧島山に飛行したまふ、天のぬほこを立ちかしたまふ也云々

とある、これは附會の傳説で後世のものであるが、この内に諸冊神話のおのころ嶋と淡路、近江、及び霧島山の傳説をむすびつけて、近江國の三上嶽を先づあげて後に犬上郡多賀宮をあげた點は注意に價ひする様に思はれる。又神祇正宗の三十番神の下に廿七日。

三上神を多賀と稱する神祇正宗三十番神

十八日三山大明神天世乎命也

今ノ多賀大明神、本地ハ伊弉諾尊也、人皇七代孝靈天皇六年ニ出現坐

とあるが、此の所謂「三山大明神」は明應三年六月の近江國野洲郡三上大明神修理議定の文書に「夫當社大明神者本地阿彌陀如來ノ垂跡也本邦爲廿七日ノ番神。」

といつて居るのによつて考へると「三上大明神」の誤寫である。さうして三上大明神が「今ノ多賀大明神、本地ハ伊弉諾尊」とあるより推すと犬上の多賀社と野洲の三上社との間に何等かの關係があらうと思はれる。又上に引いた明應文書によると當時野洲の三上社の本地は阿彌陀佛と信ぜられて居たらしく、犬上の多賀社も天文頃には無量壽佛が本地だと稱せられて俊乗坊重源が此に詣で、壽命延長の利益を得たと宣傳せられてゐる(重源が多賀社に詣でたことが實際なればそれは三上の多賀社であらうが)など、兩者の關係を暗示するものである。又藥師寺僧景戒の作といふ日本靈異記に

近江國野洲郡内御上嶺有神社、名曰陀我大神、奉依六戸、社邊有堂、白壁天皇御世寶龜年中、其堂居住大安寺僧惠勝、暫間修行時云々

とあつて、元亨釋書勝慧傳にも

日本靈異記元亨釋書及新抄格勅符抄の田鹿神と三上神

奈良朝以來朝廷尊信の三上神社

三上神社の衰退と犬上多賀社の興隆

寶龜之間游方至近州御上嶺陀我神祠側宿一舍

とある、此に御上嶺陀我大神とあるは野洲郡三上山の陀我神で犬上郡の多賀神社ではない、さうして靈異記は陀我大神を「奉依封六戸」とかいてゐるが新抄格勅符抄にも「田鹿神六戸」とあつて封戸の數も一致して居るから、野洲三上山の神社が陀我神或は田鹿神と稱せられたことは疑ひをいれぬ。

野洲郡の三上神社は天平神護の頃既に神封六戸を寄せられ、次で寶龜中に大安寺の惠勝が此に參籠したことは上にのべた通りであるが、又金勝寺官符によると寛平九年に兵主三上兩神に年分度僧が加へられとあり、又其後も度々神階を進められたことが三代實錄に見えて、延喜式神名帳も近江國野洲郡に「三上神社神大月次新嘗」と記し、又日本紀略天延二年五月七日近江國解に「兵主三上神、自去三日打大鼓、并鉦之音經日不絶」とあつて平安朝時代に相應著名な神社で朝廷の尊信もあつた様である。さうして鎌倉末から室町にかけても法華三十番神の隨一として尙崇敬されて居たが、應仁文明の兵亂以後は漸次衰頽して振はなかつたことが當社文書によつて窺ふことが出来る。然し室町頃までは衰へてもまだ三上大明神が多賀大明神であることは知られて居たらしいが(神祇正宗)江戸時代になると殆んどそれすら忘れられて、當時神名帳の

考證をかいた伴信友の様な學者でさへも元亨釋書の「御上嶺陀我神祠」を誤解して「可憎妄説なり」といふ程憐れな状態と成つて了つた。さうして三上社の衰退に代つて勃興し始めたのが犬上郡の多賀神である。

犬上郡の多賀神は延喜式の當時はまだ微々たる小社にすぎなかつたが鎌倉末期より興隆の氣運に向つたことは上述の如くである。さうして前に掲げた元弘三年五宮令旨によると

當社者天照大神孫裔、外宮所座高宮、天下執政之靈神

とあるから犬上の多賀神は本來伊勢高宮の勸請神であるかも知れないが、三上社も神名を多賀と呼び、室町時代には兩者とも伊邪那岐神を祭ると云ひ本地を阿彌陀佛と稱して居るのであるから、兩社は聯絡ある同系の神社で、その隆替の前後から推測すると、三上の多賀神が或る時代に犬上に勸請され、本社は地名によつて三上社と呼ばれ、犬上の分祠は神名によつて多賀社とよばれたが遂には社名が地名となつて犬上郡の田可(多賀田鹿ともかく)といふ地名を生じたらしい。さうして古事記に「伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也」とあるは鎮坐の地を多賀と呼ぶのであるから、明かに犬上の多賀を示すものである。又日本紀略及神名帳などの諸書に三上社の名は屢散見するが、いづれも三上とかいて多賀とはかゝない。是れ古事記の多賀か三上でなく

犬上多賀社は三上社の古き分祠か

て犬上の多賀なることを證明するものである。然し犬上の多賀が著名に成り初めたのは上述の通り鎌倉以後であるとすれば、古事記を天長承和の作とするも猶これを記載するのは早きに失すると考へる方もあらうが、假令小社であつても延喜以前から存在するものであるから、古事記が特にこの小社の爲めに計るところがあつたと解することが出来よう。

應永伊勢
本の誤寫

或はいふ、今の古事記には「坐淡海之多賀也」とあるが應永鈔伊勢本には淡海を淡路に作り、淡路にも多賀といふ地があるから、今淡海に作るは傳寫の誤りであると。然し淡路の多賀村は犬上の多賀社が伊邪那岐神を祭つて著名に成つた後にあらはれた新しい地名であるから、これを淡路の多賀に改めることには輕卒に賛成し兼ねる、且つ伊勢本に淡路に作る事は論者のいふ通りであるが、更に古く且つ善本であるといはれて居る尾張寶生院本には明かに淡海に作つて居る、さうして舊事本紀は日本書紀と古事記とを合糅して作つたものであるらしいが、その中に

伊弉諾尊、功既至矣、徳亦大矣、神功既畢、登于天報命、留宅於日之少宮、復靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲寂然長隱、亦坐海之多賀者矣

といつて居るのによつて察しても、舊事紀作者が見た古事記も淡海之多賀に作つたことが明瞭

である。従つて今の古事記に「坐淡海之多賀也」といつたのは誤りでなく、かくいつたところに古事記の後出であることを暗示して居る。

第十章 疑問篇提要

我が古代史の根本資料として尊重せられる文献は古事記と日本書紀の二つである。中に就いて前者は其序文によると元明天皇の和銅四年九月以後に着手して五年正月に完了進献された三卷の歴史で、後者は續日本紀のいふ所によると舎人親王が勅を奉じて撰修し養老四年に完成して進献せられた卅卷の歴史であつて、兩者完成の年次は僅かに八年を隔てるのみで、其編纂は略同時に行はれたと見るべく、此點に於て兩者の間に價値の甲乙を論ずることが出来ない。而して其内容を考査すると書紀は出来るだけ多く當時の異説を列擧して攻究の資料を保存して居る、殊に欽明紀二年に皇子皇女の名を列記した下に二種の異説を列記して且つ「帝王本紀、多有古字、撰集之人、屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜、前後失次、兄弟參差、今則考覈古今、歸其真正、一往難識者、且依一撰而注、詳其異、他皆效之」といつたのは單にこの一條に對する注記に止らずして日本紀全體の凡例と見ることが出来る。さうしてこ

の一條だけでも如何に書紀の記載が忠實であるかと別るが、古事記の方はすべて異説を刊落して一説だけを叙して偽を削り實を定めたと誇つて居る、此點に於て兩者編纂の態度は全然反對で、書紀は材料の豊富な點を古事記は削定の嚴密な點を特色とする。

次に兩者の傳來沿革について考査すると、日本書紀はその編纂のことが續日本紀に出て居つてその後屢引用され、後の勅撰史の模範と成つて朝廷に於ても屢講述されて居るが、古事記は其編纂の事に關しても其序以外に記されたことなく且つ平安朝初期まで曾て引用せられたことがなく、確實な文献にこれを引用したのは管見の及ぶ所朱雀帝の承平頃に出來た公望の日本紀私記(釋日本紀所引)で、その後漸くかの舊事本紀とともに諸書に引用される様に成つたが、猶日本書紀の方が重視せられ古事記舊事本紀は旁證として引かれる程度に過ぎなかつた。然るに江戸時代になつて國學が勃興するに及んで日本紀は漢文でかゝれたが爲め漢意を含んで日本の特質が傷はれて居る、舊事紀はその内容より見ると後世の偽作であるが獨り古事記は古代の言ひ傳へをそのまま筆録したもので神ながら面影を傳へて居るといつて遂に古事記の價値を日本紀以上に見る様に成つた。此に至つて舊來の日本紀中心の見方が一變して古事記が之に代つた。然し平心古事記の序文を熟讀して見ると古事記といふ書物は江戸時代の學者がいふ如く上代

の言ひ傳へをそのまま筆録したものでなくて、一度漢文でかゝれた文献を日本語にかき流し區々たる異説を整理して統一した記事に改めたものである。さうして其内容を檢査するとその内には漢意も含まれて居り、また漢語及び漢語に淵源する言葉も存在する。従つて江戸時代國學者のいふが如く、古事記を絶対のものとして視ることが出來ない。以上のことは私が第一編に於て論じたところである。

第一編に於ては古事記の序文を文字通りに解釋し、これによつて古事記の成り立ちと價値とを論じたのであるが、既に古事記と同じ様な沿革をへて來た舊事紀か偽書と判斷せられるならば古事記にも全然疑を容れる點がないでもない。乃で先づ古事記の序文を精察批判して見ると平安朝初期に假託された文らしく思はれる(第一章)。さうして古事記の序は古事記の成立を説明する唯一の資料でこれが平安朝初期の假託となれば古事記は何時頃如何にして出來たかわからなくなる。乃で古事記成立の年代を想定する爲め、日本書紀と萬葉集と平安朝初期の諸書とを標準として字音假名の用例の表を作り統計を取つて、これを古事記の用例と比較對照して見ると古事記の用例は平安朝初期の諸書に近似する(第二章)。次に又古事記は地名を記載するに當つて書紀と異つた文字を用ゐてゐて、それは考へ方によつては書紀より古い證據とされる傾きが

あるが書紀から平安朝に及ぶ各時代の用例と比較すると、古事記の用例は比較的後の文献と一致する場合が多い(第三章)。乃で假名の用例と地名の記載法とから推定すると古事記は平安朝初期以上に溯るものでないと想定される。

次に日本書紀殊に書紀神代卷は種々な異説を羅列して博聞に備へて居るが、古事記の神代記事の内には書紀の本文にも異説にも見えない説が多い、これは書紀の編纂者が未だ古事記を見なかつたのであらう。又古事記の中には山上憶良の類聚歌林や萬葉集にのせられた歌が多く載つて居るが類聚歌林や萬葉の歌序は古事記の説明した歌の縁起と全然別なことをかいて居る。これ恐らく山上憶良や萬葉の編者が未だ古事記を見なかつたのであらう(第四章)。又古事の内には諸家の姓氏に言及した記事が頗る多いが、平安朝初期に出来た勅撰の弘仁姓氏録には古事記の姓氏説と矛盾するものもあり、古事記にあつて姓氏録にもれたものもある。これ姓氏録の編者も古事記を見なかつたのであらう(第五章)。従つて古事記は書紀以後姓氏録に至るまで一般に認められなかつた書物で、平安朝弘仁以前には未だ存在しなかつたのであらう。

然らばそれが記録にあらはれ初めたのは何時頃であらうか、管見の及ぶ範圍では日本紀弘仁私記序に古事記が紹介されたのがその初めである。いふ所日本紀弘仁私記は弘仁年中に多朝臣

人長か日本紀執講の際の講記であるが、その序の内容は日本紀と姓氏録とを抑へて古事記を揚げるためにかゝれたものらしく、日本紀私記の序として疑議なき能はざるもので、恐らく少少後の人が私記の序に託して古事記を紹介したものであらう。さうして古事記の序によると古事記は稗田阿禮が誦習した帝系^紀及先代舊辭を筆録したものと成つて居るが、稗田の阿禮といふ人は他の文献には全く顯れない姓名で姓氏録には稗田の姓さへも出して居らぬが、弘仁私記序によると稗田阿禮は天鈿女命の後であると註せられ、その誦習した帝系舊事を僞書の定評ある舊事本紀だと説明して居る。乃で弘仁私記序は古事記舊事本紀と連絡ある假託の序で姓氏録以後恐らくは天長承和の際に出来たものであらう。従つてこれに關聯する古事記もその頃の作であらう(第六章)。

以上論じた様に古事記は平安朝初期弘仁以後の作と想定されるが、それは如何なる方面の人々によつて作られたであらうか。それが猶一つの問題として残る。前にも述べた通り古事記の中には姓氏關係の記事が可なり多いが又神系に關する記載も少くない。我上代から神事に關係する著名な氏は中臣氏と忌部氏であるが古事記全體を通覽すると、中臣氏に有利な事ばかり力説されて居て、忌部氏に有利な記事が書紀にある場合古事記はこれを省略して居る。さうし

て中臣忌部が古くから相容れなかつた事情から判断すると古事記の作者は中臣関係の人の手に成つたものと想像せられる(第七章)。

次に古事記の内には日本紀に見えない神系が記されて居る。即ち素戔嗚尊の御子に大年神といふがあつて、大年神の子に奥津彦奥津姫といふ竈神があつて、その弟に大山咋神一名山未之大主神といふ神があり、此の神は淡海の日枝と葛野の松尾に坐す神だと説明して居るが、これ等の神は古事記特有の神々である。さうして日枝や松尾の祭神とその發展の歴史から推考すると此等の神々特に大山咋神は元來我が古代神の系統の神でなくして傳教大師が比叡山を開くにあたり祀つられた山王、又は秦氏の氏神で、比叡や松尾は此神の地位を作る爲めに、比叡にては三輪の明神、松尾にては宗像神を勧請し、これ等勧請神に均霑して初めて公に認められる程度の神である。此程の神々を記載に上した古事記作者は比叡松尾の祠官に深い因縁關係の存することは想像するに難くない。さうしてこの大山咋神を祀る日吉の禰宜と松尾の祠官とはともに賀茂社の禰宜と姻戚關係あり、日吉の祭神に關する口傳も賀茂社の記録に本いたものが多いらしいからこれ等の神を古事記にかいた人は、賀茂社の禰宜か又はそれと密接な關係のある人であらう(第八章)。

最後に古事記に特別な記事の一は伊邪那岐神を淡海が多賀に坐す神とする點である。書紀には伊弉諾尊は最後に上天して日の少宮に昇つたといふ説と淡海に長隠し給ふといふ説との二説をあげてゐるが古事記は此二説をすて、淡海が多賀に坐すといふ。所謂多賀は犬上郡の多賀で犬上郡の多賀が有名に成り初めたのは比較的後世で、此を伊弉諾大神の鎮座所といふたのは釋日本紀所引の私記が最初である。此點から考へても古事記の作成は平安朝初期でなければならぬ(第九章)。

以上論證したところを綜合すると古事記は天長承和の際に賀茂社に關係深き祠官の手で偽作されたもので、偽作の目的は主として賀茂社に姻戚に當る比叡松尾の祭神大年神系を神代神話に編入してその地位を堅めるにあつたらしく、その目的の爲めに當時勢力があつた中臣系に阿附する様な態度に出て居るらしい。乃で古事記の内容が如何にして構成されて居るかを編を改めて考へて見よう。